

政策情報 かわさき



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

Review of Public Policy, KAWASAKI CITY
2017 March No.35

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

第35号 創刊20周年号



特集 1

「政策情報かわさき」
創刊からの20年を振り返って

特集 2

「成長」と「成熟」の調和による持続可能な
「最幸のまち かわさき」をめざして

「政策情報かわさき」創刊からの 20年を振り返って

「政策情報かわさき」は、平成8(1996)年11月に第1号が創刊されました。それ以来発行を重ね、今号で35号、20周年を迎えます。このことは、市職員をはじめ、学識経験者、研究者、民間事業者など、これまで本誌の刊行に関わった多くの方々の熱意ある努力の賜物であり、あらためて敬意と感謝を申し上げます。

創刊当時を振り返りますと、平成8年は、地方分権推進法の成立した翌年に当たり、地方分権推進委員会から第一次勧告が出されるなど、まさに地方分権の流れが本格化した頃でした。また、グローバル化の進展や情報通信技術の発達、低成長時代の到来、少子高齢化の進行など、国や地方自治体等を取り巻く環境が大きくかつ急速に変化する時代にあって、こうした環境変化に的確に対応し、行政として実効性のある取組が求められるとともに、分権時代にふさわしい、総合的な政策力が大きく問われた時期でありました。

このような新たな時代の要請に対応するために、政策研究の実践や庁内外への政策情報の発信、職員の人材育成などを目的として創刊された「政策情報かわさき」が果たしてきた役割は、けっして小さくはなかったと思います。

あらためてバックナンバーを振り返りますと、先に触れた地方分権への対応をはじめ、総合計画や行財政改革プランの策定、あるいは、安全安心、医療・福祉、環境、産業・技術、まちづくり、文化・芸術など、さまざまな領域の政策研究等が余すところなく掲載されており、当時の社会経済状況や政策課題などに対して職員らが積極的にアプローチし、創意工夫や試行錯誤を重ねながら、時に自由な発想で論稿を発していることがうかがわれます。

節目の今号の特集で、本誌のアーカイブとして創刊号から34号までの主なコンテンツを一覧にしてまとめ、当時の川崎市や国内外おける主な出来事も併載しました。これまでに掲載した行政課題などには、先駆けとなっていまの施策に受け継がれているものや、その時代特有の課題等を表しているものなどがあり、世の中の動きとのつながりと併せて、読者それぞれの視点で興味深く見ることができると思っています。

私たちが担う基礎自治体の取組は、今まで以上に質的向上が求められ、市民の皆さまの期待も大きくなっていると感じています。それに伴い、本誌に求められる役割も高まっていくものと考えます。創刊20周年を契機に、職員全員が本誌の理念と諸先輩方の熱意を共有し、持続可能な社会をつくるために、政策形成能力のさらなる向上をめざすとともに、引き続き、「政策情報かわさき」が「川崎を一步先へ、もっと先へ」進めるための価値ある媒体となるよう期待したいと思います。

川崎市長 福田 紀彦



政策情報かわさき 第35号 CONTENTS

特集

特集 1	「政策情報かわさき」創刊からの20年を振り返って 特別寄稿 政策情報かわさき創刊20年に想う	瀧峠 雅介	2
	「政策情報かわさき」のあゆみと時代背景		6
特集 2	「成長」と「成熟」の調和による持続可能な「最幸のまち かわさき」をめざして 「川崎市総合計画」の策定 ～「最幸のまち かわさき」の実現に向けて～	総務企画局都市政策部企画調整課 担当係長 山井 康明	14
	「川崎市行財政改革プログラム」の策定を終えて	総務企画局行政改革マネジメント推進室 担当係長 吉田 純二	21
	かわさきパラムーブメント ―2020年、そしてその先へ―	市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 木田 哲也	27
	臨海部の持続的発展に向けて	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 担当係長 上原 彩	33

本市の政策展開から

●多様な主体との協働・連携

- ◎宮崎県と川崎市の連携による国産木材利用に向けた取り組み ～『崎-崎モデル』の構築～
まちづくり局総務部企画課 課長補佐 佐藤 英樹 38
- ◎戦略的新駅・小田栄駅の整備について ～JR東日本との包括連携協定の取り組み～
まちづくり局交通政策室 広域交通対策担当課長 藏内 政之 42

●女性の輝く社会の実現に向けて

- ◎川崎市の保育所待機児童対策の取り組み
こども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当 担当係長 新村 祐 47
- ◎川崎市立中学校完全給食の実施 ～みんなで創る健康給食～
教育委員会事務局中学校給食推進室 葛山 久志 49
- ◎小児医療費助成制度の拡充の取り組み
こども未来局こども家庭課 医療費助成係長 平山 雪生 51
- ◎女性の活躍推進で目指す社会
市民文化局人権・男女共同参画室 担当係長 小沢 由香子 53
- ◎庁内における女性活躍推進の取り組み
総務企画局人事課 荒井 諒 56

●まちの安全安心に向けて

- ◎誰もが安心して歩ける明るいまちを目指して ～防犯灯LED化ESCO事業の実施～
市民文化局地域安全推進課 地域安全係長 石床 高志 59
- ◎川崎市における客引き行為等防止対策
市民文化局地域安全推進課 担当係長 中野 諭 64
- ◎川崎市における空家等対策計画の策定 ～総合的・計画的な空家等対策を目指し～
まちづくり局住宅整備推進課 担当係長 皆川 悟史 68
- ◎「災害に強いまちづくり」の実現に向けた建築物の耐震化の推進
～「川崎市耐震改修促進計画」の改定および耐震化に向けた助成制度の見直し～
まちづくり局建築管理課耐震化支援担当 担当係長 村上 雪絵 72

●ブランドメッセージの策定

- ◎「市のロゴマークが変わった!」だけじゃないんです…
～ブランドメッセージの策定と、プロモーションのお仕事～
総務企画局シティプロモーション推進室 ブランド戦略担当 担当係長 広岡 真生 76

「政策情報かわさき」 創刊からの20年を 振り返って



特別寄稿 政策情報かわさき創刊20年に想う

瀧峠 雅介 (たきとうげ まさすけ) 氏

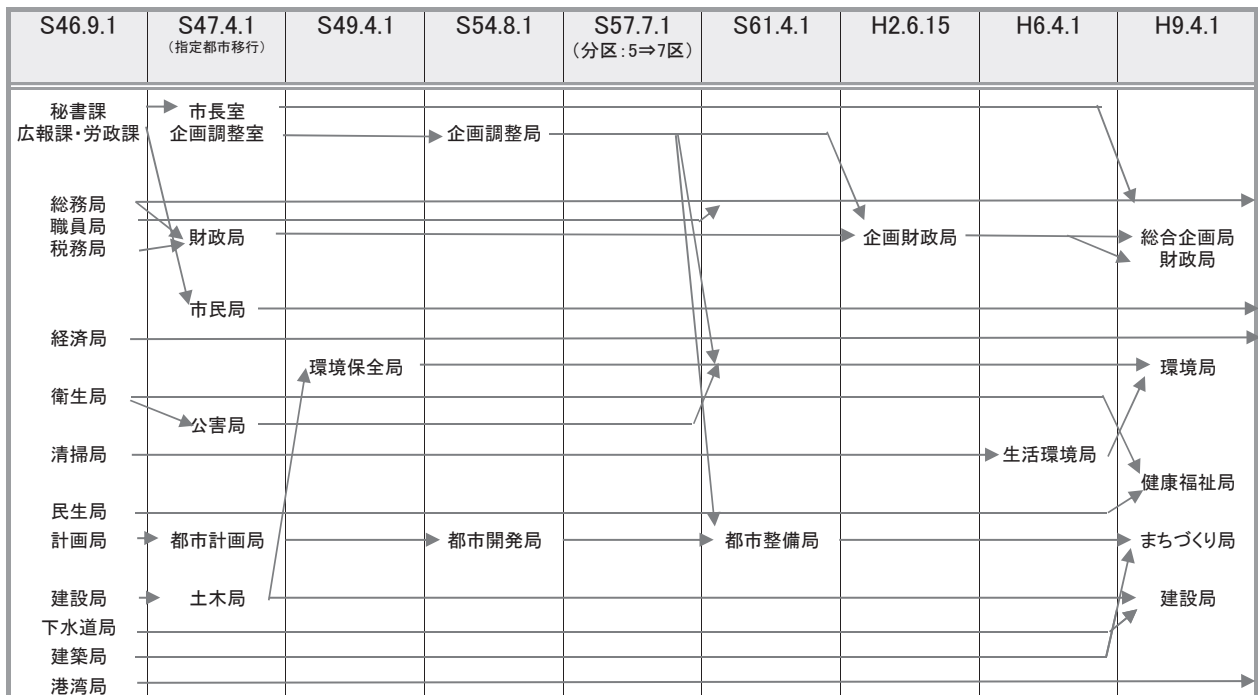
昭和54(1979)年5月に川崎市役所入庁。総合企画局企画調整課長、自治政策部長、総務局人事部長、麻生区長などを歴任し、平成25(2013)年4月に総合企画局長に就任。平成28(2016)年3月に川崎市役所を退庁し、平成28(2016)年6月から川崎臨港倉庫埠頭株式会社社長を務める。

「政策情報かわさき」創刊20周年おめでとうございます。

今回この寄稿の話をいただいて、あらためて「政策情報かわさき第1号」を開いてみた。執筆陣は、学識者、市民、職員、研究者、ジャーナリストなど多士済々で、その奥付には「1996年11月発行 編集・発行 川崎市企画財政局都市政策研究室」とある。編集委員会

のメンバーにも懐かしい先輩方の名前が並んでいる。

この年(平成8(1996)年度)私は企画財政局にはおらず(形として職員の籍はあったかもしれないが)、総務局行政システム推進室で職員の定数管理や組織・事務分掌などの業務を担当していた。翌平成9(1997)年4月には、川崎市においてそれまでに類を見ない大規模な組織改正が実施された。衛生局・民生局の統



川崎市の機構の主な変遷 (市長事務部局)

【出典 政策情報かわさき第2号】

合による健康福祉局の設置、環境保全局・生活環境局の統合による環境局の設置、都市整備局・建築局の統合によるまちづくり局の設置、土木局・下水道局の統合による建設局の設置など、局レベルの大規模な統合再編をベースとしたものであったが、その中で唯一企画財政局が分離され、財政局が単独の局となるとともに総合企画局が新設された。

新設される総合企画局については、「施策の重点化と全庁における総合的な企画調整機能を高めるため」「総合企画局は、重要な政策等の企画立案、市全体の施策の総合調整を行う」とされた。こうした新たな企画調整組織の設置と同時期にこの「政策情報かわさき」は創刊されたわけであるが、これは単なる偶然というよりも、右肩上がりの高度成長の終焉、持続可能なまちづくりや自治体経営への志向、地方分権の本格化などを背景に、この時期、あらためて自治体における政策形成力や施策の総合的な調整機能の強化がさまざまな形で求められるようになってきていたことに起因するのではないかと思うところである（なお、この時の組織改正については平成9(1997)年3月発行の「政策情報かわさき第2号」でもその概要が紹介されている。）。

1 「政策情報かわさき」との関わり

こうして誕生した「政策情報かわさき」にその後私とは三度ほど関わっている。

一度目は、平成9(1997)～10(1998)年度にかけての総合企画局都市政策部員の時代である。平成9(1997)年4月、総合企画局の発足と同時に私は行政システム推進室から都市政策部へと異動となった。

都市政策部は、「政策情報かわさき」発行のほかにも、地方新時代市町村シンポジウムの開催、政策課題研究や都市政策研究員制度の運用、地方分権の推進などの業務を担っていた。私は「政策情報かわさき」の直接の担当ではなかったが、政策情報誌の発行と併せてこうした都市政策関連の事業実施を通じて、部を挙げて新たな政策課題の発見や新規施策の検討、政策情報の発信、政策形成を担う人材育成などに、庁内外のネットワーク構築を図りながら取り組んでいたところである。

二度目は、「政策情報かわさき」の作成・発行を直接担当した総合企画局自治政策部長時代(平成19

(2007)～20(2008)年度、都市政策部はその後の組織改正により自治政策部へと改編)である。部内で担当者、担当チームと特集テーマや執筆、インタビューの依頼者、どのようにしたら多くの人に読んでもらえるかなど頭を悩ましながら議論したことが懐かしいが、この時に特に思い出に残っていることが二つある。

一つは、「政策情報かわさき第23号(平成20(2008)年3月発行)」での一橋大学大学院教授の辻琢也先生(現一橋大学副学長)へのインタビューである。テーマは、「川崎の来た道、進む道ー川崎市における改革の取り組みと今後の方向性ー」というもので、平成14(2002)年に財政危機宣言を踏まえて策定した「川崎市行財政改革プラン」ならびに、改革を推し進めながらも川崎の将来ビジョンを描き、それへの道筋、戦略を明らかにするという「新総合計画ー川崎再生フロンティアプラン」の策定に中心的に関わっていただいたお一人として、先生の思いや考え方、これからの川崎市の進むべき方向性などについてインタビューさせていただいたものである。

内容の詳細は第23号をご参照いただきたいが、改革の取り組みやこれからの川崎市のまちづくり(ハード、ソフトを含めて)の方向性などについて、冷静な情勢分析や論理的、合理的な政策、施策の構築方策などはもとより、特に、行政の果たすべき役割や川崎市のまちづくりへの辻先生の熱い思いを伺い、両プランに職員として関わった私もあらためて感銘を受けたことが強く印象に残っている。



辻先生へのインタビュー

「川崎の来た道、進む道ー川崎市における改革の取り組みと今後の方向性ー」

もう一つは、第24号での巻頭座談会である。この号の特集テーマは「川崎の国際戦略」であり、座談会も「グローバル化時代における川崎の国際戦略を探るー国際交流から国際貢献へー」と題し、川崎市の産業振興プランや種々の産業政策、総合計画などについて



座談会「グローバル化時代における川崎の国際戦略を探る～国際交流から国際貢献へ～」

長く提言、アドバイスなどをいただいている専修大学経済学部教授の平尾光司先生（現昭和女子大学学事顧問）をはじめ、各局の国際交流、国際経済、臨海部活性化、地球環境、港湾などの担当職員に参加いただいたものである。

私は司会役を務めたが、出席者のお話を聞いて、あらためて、川崎が歴史的かつ先端的な産業都市であるとともに環境先進都市であること、さらに、知識集約的な研究開発都市であり、臨海部・港湾・羽田から世界に開かれた国際都市であることを再認識したし、川崎のポテンシャルや将来像について自分なりのイメージを膨らませることができた。

また、平尾先生からは、「工業都市の21世紀型の一つのモデルを川崎が提供しているのではないか、～われわれは、これを世界に向けての『カワサキモデル』と言っている。」というお話があり、「カワサキモデル」という斬新でジャストフィットなキーワードを新鮮な気持ちで耳にしたことを記憶している。

三度目は、平成25(2013)～27(2015)年度にかけて務めた総合企画局長の時期である。この時期総合企画局では、総合計画の策定・進行管理、施策・事業や公有地の調整、広域行政、統計調査の実施・分析、臨海部活性化、スマートシティ等のプロジェクト推進などと併せて、自治政策部（後に自治推進部）において市民自治、協働のまちづくり、地方分権、政策課題

研究、政策情報誌の発行などに取り組んでいた。

政策的な課題の発見、先取りや振り返り、関連情報の効果的な発信、書き手、読み手を通じた人材育成への寄与など、政策情報誌に期待する基本的役割は変わっていないが、全市的な計画づくりや施策・事業の調整、庁内外の横断的プロジェクトの推進といった役割を担っている局においてどのような政策情報誌を、どのように作成・発行していったらいいか、また別の立場で頭を悩ました時期でもあった。

今この3年間の特集テーマを振り返ってみると「市政運営の三本柱に基づくかわさきのまちづくり」「かわさきの地域力」「多摩川を活かしたまちづくり」「市民の声を“聴く”」「ICTを活用した自治体施策」「地域で支えるまちづくり」と多岐にわたっている。これは、全庁的な計画策定や施策・事業の立案、実施などに関わる調整状況などを踏まえながら、その時々タイムリーなテーマを追い求めた結果でもあるが、また別の側面からすれば、自治体を取り巻く政策的課題やまちづくりの課題が以前にも増して範囲が広がりかつそのタイムスパンがかなり短縮されてきていることをも物語っているのではないかと思う。

2 「政策情報かわさき」への期待

創刊20周年を迎えた本誌については、私の部分的

な経験や見聞からしても、前述したように、川崎市のまちづくりに関する課題の発見や発掘、新たな政策や施策の開発、設計と発信、政策形成に関わる視点や意識の醸成、人材育成などについて大きな役割を果たしてきたことは確かであると思うが、ここでは、今現在私が感じている政策情報誌の作成・発刊に関する課題、視点について何点か記してみたい。

一点目は、政策情報誌発刊のねらい、タイミングと政策のタイムスパンについてである。これはあくまで私見であるが、「政策情報かわさき」を含めた政策情報誌創刊のそもそもの目的は、先駆的かつ広範な政策関連情報の発信・共有はもとよりであるが、少し単純な見方をすれば、自治体のまちづくりに関する課題を先取りして掘り起こし、それをいかに効果的な政策や施策の開発、構築、実施につなげていくかという点に重きが置かれていたのではないかと感じている。このこと自体は当然のことであるし、オーソドックスな考え方であると思うが、近年のように諸々の課題に関する計画や施策、事業の企画立案、実施、検証に非常にスピード感が求められている時代にあっては、実際の政策・施策の構築、実施と政策情報誌の作成・発刊との間にタイムラグが生じてきている恐れがあるのではないかと思うところである。

タイムリーなテーマ設定をしつつも良質で熟度の高い情報誌をつくっていく上では、作成プロセスでの十分な議論が大切であるし、一定の時間も要する。もちろん、政策や施策の振り返り、検証、評価も政策情報誌に求められる大きな役割の一つであるが、先駆的な課題や自治体政策への対応という面において、今後、こうした状況にどう向き合っていくか、ここで私は解答を持ち合わせていないが、大きな課題の一つではないかと感じている。

二点目は、政策情報誌の作成・発刊と職員のみならず、市民、川崎で活動を展開している団体、事業者、研究者などが一体となった自治体の政策形成力の向上とをいかに効果的にリンクさせていくかという点である。このことは言われて久しく、なおかつ難問でもあるが、政策課題の発掘、検証や政策形成のための開かれた‘ひろば’である政策情報誌の重要な機能であると思う。幅広い視点や立場、考え方などに基づく多様な意見を求める、ローカルな課題を見据えつつもオールジャパン、あえて言えばグローバルな観点からも俯瞰する、テーマ設定のストーリー性を工夫するなど思い

つきレベルのアイデアはいくつか挙げられるが、ここでは私なりの思いを述べてみたい。やはり、当然のことではあるが、その政策情報誌がいかに魅力的なものであるかが大変重要な要素ではないかと思っている。

しかし、一口に‘魅力的’といってもさまざまな切り口がある。例えば、テーマ設定の的確さや冊子としての構成や編集の熟度、あるいは読み物としての面白さなどもそのファクターとして挙げられるのではないかと思うが、私は、なにより、その政策情報誌がどれだけリアルでビジョナリーな「政策論議の場」になっているか、政策論議を引き起こすトリガーとなっているかが重要ではないかと考えている。そのためには、レポート・報告やインタビュー、座談会などさまざまな形でこの「政策情報かわさき」に参画してもらえの方々にいかに‘本気’になってもらえるかが大事なのではないかと思う。レポートや誌上インタビューなどの中でどれくらいその人の本音や課題の本質に迫る意見、考え方などを引き出せるか。そのことが読み手にも伝わり、思索や議論をさらに深め、ネットワークや議論の場を拡げながら具体的な施策やまちづくりの取り組みにつながっていく。こうしたダイナミズムが情報誌の価値や注目度を高めスパイラルアップにもつながっていくものとする。一方で、関係者の‘本気’を引き出すためには、政策情報誌の担当者のみならず、川崎のまちづくりに携わる市職員一人ひとりの‘本気度’が大きく求められるところであり、実際のまちづくりの取り組みや施策と政策情報誌の発刊が相互に作用しながら、いかに好循環なサイクルをつくりあげていけるかが問われているのではないかと思う。

最後に、よく言われることであるが、こうした政策情報誌については、その発刊をいかに継続していくかがとても重要なことであると思う。本誌創刊号の巻頭で政策情報誌の役割について触れている法政大学の松下圭一教授の論説の中でも「最後に政策情報誌は長くつづけることに意義があることを強調したい」といいます。政策・制度の開発・研究の歴史をこの政策情報誌がうつしだすことによって、川崎市の誇りをきずくことができるでしょう。」と述べられている。形態や手法、発行時期、担当セクションなどその時々でさまざまな変遷を経つつも、今後も、この「政策情報かわさき」の理念が長く受け継がれ、川崎市のまちづくりの大きな礎となっていくことを本誌の作成・発刊に携わった一人として大いに念願するところである。

「政策情報かわさき」のあゆみと時代背景

◆「政策情報かわさき」のあゆみ

発行号	特集・関連記事	本市の政策展開から
第1号 平成8(1996)年11月	【特集】なぜいま政策情報誌か ●分権改革と政策・制度開発 ～政策情報誌の役割はなにか ●市民とのパートナーシップを築くために ～本誌に何を期待するか	
第2号 平成9(1997)年3月	【特集】自治体計画と都市計画マスタープラン ●自治体計画の中に都市計画マスタープランをどう位置づけるか ●区づくり白書と都市計画マスタープラン	●平成9年度組織再編整備計画の基本的な考え方とその概要 ※行政課題報告
第3号 平成9(1997)年11月	【特集】新しい組織のスタート台に立って ●中・長期の財政計画策定と財政構造改善の取り組み ●廃棄物行政と環境行政の連携 ～ごみから見た組織再編の有意性 ●生涯福祉都市づくり推進における介護保険制度の影響と課題 ●区役所機能の拡充と新たな区政の展開	●新百合丘における市民共同のまちづくり ●川崎市福祉のまちづくり条例の制定にあたって
第4号 平成10(1998)年3月	【特集】川崎市産業の戦略的課題と方向性 ●情報通信時代の都市と企業 ～「都市創成戦略 ハイテク企業が都市を創る」 ●地域産業政策と総合都市政策 ●「エコタウン構想の推進」によるモノづくり都市かわさきの再生	
第5号 平成10(1998)年11月	【特集】パートナーシップ型事業の展開 ～市民協働のまちづくりに向けて ●市民と行政とのパートナーシップについて考える ～市民からのプロポーザルをどう受け止めるのか	●「研究のわ」の形成と今後 ～横糸は通せるか ●市民活動家・企業・行政の協働による地域活性化の取り組み ～シリコンバレーでの実践
第6号 平成11(1999)年3月	【特集】『改革』への挑戦 ～新しい自治体像を探るなかから ●財政危機下の自治体改革 ●いま、地方自治体に求められる政策評価 ●川崎市における分権推進の基本的な考え方 ●「川崎新時代2010プラン」新中期計画(第3次)の展望と課題について	●市民活動支援はいかにあるべきか ●青少年行政の総合的推進にむけた体制整備 ●出資法人の今後のあり方を考える ●改革待ったなし! 区役所行政 ～市民に身近な施策推進体制の整備 ●情報化が行政を変える
第7号 平成11(1999)年11月	【特集】政策争点の整理・合意形成手法の開発 ～いくつかの事例をケーススタディとして ●ゼロ・サム時代における自治体職員の責務とは ●川崎市における公有地情報の公開をめぐる ●「都市型社会」における行政の役割とは ～緑地保全施策の検討を通して ●コミュニティ施設の活用と学校施設 ～地域住民の合意形成の必要性	●川崎市住宅基本計画について ●男女共同参画社会の実現をめざす市民の取り組みについて
第8号 平成12(2000)年3月	【特集1】都市に「もり」をつくる ●「創造のもり」をつくる ～地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造 ●「市民健康の森」をつくる ～なぜ「市民健康の森」なのか 【特集2】『環境三条条例』の改正をめぐる ●環境影響評価条例 ●緑の保全及び緑化の推進に関する条例 ●川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	●「介護保険制度」をめぐる川崎市の取り組み ●「ものづくり都市川崎」フォーラム
第9号 平成12(2000)年12月	【特集】分権時代の自治体像を探る ●地方分権一括法施行に伴う川崎市における条例等の整備状況と今後の対応 ●分権時代にふさわしい市民参加手続 ●市民活動支援のための具体的な課題 ●市民参加の条例づくり ～「川崎市子どもの権利条例案」の試みから	●介護保険法施行後の保健所の役割 ●住宅基本条例の制定と居住支援制度の創設 ●ディーゼル車から黒煙、粒子状物質を減らすために ●児童への虐待を防止するために ●SOHO事業への取り組み ～かわさき夢オフィス「創房」

発行号	特集・関連記事	本市の政策展開から
<p>第10号 平成13(2001)年3月</p>	<p>【特集1】 21世紀の川崎の都市像 ●新時代へのメッセージ ～市民提案から新たな都市像を考える 【特集2】 新時代の課題と可能性 ●市民活動支援は自治体をどう変えるか ～市民活動支援指針の策定を通じて ●新世紀へ健康づくりのあらたなスタート ●「環境の世紀」における自治体政策の課題 ●臨海部再編のシナリオ</p>	<p>●麻生水処理センターにおける高度処理の導入 ●土地開発公社経営健全化計画 ●「多摩川エコミュージアム構想」に見る新しい市民活動の兆し ●市民がつなぐ川崎の水とみどりのまちづくり</p>
<p>第11号 平成13(2001)年12月</p>	<p>【特集1】 都市における産業振興 ～サイエンスシティ川崎へ向けて ●21世紀の科学技術と地域経済活力の創出 ●川崎臨海部再生リエゾン研究会 【特集2】 総合的人権施策の推進に向けて ●総合的人権施策の推進と川崎人権指針の役割 ●自立・平等・快適 「男女平等かわさき条例」がめざすもの ●子どもの権利委員会 ～市における子どもの状況や子どもに関する施策を検証する仕組み</p>	<p>●地域のなかで共生・共育 ～小学校施設を活用したわくわくプラザ事業 ●「川崎市公営住宅ストック総合活用計画」の策定と市営住宅の現状・今後について ●わかりやすい財務情報の提供をめざして</p>
<p>第12号 平成14(2002)年3月</p>	<p>【特集1】 第2ラウンドに入った分権改革 ●住民自治を拓げる制度・手法 ～自治基本条例を中心として ●分権型自治体の創造を目指して ～川崎市地方分権推進指針の策定と当面する課題 ●川崎市墓地等の経営許可等に関する条例の制定 ～新たなルールづくりへ向けて 【特集2】 都市計画マスタープラン ●都市計画マスタープランの意義と課題 ～川崎市における市民参加の試みから</p>	<p>●川崎経済の活性化をめざして ～「かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場」の開設 ●ISO14001取得の意義と今後</p>
<p>第13号 平成14(2002)年12月</p>	<p>【特集】 成熟型社会におけるまちのすがた ～自治体計画をめぐって ●改革の時代における自治体総合計画 ～転換期における総合計画とは？ ●改革の時代に求められる自治体運営 ～川崎市行財政改革プランの考え方について ●区別計画と区長権限の強化</p>	<p>●川崎市人権オンブズパーソン制度がスタートして ●地図による基礎的情報の共有に向けて ～麻生区地区カルテの作成について ●川崎市における資金運用及び財源調達課題と方向性</p>
<p>第14号 平成15(2003)年3月</p>	<p>【特集】 これからの地域福祉をさぐる ～共創的市民福祉社会の構築へ向けて ●「共創的市民福祉社会」の実現に向けて ～地域福祉ネットワーク構築 ●新たな参画と協働による地域福祉計画の策定に向けて ●福祉を担う市民の現場から ～地域におけるコミュニティ・ビジネスの可能性について</p>	<p>●科学技術の成果を活用した都市活力の再成 ●「音楽のまちかわさき」構想の推進 ●多摩丘陵の緑の保全に向けた緑地保全方策の構築について</p>
<p>第15号 平成15(2003)年12月</p>	<p>【特集】 市民生活から見たまちの姿 ～首都圏に位置する川崎のまちづくりと総合計画 ●商業から見る市民の暮らし ～広域商業圏と地域のまちづくりから考える商業のあり方 ●都市における女性の暮らし ～育児・介護の視点から ●終の棲家の居住選択と地域活動</p>	<p>●市民活動センターのオープンと今後の市民活動支援のあり方 ●分権型社会におけるまちづくりルール ●川崎の新たなイメージづくり ～シティセールスの展開</p>
<p>第16号 平成16(2004)年3月</p>	<p>【特集】 これからの地域コミュニティを探る ●都市部における地域社会を考える ●学校施設を利用した地域拠点施設の可能性について ～虹ヶ丘小学校コミュニティルームの取り組みを踏まえて ●公園づくりを通じた地域コミュニティ ●地域で取り組む子育て支援の現状と課題 ～中原区役所が進めるヘルスプロモーションの実践</p>	<p>●子どもの権利に関する施策の動向 ●人権オンブズパーソン事業 ～相談事例からみえてきた子どもの実態、施策の方向性 ●ISO9001規格によるマネジメントシステムの再構築</p>
<p>第17号 平成17(2005)年2月</p>	<p>【特集】 成熟社会における地域資源とまちづくり ～低成長時代における自治体運営への示唆を求めて ●成熟社会における地域資源とまちづくりの構想 ●かわさきのイメージアップを目指して ～地域資源と民間活力の活用 ●わが国の素材産業の資源循環産業化の潮流 ～川崎環境特区への期待 ●市民が市民を支える仕組みづくり ～井田病院の市民ボランティアを事例として ●分権時代に求められる自治体職員像 ～人材育成の取り組みを通じて</p>	

◆「政策情報かわさき」のおゆみ

発行号	特集・関連記事	本市の政策展開から
<p>第18号 平成17(2005)年3月</p>	<p>【特集1】新たな公共管理の可能性 ●新たな公共管理の可能性を探る ～行政サービスの外部化と指定管理者制度、委託・契約における課題から ●民間化の動向と委託契約手法の変容 ～日本におけるPFIと指定管理者制度を中心として ●CSRにおける総合評価型入札制度（政策入札）導入の可能性 【特集2】政策形成過程における参加のデザイン ●参加技法のイノベーション ～科学技術政策とコンセンサス会議</p>	<p>●市民活動への資金支援のあり方 ～かわさき市民公益活動助成金をはじめとする本市の資金支援施策 ●川崎市における地下室マンション問題と条例制定</p>
<p>第19号 平成18(2006)年1月</p>	<p>【特集】川崎発「環境」の現在と未来 ●新たな時代に対応した自治体環境政策の課題 ～次世代への責任、持続可能な社会をどうつくるのか ●地域環境から積み上げる循環型社会の姿 ●水と緑のまちづくりのための様々な取り組み</p>	<p>●川崎市総合コンタクトセンターについて ●協働による都市景観形成と市民自治の取り組みについて ～「あさお落書き消し隊」の発足から</p>
<p>第20号 平成18(2006)年3月</p>	<p>【特集】川崎のまちが変わる、ひとが動く ～「広域調和のまちづくり」と「きめ細やかな身近なまちづくり」 ●21世紀のまちづくりの潮流 ～川崎の顔をつくる ●川崎駅周辺における拠点整備事業と都市デザイン ●川崎駅西口再開発事業施設「ミュージア川崎」と市文化施設「ミュージア川崎シンフォニーホール」の取り組み</p>	<p>●自己決定・自己責任に基づく本市の資金調達のあり方について ●「かわさき観光振興プラン」の推進 ～非観光地・かわさきの挑戦 ●川崎市路上喫煙の防止に関する条例の制定について</p>
<p>第21号 平成18(2006)年10月</p>	<p>【特集1】科学技術の成果を地域・市民の手に ～かわさきの持つポテンシャル、研究開発都市に向けて ●新川崎・創造のモリの現在 ●川崎・多摩川イノベーションバレーの形成と羽田空港再拡張・国際化を活かす国際戦略「神奈川口構想」～「イノベーション」の先にある「川崎」 【特集2】未来につなぐ子ども施策の展開 ●未来につなぐ子ども施策の展開 ～安心して子育てができる環境づくりのための施策 ●こども相談窓口の開設 ●こども家庭センターが担う課題 【特集3】いま、公立病院に求められる改革とは！</p>	<p>●ホームレス自立支援施策を通じ社会的弱者に優しい街づくりを ●「かわさき産業ミュージアム」の取り組み</p>
<p>第22号 平成19(2007)年3月</p>	<p>【特集1】市民が主役の地方分権 ●区民会議本格実施！ ～参加と協働による地域社会の課題解決をめざして ●区における総合行政の推進に関する規則の施行 ～地域の総合行政機関としての区役所をめざして ●区課題解決に向けた取り組みの調整と予算について 【特集2】専門知のストックと継承 ●行政における専門知のストックと継承 ●自ら主体的にキャリアプランをデザインするシステムの試行について ●時代の要請に応えられる人材育成</p>	<p>●高津区役所の市民サービス向上への取り組み ～ISOから「高津区役所サービススパイラルアップ大作戦」へ ●新たな政策評価への挑戦 ～「川崎再生ACTIONシステム」の取り組み</p>
<p>第23号 平成20(2008)年3月</p>	<p>【特集】川崎の来た道、進む道 ●川崎市における改革の取り組みと今後の方向性 ●第2期実行計画の策定について ●区行政改革の推進 ～成果と今後の課題</p>	<p>●政令指定都市川崎市におけるDMAT事業のあり方について ●「保育緊急5か年計画」について ●「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の誕生</p>
<p>第24号 平成21(2009)年3月</p>	<p>【特集】グローバル化時代における川崎の国際戦略 ●グローバル化時代における川崎の国際戦略を探る ～国際交流から国際貢献へ ●川崎市知的財産戦略の推進 ●かわさき基準（KIS）に基づく福祉産業の振興</p>	<p>●住民投票制度の創設と市民自治の推進 ●川崎から北京へ、北京から川崎へ ～健康スポーツ都市への取り組み ●災害時要援護者支援制度について ●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組み</p>
<p>第25号 平成22(2010)年3月</p>	<p>【特集】川崎の自治力 ～分権改革と自治のかたち ●分権改革と自治のかたちを展望する ●区民会議「第二期の現状と課題」 ●川崎市自治基本条例に基づく市民自治の推進 ●住民自治組織の現状と課題 ～町内会・自治会の今</p>	<p>●川崎市地球温暖化対策推進条例の制定 ●福祉・介護人材の確保と定着に向けて ●「アルテリッカしんゆり」と文化・芸術を活かしたまちづくり ●水道事業における料金制度の見直し ●川崎市議会基本条例の制定と今後の議会改革</p>
<p>第26号 平成23(2011)年3月</p>	<p>【特集】新しい時代にふさわしい自治体像を探る ●第3期実行計画策定の考え方 ●区役所分権時代に向けた区計画の策定 ～区役所、区民が一体となった計画の策定をめざして ●新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）について ～不断の改革により「持続可能な市民都市かわさき」を実現</p>	<p>●ライフサイエンス、環境分野の国際戦略 ●川崎市初のPRC戦略を展望する ●権限移譲の現場から ～NPO法人関係事務スタートへの道のり ●かわさきチャレンジ・3Rの推進 ●2011 川崎はその先へ ～川崎駅東口駅前広場再編整備</p>

◆20年間の主なできごと

年	月	川崎市の動き	国内外の動き		
平成8(1996)年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・てくのかわさき(川崎市生活文化会館)がオープン ・「2010プラン・第2次中期計画」を発表 ・市職員採用試験「国籍条項」撤廃(消防士を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ※平成7年地方分権推進法成立 ・住宅金融専門会社(住専)の処理問題 ・アトランタ五輪開催 ・国連総会にて包括的核実験禁止条約(CTBT)採択 ・原爆ドームが世界遺産になる 		
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県那覇市と友好都市提携 			
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき市民放送(FM K-City)スタート 			
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国・富川市と友好都市提携 			
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎臨海部再編整備の基本方針」を発表 			
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民代表者会議がスタート ・川崎公害訴訟で原告と企業・団体の間で14年ぶりの和解が成立 			
平成9(1997)年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩区総合庁舎がオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田新幹線(盛岡駅～秋田駅間)開業 ・消費税5%にアップ ・香港がイギリスから中国に返還 ・長野新幹線(高崎駅～長野駅間)開業 ・三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券破綻 ・地球温暖化防止京都会議開催(京都議定書の制定) 		
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県東和町と災害時の相互応援協定を締結 			
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市立看護専門学校が閉校 ・川崎市自主防災組織連絡会議が設立 ・かわさき健康都市宣言 			
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・市が機構改革を実施し、13局1室から10局に再編。初の女性局長の誕生 			
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬ふれあいの広場が完成 			
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ハロー・ウィメンズ110番を開設 			
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・溝口駅前再開発ビル「ノクティ」がオープン 			
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市長選挙、高橋清市長が3選 			
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・技能・技術者5人を第1回「かわさきマイスター」に認定 			
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾アクアラインが開通 			
	平成10(1998)年	1月		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり条例がスタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権推進計画(閣議決定) ・かがわ・ゆめ国体が開催 ・長野冬季オリンピック開催
		3月		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎河港水門が国の登録有形文化財に指定される 	
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎ファズ物流センターが東扇島に開業 			
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・テーマパーク「手塚ワールド」の建設候補地を川崎臨海部に絞る ・豪ウーロンゴン市との姉妹都市提携10周年 			
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい館」設立10周年 			
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「市地方分権推進研究委員会」が発足 ・多摩川水上バスの暫定運航を開始 			
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・JR武蔵溝ノ口駅南北自由通路と橋上駅舎の利用開始 			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・全7区の「区づくり白書」が出揃う 			
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に向けた行動計画を策定 ・末期医療や地域在宅医療を行う「かわさき総合ケアセンター」を開設 			
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・市生涯学習プラザがオープン 			
平成11(1999)年		2月	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地対策の基本方針を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地方分権推進計画(閣議決定) ・地方分権一括法成立 ・地域振興券の利用始まる ・世界の人口が60億人を突破 ・マカオがポルトガルから中国に返還 	
		4月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活最優先の「新・中期計画」を発表 		
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京高裁で川崎公害訴訟和解が成立。17年ぶり全面決着 			
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次行財政改革実施計画を発表。 			
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・米ボルチモア市との姉妹都市提携20年 			
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター(すくらむ21)がオープン 			
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定スタート。 ・岡本太郎美術館がオープン 			
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年へのカウントダウン、記念イベント開催 			
	平成12(2000)年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎球場が閉鎖 		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度がスタート ・西暦2000年問題 ・九州・沖縄サミット開催 ・シドニー五輪開催
		4月	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援制度がスタート 		
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市立病院新外来棟が全面オープン 			
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・「わくわくプラザ」モデル事業を実施 			
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止センターを開設 ・創造のモリに慶應義塾大学が「K2タウンキャンパス」をオープン 			
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・英シェフィールド市との友好提携10周年 ・市の人口が125万人を突破 			
平成13(2001)年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権施策推進指針」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編、独立行政法人制度の導入 ・USJ(ユニバーサルスタジオジャパン)開園 ・ディズニーシー開園 ・アメリカ同時多発テロ事件発生 ・確定拠出年金法施行 ・皇太子夫妻の長女・愛子内親王がご誕生 		
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国初となる「人権オンブズパーソン条例」制定 ・「男女平等かわさき条例」制定 			
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市市民活動支援指針―市民との協働のまちづくりのために―」を策定 			
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市長選挙、阿部孝夫氏が初当選 			
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・宮前の身体障害者療護施設(れいんぼう川崎)を両陛下が訪問 			

年	月	川崎市の動き	国内外の動き
平成14(2002)年	3月 4月 4・6月 5月 5・6月 7月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> 向ヶ丘遊園が遊園地として最後の営業を行い閉園 指定都市移行30周年 「小児急病センター」を市内2カ所に開設 人権オンブズパーソン制度がスタート 旧向ヶ丘遊園のばら苑を「生田緑地ばら苑」として一般に無料開放 収支見通しの試算に基づき「財政危機宣言」を行う 「行財政改革プラン」を策定 川崎駅東口に大型商業施設「ラ・チッタデッラ」がオープン 	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（閣議決定） 欧州の単一通貨「ユーロ」の流通を開始 ソルトレイクシティ五輪開催 サッカーW杯日韓大会開催 住民基本台帳ネットワーク稼働 北朝鮮の拉致被害者5名が帰国
平成15(2003)年	2月 3月 6月 7月 8月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> かわさき新産業創造センター（KBIC）設立 「川崎市医療情報システム・かわさきのお医者さん」を導入 市の全事業を対象とした新たな評価制度（川崎再生ACTIONシステム）を発表 「多選自粛条例」制定 高津区に「子ども夢パーク」がオープン 市住民基本台帳ネットワークが本格稼働。住基カードの発行開始 京急川崎駅前に大規模商業施設「DICE（ダイス）」がオープン 産学公民連携による「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会」が発足 高津区役所が品質マネジメントの国際規格「ISO9001」の認証を取得 	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（閣議決定） イラク戦争勃発 新型の急性肺炎SARSの感染がアジアから世界へ拡散 さいたま市が指定都市へ移行 個人情報保護法が成立 NHK、民放で地上デジタル放送始まる 戦後初となるイラクへの自衛隊国外派遣
平成16(2004)年	4月 5月 7月 9月 9・10月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 市の人口が130万人を突破 「音楽のまち・かわさき」が民間主導でスタート 野宿生活者の緊急一時宿泊施設として「愛生寮」を川崎区に開所 市制80周年 「ミュージアム川崎シンフォニーホール」がオープン かながわサイエンスパークがテクノハブイノベーション川崎（THINK）を開業 かわさき市民活動センターが「かわさき市民公益活動助成金制度」を新設 「ホームタウンスポーツ推進パートナー」を認定 川崎フロンターレがJ1昇格とJ2優勝を決める 「るるぶ川崎市」発行 小田急多摩線に「はるひの駅」誕生 「自治基本条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（閣議決定） アジア各地で鳥インフルエンザが猛威を振るう 市民参加の裁判員法が成立 紀伊山地の霊場と参詣道が世界文化遺産に登録 アテネ五輪開催、金メダル16個を獲得 新潟県中越地震が発生 一万円札福沢諭吉他の新札発行 インドネシア・スマトラ島沖地震が発生
平成17(2005)年	1月 3月 4月 10月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 多摩区役所が「ISO9001・2000年版」の認証を取得 「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」第1期実行計画および「第2次行財政改革プラン」を策定 宮前区長や病院事業管理者に初めて民間人を起用 川崎市長選挙、阿部孝夫市長が再選 総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」がスタート 指定管理者制度の導入に向けた公募を実施し、160施設の選定結果を発表 「路上喫煙の防止に関する条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（閣議決定） 愛知県で愛知万博「愛・地球博」開催 静岡市が指定都市へ移行 兵庫県尼崎市でJR福知山線脱線事故が発生 知床が世界自然遺産に登録 郵政民営化の関連法成立 日本の総人口が初めて減少し、約1億2777万人に 気候変動枠組条約（京都議定書）発効 個人情報保護法全面施行
平成18(2006)年	1月 2月 3月 4月 6月 7月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 国内の自治体として初めて、国連「グローバル・コンパクト」への参加を表明 市立多摩病院が開院 「区民会議条例」制定 鷺沼プール跡地に「カップパーク鷺沼」がオープン 登戸駅、南北自由通路およびベデストリアンデッキ等が本格供用を開始 各区で第1期区民会議がスタート JR川崎駅西口に大型複合商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」がオープン 「パブリックコメント手続条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進法成立 トリノ五輪開催 堺市が指定都市へ移行 気象庁が緊急地震速報の運用を開始 秋篠宮家に悠仁親王ご誕生 耐震強度構造計算書偽造が発覚、川崎市内のマンションも被害
平成19(2007)年	3月 4月 6月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> JR南武線・小田急線、開業80周年 電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」運用開始 昭和音楽大学、新百合ヶ丘キャンパス開校 「川崎市行政サービス端末」稼働 アメフトW杯2007川崎大会開催、優勝は米国、日本準優勝 リエカ市との姉妹都市提携30周年 区役所窓口、毎月第2・第4土曜日の開設スタート 「川崎市アートセンター」が新百合ヶ丘にオープン 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁の年金記録問題が発覚 新潟市、浜松市が指定都市へ移行 国民投票法が成立 石見銀山遺跡が世界文化遺産に登録 新潟県中越沖地震が発生 郵政民営化へ移行。日本郵便（株）など発足 サブプライムローン問題を発端に世界金融危機発生 団塊世代の大量退職が始まる

◆20年間の主なできごと

年	月	川崎市の動き	国内外の動き
平成20(2008)年	2月 3月 4月 5月 6月 6・9月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「カーボンチャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を策定 ・第2期実行計画及び「新行財政改革プラン」を策定 ・全国初のホテルとの複合施設として新「中原消防署」開庁 ・市内初の大型農産物直売所「セレスモス」がオープン ・「東扇島東公園」がオープン、市内の砂浜が約50年ぶりに復活 ・中華人民共和国・胡錦濤国家主席が市内の環境先進技術を視察 ・全国初の常設・選挙同日実施型の「住民投票条例」制定 ・「日本陸上競技選手権大会」「セイコースーパー陸上2008川崎」開催 ・各区で第2期区民会議スタート ・「映像のまち・かわさき推進フォーラム」設立、地域連携により取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度が運用開始 ・中国・四川大地震が発生 ・秋葉原通り魔事件が発生 ・北海道・洞爺湖サミット開催 ・北京五輪開催 ・米証券会社リーマン・ブラザーズの経営破たん で金融危機拡大
平成21(2009)年	2月 4月 4・5月 5月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎国際環境技術展」を初開催 ・市立川崎病院 NICU（新生児集中治療管理室）が8年ぶり再開 ・市の人口が140万人を突破 ・新たな中原市民館・市民活動センターが開館 ・川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）を初開催 ・有馬・野川生涯学習施設「アリーノ」がオープン ・「議会基本条例」制定 ・「ミュージザ川崎シンフォニーホール」開館5周年記念式典開催 ・市内における災害医療派遣チーム「川崎DMAT」発足 ・川崎市長選挙、阿部孝夫市長が3選 ・「地球温暖化対策の推進に関する条例」「地区まちづくり育成条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進計画（閣議決定） ・米国大統領にオバマ氏就任 ・岡山市が指定都市へ移行 ・裁判員制度が運用開始 ・第45回衆議院総選挙で、民主党が大勝し、民主・社民・国民連立政権発足
平成22(2010)年	2月 3月 4月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日映画コンクール表彰式をミュージザ川崎シンフォニーホールで初開催 ・聖マリアンナ医科大学病院が「総合周産期母子医療センター」を開設 ・JR横須賀線武蔵小杉駅が開業 ・東扇島東公園「かわさきの浜」で潮干狩りが解禁 ・各区で第3期区民会議スタート ・羽田空港の国際化と24時間運用の本格化 ・「地方分権の推進に関する方針」を策定 ・高速川崎縦貫線（殿町～大師ジャンクション）が開通 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本航空が会社更生法を適用し破たん ・バンクーバー五輪開催 ・相模原市が指定都市へ移行 ・小惑星探査機「はやぶさ」帰還 ・広島平和式典に米大使などが初めて参列 ・東北新幹線（八戸～新青森間）開業 ・日本の名目GDP、中国に抜かれ世界第3位に ・ギリシャ経済危機
平成23(2011)年	3月 4月 7月 8月 9月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・全市で「ミックスペーパー」、南部3区で「プラスチック製容器包装」の分別収集開始 ・東日本大震災発生、計画停電など市内でも大きな影響。「ミュージザ川崎」にも被害 ・第3期実行計画と「新たな行財政改革プラン」を策定 ・川崎駅東口駅前広場がリニューアル ・日本初の映画専門の大学として「日本映画大学」が麻生区に開学 ・臨海部に実験動物中央研究所の「実中研 再生医療・新薬開発センター」が開所 ・臨海部に「かわさきエコ暮らし未来館」がオープン ・日本最大級の浮島太陽光発電所（メガソーラー）が運転開始 ・「ドラえもん」などの原画を展示する「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」がオープン ・「モントルー・ジャズ・フェスティバル・イン・かわさき」を初開催 ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の協議の場に関する法律成立 ・第1次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し） ・第2次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲） ・東日本大震災が発生。福島第一原子力発電所事故 ・九州新幹線が全線開業 ・小笠原諸島が世界自然遺産に、平泉が世界文化遺産に登録 ・サッカー女子W杯ドイツ大会で日本代表が初優勝 ・地上アナログテレビ放送終了 ・北アフリカ、中東諸国の民主化運動「アラブの春」が進行 ・世界人口が70億人を突破
平成24(2012)年	4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市移行40周年 ・最新鋭のプラネタリウムを導入した「かわさき宙（そら）と緑の科学館」がオープン ・かわさき新産業創造センター新館「NANOBIK（ナノビック）」供用開始 ・重症患者救急対応病院として川崎幸病院開業 ・寄附金控除の対象となるNPO法人の条例指定制度を導入 ・各区で第4期区民会議スタート ・川崎商工会議所の新会館（川崎フロンティアビル）が完成 ・ザルツブルク市、リュベック市との友好都市提携20周年 ・臨海部に「川崎生命科学・環境研究センターLISE」が完成 ・川崎駅北口自由通路の整備に向けて、市とJR東日本で施行協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市が指定都市へ移行 ・東京スカイツリーが開業 ・ロンドン五輪開催、最多数のメダルを獲得 ・「NASA」無人探査車が火星に着陸 ・第46回衆議院総選挙で自民党が大勝、民主党が敗北し政権交代 ・笹子トンネル天井板落下事故発生 ・竹島、尖閣諸島の領有権問題が顕在化

年	月	川崎市の動き	国内外の動き
平成25(2013)年	1月 3月 4月 5月 10月	<ul style="list-style-type: none"> 国立医薬品食品衛生研究所・実験動物中央研究所、市との連携・協力に関する基本協定書の締結 殿町国際戦略拠点「キング スカイフロント」まちびらき 「ミュージアム川崎シンフォニーホール」がリニューアルオープン 大田区と産業連携に関する基本協定締結 「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」を策定 「東海道かわさき宿交流館」オープン 川崎市長選挙、福田紀彦氏が初当選 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への税源移譲） アルジェリア人質拘束事件発生 T P P交渉に日本が正式参加 歌舞伎座がリニューアルオープン インターネット選挙運動解禁 2020年オリンピックの東京開催が決定
平成26(2014)年	1月 3月 4月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> 市長が直接市民の意見を聞く「区民車座集会」がスタート 市人口145万人突破 武蔵小杉駅に新たな駅前広場が誕生 市立川崎高等学校を市内初の公立中高一貫教育校へ再編、附属中学校開校 市制90周年を迎える 川崎市と横浜市が相互連携する全国初の「待機児童対策に関する連携協定」を締結 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲） 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ ロシア（ソチ）で第22回冬季オリンピック開催 ロシアがクリミア自治共和国を編入 消費税率8%に引き上げ
平成27(2015)年	3月 4月 5月 11月	<ul style="list-style-type: none"> 橘樹官衙遺跡群が川崎市初の国史跡に指定 川崎富士見球技場（富士通スタジアム川崎）リニューアル 等々力陸上競技場メインスタンド供用開始 人口が政令指定都市で7位に 保育所待機児童数のゼロを実現 幸区役所新庁舎がオープン セイコーゴールデングランプリ陸上2015川崎開催 さいか屋川崎店が閉店 新しいジャズフェスティバル「かわさきジャズ2015」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第5次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠付け見直し） 北陸新幹線（東京～金沢間）開業 大阪都構想が住民投票で否決 改正公職選挙法が成立。選挙年齢が18歳以上に 米とキューバが54年ぶりに国交を回復 安全保障関連法案が成立 フランスのパリ中心部で同時多発テロが発生 第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）でパリ協定2015を採択
平成28(2016)年	3月 4月 5月 6月 9月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> J R南武線新駅の「小田栄駅」が開業 川崎市総合計画、川崎市行財政改革プログラムを策定 地域包括ケアシステムの構築のため全区役所に「地域みまもり支援センター」を設置 セイコーゴールデングランプリ陸上2016川崎開催 中原区の人口が川崎市の行政区で初めて25万人を突破。「住みたい街ランキング2016」では武蔵小杉が3位に 藤子・F・不二雄ミュージアムが開館5周年 川崎市役所本庁舎さよならイベントを開催。78年の歴史に幕 川崎市イクボス宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 第6次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠付け見直し） マイナンバー制度スタート 北海道新幹線（新青森～新函館北斗間）開業 熊本地震発生 米オバマ大統領、現職の米大統領として初めて広島を訪問 英国民投票「EU離脱」決定 リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック開催

「川崎市総合計画」の策定

～「最幸のまち かわさき」の実現に向けて～



総務企画局都市政策部企画調整課 担当係長 **山井 康明**

1 はじめに

平成28(2016)年3月、川崎市は、「川崎再生フロンティアプラン（平成17(2005)年3月策定）」に続く、新たな総合計画として「川崎市総合計画」を策定した。

総合計画は、地方自治体の行政運営にとって、「背骨」にも例えられるものであり、的確な時代認識に基づき、社会をより良くするために進むべき正しい目標を定めるとともに、効果的・効率的に目標を達成する手段を表す必要がある。



川崎市総合計画（表紙）

世界的にも、格差や紛争が広がり、先進国の成長率が鈍化する中で、社会をより良くするための「正解」が見えにくい状況となっている。同様に、少子高齢化が急速に進む、我が国や地方自治体を取り巻く状況も大変厳しいものと考えられる。

このような中で、市が目指す目標や達成手段について、幅広いコンセンサスを得ることは大変困難な作業であり、私たち職員にとっても大きな「挑戦」であった。

本稿では、「川崎市総合計画」の策定経過や、内容を、その特徴に触れながら概説するとともに、平成29(2017)年度からはじまる第2期実施計画策定に向けて、重要となる視点をいくつか挙げていきたい。

2 策定経過

平成25(2013)年11月に就任した福田紀彦川崎市長は、「対話」と「現場主義」を市政運営の基本姿勢に掲げた。

この基本姿勢に基づき、新たな総合計画においても、市民活動や企業活動の現場からの問題提起や、行政サービスの最前線での具体的な課題を踏まえながら計画策定を進められるように、さまざまな立場の方々の意見を丁寧に聴き取ることを重視して策定プロセスを

進めた。

具体的には、素案をつくる段階から、無作為抽出の市民によるワークショップや区民祭等のイベントの場の活用など、多様な手法を積極的に導入し、市民参加の機会を多く設けた。

以下、主なものを紹介する。

①無作為抽出した市民による「川崎の未来を考える市民検討会」(参加者180人(7区合計))

本市としては初の無作為抽出による区民ワークショップであり、「ワールドカフェ(リラックスした雰囲気の中で、広く多様な意見を集める目的で採用)」及び「グループワーク(専門のファシリテーターが進行して、議論を深く掘り下げる目的で採用)」の2つの手法を用いて、区ごとにテーマ設定をして意見交換を行った。

②総合計画市民検討会議(参加者21人、全体会5回、部会3回)

市民検討会議は、公募を含む市民21人とコーディネーター(学識経験者)1人の計22人で構成され、「自分・家庭でできること」(自助)、「地域でできること」(共助)、「行政が行うべきこと」(公助)という3つの区分を設定し、主な政策分野ごとに課題と対応策を検討した。

どの回も、市民のエネルギーを感じさせる熱心な議論が交わされた。議論の成果については、検討に活かすとともに、その中から、市民が自ら取り組むべきこととして、直接、市民の皆さんに提案し、呼びかけることがふさわしいと考えられる意見を、「市民から市民へのメッセージ」としてとりまとめ、総合計画に掲載した。策定に関わった市民の熱い思いが詰まったメッセージとして冊子に掲載しているので参照していただきたい。



無作為抽出の市民ワークショップ

③総合計画有識者会議(各分野に専門性を有する有識者6人により構成、会議6回、ラウンドテーブル2回) 専門的な見地から意見や助言をいただく場として開催、各政策分野の重点テーマを中心に検討を行った。また、並行して、新たなアイデア等を創造する場として、ゲストアドバイザー等を招いた「ラウンドテーブル」を開催した。

④その他の取り組み

- 区民祭の場等を活用した市民意見の聴取(参加者7区合計8,289人)
- 川崎の未来を考える市民フォーラム(参加者約300人)
- 出前説明会(合計102回、参加者1,854人)
- 市民車座集会(参加者約200人)

以上のように、市民、関係団体、市内企業、有識者など、たくさんの方々による熱心な議論の積み重ねから、川崎市の新たな総合計画は生まれた。

コラム②
みんなで取り組もう 私たちができること
～市民から市民へのメッセージ～(総合計画策定に向けた「市民検討会議」より)

「災害から生命を守る地域の助け合い」

背景

今後30年間に震度6弱以上の首都直下型地震が発生する可能性が70%程度と言われているなど、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97%が友人・家族・隣人によって命を救われており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域防災力の向上」が必要不可欠です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災で亡くなった方の7.7%が圧死や窒息死で亡くなっていることから、家屋の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確認をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合っ て危機に対処するために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをする とともに、避難する際にどこが危険なのか、支援が必要なのかどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害弱者を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようにしましょう。

※このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありません。「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきたいと思います。」という市民委員の願いがこもったものです。

「市民から市民へのメッセージ」の例
【川崎市総合計画 p107】

3 「川崎市総合計画」の概要

(1) 計画策定の趣旨

「川崎市総合計画」は、これからの本市の目指す姿やまちづくりの方向性、実現に向けた具体的な取り組み等を示す、市政運営の基礎となる総合的な計画である。

国や多くの地方自治体が人口減少に転じ、地方創生が課題となっている中で、本市は、利便性の高い生活都市として、また将来性のある産業の振興、文化・芸術やスポーツのまちとして発展を続けている。

一方で、本市においても、今後の人口減少への転換や、少子高齢化のさらなる進行が見込まれるほか、都市インフラの老朽化や、産業経済を取り巻く環境変化など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が山積している。

また、少子高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増大など、財政状況は厳しい見通しとなっている。

このような状況の中にあっても、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、同時に産業都市として力強く発展し続ける、そのような「成長」と「成熟」が調和し、誰もが幸せを感じられるまちを実現するための市政運営の指針とすべく、総合計画を策定した。

なお、計画策定に当たっては、前述のような社会経済状況の中で、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、交通・物流の利便性や先端産業・研究開発機関の立地など「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、国の成長戦略や東京2020オリンピック・パラリンピックなど「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えていくことを基本認識として検討を進めた。

(2) 計画期間と構成～3層構造～

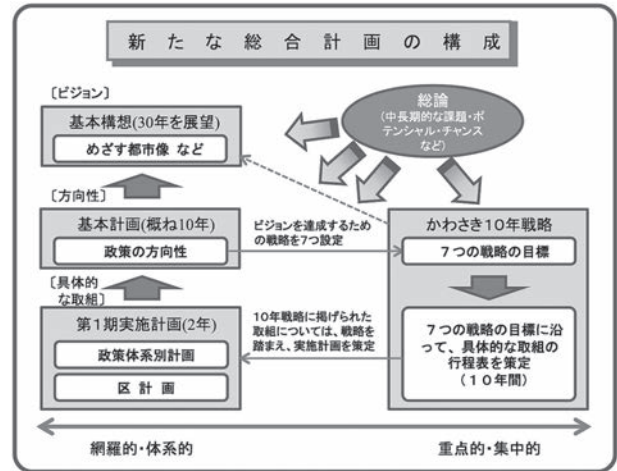
「川崎市総合計画」は、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造を採用している。

また、合わせて、中長期的な課題等を踏まえて、効果的な取り組みの考え方を明らかにするため、「かわさき10年戦略」を設定した。

①基本構想

今後30年程度を展望し、本市が目指す都市像や、

まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定める。



「川崎市総合計画」の構成

川崎市基本構想

■めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち
かわさき」

■まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」
「力強い産業都市づくり」

②基本計画

今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及びその方向性を明らかにする。

③実施計画

基本構想や基本計画に定めるビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取り組みを定めるもので、計画期間を4年間（第1期のみ2年間）とする。

④かわさき10年戦略

基本構想に掲げる「めざす都市像」等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえながら、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、重点的・分野横断的に進める取り組みを整理して掲載したものである。

まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心やうらおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、7つの戦略を設定している。

「川崎市総合計画」について、詳細は、本市ホームページを参照していただきたい。

◆ 「川崎市総合計画」

(<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000075895.html>)

4 「川崎市総合計画」の特徴

本市の新たな総合計画は「何を重視してつくられたのか」——ここではその考え方が表れていると思われる特徴を3点挙げてみたい。

(1) 実施目的が明確で、進行管理がしやすい計画

一つ目の特徴は、取り組みの実施目的（何のために行うのか）を明確にするとともに、取り組みの進捗状況（どこまで進んだのか）及び効果（その結果どうなったのか）をしっかりと管理・評価し、市民にわかりやすく伝えることを重視した進行管理の仕組みを導入したことである。

具体的には、取り組みの目標とその成果を可視化するため、「市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）」および「市の取組の効果を表す指標（成果指標）」を設定し、計画の達成状況等を適切に進行管理することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能する仕組みである。

将来、人口減少社会を迎えようとしている中、限られた財源や人員を有効に活用し、さらなる市民サービスの向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことがこれまで以上に求められている。

また、総合計画をはじめとする行政計画は、実行を伴ってはじめて市民サービスの向上につながるものとなる。そのため、市民にもわかりやすい形で計画の進捗を管理・評価し、取り組みの実行・改善につなげていく仕組みは、計画の推進に不可欠なものである。

以下、本市の進行管理の仕組みを簡潔に紹介する。



①政策に関する効果の測定（「市民の実感指標」の設定）

政策体系のうち、本市が目指すべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取り組み等の結果により、市民満足度がどの程度向上したのかを測ることで、市民目線での施策等の推進につなげる。

②施策に関する評価（「成果指標」の設定）

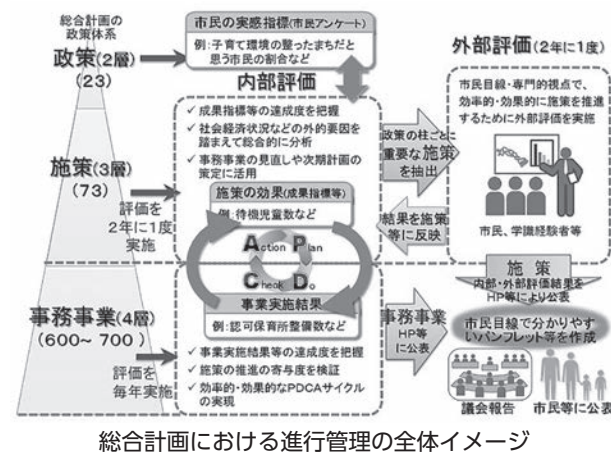
政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取り組みの効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図る。

③事務事業に関する評価

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行う。

④外部評価

内部評価結果の市民への分かりやすさを重視した評価の仕組みと合わせて、市民や有識者の参画により、市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効果的に施策を推進していくための評価を実施する。



(2) 市民にわかりやすく、伝わりやすい計画

総合計画は、行政にとっては、取り組み内容を体系

的かつ計画的に整理した市政運営の礎となるものであるが、同時に、地域で活動する市民や団体、企業等、さまざまな主体が連携して、共に、さらに住みやすい川崎をつくっていただけるように、本市の課題や目指すまちの姿を共有するためのツールでもある。

そのため、総合計画は、政策体系に沿って計画期間の取り組み内容を体系的にしっかりと示しながらも、市民等の行政以外の立場の方々にとってもできるだけわかりやすく、伝わりやすいものでなくてはならない。

二つ目の特徴として、わかりやすさ、伝わりやすさを重視した計画という点が挙げられる。

①「政策体系」の簡素化

前総合計画において、5階層であった政策体系を、新たな総合計画においては、「基本政策（第1階層）」「政策（第2階層）」「施策（第3階層）」「事務事業（第4階層）」の4階層に整理した。

また、関連する施策・事業を体系上複数の箇所に位置づけるいわゆる「再掲」を廃止するとともに、そのことで表現しにくくなる横断的な施策等については、「分野別計画」等で定めることと整理するなど、簡素化を図り、わかりやすさを向上させた。

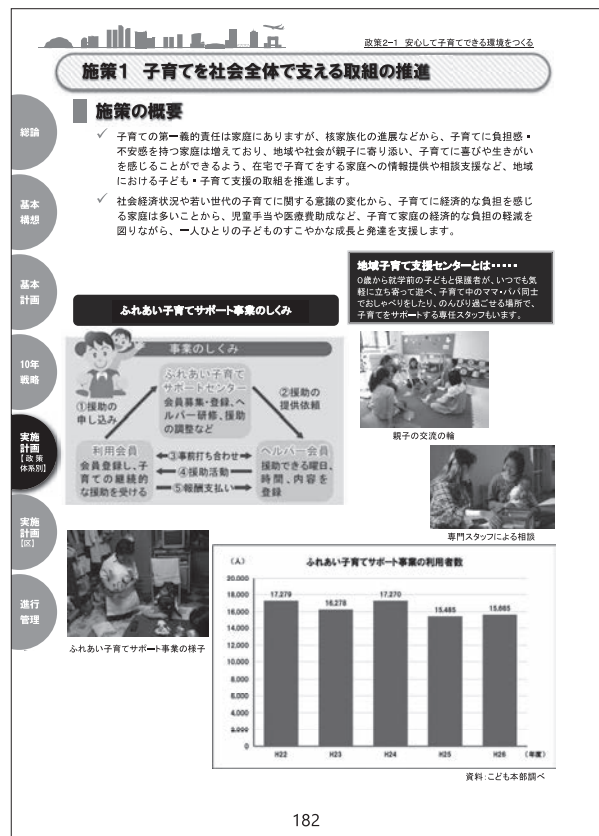
②「重点戦略」の明確化

「実施計画」と合わせて、前述の「かわさき10年戦略」を設定したことも、計画をわかりやすく伝える取り組みの一つである。

73の「施策」と600を超える「事務事業」が政策体系に位置づけられ、短期間の取り組みを示す「実施計画」では十分に表現しきれない、中長期的な課題を踏まえた重点的・戦略的な取り組みを、政策体系とは別に整理してまとめることで、将来を見据えて中期的に目指す方向性や取り組み内容をわかりやすく伝えるとともに、民・産・学など多様な主体と一体となったまちづくりを促進することをねらいとしたものである。

③掲載事業を市民生活に影響の大きいものに精選

600を超える事務事業の中から、市民生活に影響の大きいものを精選し、冊子に掲載することでわかりやすさを向上させるとともに、データや写真、イメージ図、イラストレーター書き下ろしのイラスト等を用いて、市民に伝わりやすい構成とするなど、「伝わること」を意識して計画のつくりについてもさまざまな工夫を施している。



イメージ図や写真の活用例【川崎市総合計画 p.182】



イラストの活用例【川崎市総合計画 p.251】

(3) 最適な資源・財源の配分による効率的・効果的で実行性の高い計画行政の推進
めざす都市像を実現するためには、「実施計画」に

定める具体的な取り組みが、計画どおり確実に実行されることが必要である。

第三の特徴として挙げられるのが、より実行性を高めるため、前述の進行管理の仕組みと合わせて、「実施計画」の中で、年度ごとの取り組み内容を、事務事業レベルで、活動量も含めてできるだけ具体的に定めるとともに、合わせて計画期間における施策実行に必要な事業費を「計画事業費」として集計し、中長期的な収支状況を示した「収支フレーム」と合わせて公表したことである。これにより、財源の裏づけのある具体的な取り組みを年度ごとに詳しく実施計画に位置づけることができている。

また、総合計画策定に当たっては、「必要な施策・事業の着実な推進」と、「持続可能な行財政基盤の構築」の両立を図るため、本市の行財政改革の指針となる「行財政改革プログラム」、及び財政運営の指針となる「今後の財政運営の基本的な考え方」と一体で検討を進めた。計画の推進を支えるこれらの指針を一体で検討することにより、計画の実行性を確保しているのである。

両指針について、詳細は、市ホームページを参照していただきたい。

◆「行財政改革プログラム」

(<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000075901.html>)

◆「今後の財政運営の基本的な考え方」

(<http://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000075828.html>)

5 今後の取り組み ～2期実施計画策定に向けて～

平成29(2017)年度は、川崎市総合計画の第2期実施計画（計画期間 平成30(2018)年度から平成33(2021)年度）の策定年度である。

中長期的な視点で計画を推進するためには、これまで述べてきたさまざまな仕組みを活用しながら施策・事業を進めるとともに、これからの課題を踏まえつつ、次の計画期間に向けた検討を進めていかななくてはならない。

そこで、次期実施計画の策定を進めるに当たって重要と思われる視点をいくつか挙げてみたい。

(1) 川崎のポテンシャルを最大限に活かす

限られた経営資源の中で、これから本市が直面する

課題を乗り越え、「最幸のまち かわさき」を実現するには、持てる資源をいかに活用できるかが大きな課題となる。

幸い本市には、首都圏の中心に立地する恵まれた立地条件のほか、充実した交通ネットワーク、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な文化・芸術資源等、優れたポテンシャルがある。

また、地域には、社会貢献活動に積極的に取り組むボランティアやNPO、企業などが数多く存在している。

社会経済状況が大きく変化していく中で、地域の防災力の向上や、高齢者の生活支援、まちを挙げての東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みなど、今まさに対応が求められている地域課題は、その多くが行政によるサービスの提供だけで解決できるものではなくなっている。

そのため、今後の行政に求められる機能として、市民・団体による主体的な取り組み、企業等の協力を促すことや、さまざまな地域資源をつなぎ合わせて、効果的な取り組みを生み出すことが重要となるであろう。

そして、職員としては、まず地域のこと（地形やまち並み、交通事情、立地企業、そこで活動している人材・団体、起きている問題など）をよく知る意識を持つこと、合わせて、関係する部門がどんな事業に取り組んでいるかを幅広く把握することが大切ではないか。

地域の課題、地域の人材・資源と、行政が提供しているものを知ってはじめて、それらをつなぎ合わせ、新たな解決策の発案や、価値創出の可能性を高められるからである。

以上を踏まえ、第2期実施計画策定に当たっては、地域の課題や各局区の取り組み状況などを丁寧に把握するとともに、積極的に情報の共有を図ること、組織の枠を超えた課題解決を促進することを重視した検討を進めていきたい。

(2) 持続可能な市政運営の確保

平成29(2017)年度予算の状況を見てみても、市税収入の増が見込まれている一方で、消費税率引き上げの延期や、県費負担教職員の給与費負担の移管等が収支の状況に大きな影響を与えるなど、本市の財政状況は、総合計画策定時に比べ、明らかに厳しさを増している。

厳しい財政状況の中で、いかに、安定的に市民サービスを提供しながら、新たな課題に対応していくかが

引き続き課題となる。

道路、橋りょう、上下水道施設などの老朽化した都市インフラの補修や、都市間競争が激しさを増す中で保育ニーズへの対応など直ちに対応しなくてはならない課題に迅速に対応しながら、超高齢社会の到来を見据えた地域包括ケアシステムの構築など、将来に向けて中長期的に計画的に取り組まなくてはならない課題に的確に対応していくには、これまでの取り組みの見直しが不可欠である。政策の効果に着目し、より効果的な取り組みに資源を集中させ、効果の低い取り組みは縮小・廃止するなど、選択と集中、資源の最適化を徹底する必要がある。

そのため、職員一人ひとりが、「この取り組みにより、市民にとって何がどれだけ良くなっただろう」「この取り組みが、本質的な課題の解決にどれだけ貢献しただろう」など、これまでの取り組みを見直す意識を持つこと、またその取り組みの効果を測定し、数値化することを積極的に試みることなどが必要である。

事業の見直しには、市民の理解が不可欠である。市民及び市議会に対する説明責任をしっかりと果たしていくためにも、取り組みの効果を比較できるように数値等でわかりやすく表し、説得力のある説明を行う技術は、職員のスキルとして今後一層重要なものとなるであろう。

前述の計画の進行管理の仕組みにおいても、効果に着目して取り組みを見直す視点が入り込められている。こうした仕組みを効果的に運用するなど、総合計画の策定や実行を通じて、前述のような意識・スキルの向上が図られることが望ましい。

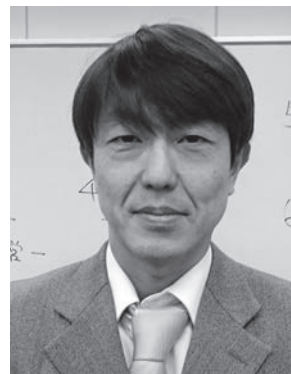
6 おわりに

以上、「川崎市総合計画」の概要及び今後の課題について筆を進めてきた。担当者の思い込みも含まれている点についてはご容赦いただきたい。

「川崎市総合計画」は、第1期実施計画が始まったばかりである。今後、私たち職員には、変化の激しい社会経済状況の中で、中長期的な見通しを持ちながら、限られた資源を有効に活用して、一つ一つの課題に取り組み、「最幸のまち かわさき」への歩みを着実に進めることが求められる。それは簡単なことではないが、未来に向けたまちの一步は、職員一人ひとりの日々の実践の積み重ねによって成される。そうした意識を持

ちながら、粘り強く取り組んでいきたい。

「川崎市行財政改革プログラム」の策定を終えて



総務企画局行政改革マネジメント推進室 担当係長 吉田 純二

1 はじめに

平成28(2016)年3月に、「川崎市総合計画」と併せ、「川崎市行財政改革プログラム（以下「プログラム」という。）」を策定・公表した。平成26(2014)年3月にも「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」を策定しているが、これは、市役所内部の改革を切れ目なく推進するためのものであり、市民サービスの再構築等の全ての取り組みを網羅した本市の行財政改革の計画の「完全版」としては、平成25(2013)年11月に誕生した福田市政のもとでは初である。

2 計画策定の経過

平成14(2002)年7月の財政危機宣言を皮切りとする前市政における12年間の行財政改革においては、行政のスリム化に取り組むことによる、約3,000人の職員数の削減などの量の改革、いわゆる「量的改革」の面で大きな効果を上げた。

こうした改革を進めてきた一方で、少子高齢化は着実に進展している。平成27年国勢調査(平成27(2015)年10月1日現在)によれば、本市の生産年齢人口(15～64歳)は、前回調査との対比で戦後初めて減少した。

近い将来において「超高齢化」(高齢者人口(65歳～)の人口全体に占める割合が21%以上になること)を迎えるなど、これまで経験したことがない社会状況の変化が見込まれる。また、こうした変化に伴う市民ニーズの多様化・増大化に対応したサービスの質、さらには、それを支える職員の質の一層の向上等の、新たな取り組みが求められているところでもある。

プログラムでは、このような状況を踏まえ、総合計画に掲げる施策等を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、市民満足度の高い行財政運営を推進するものとして、従来からの量的改革に加え、市民サービス、市役所組織・職員の質の向上などの「質的改革」の推進等を基本理念とした改革を、市民サービスの最前線である現場を起点として推進するものとした。

なお、計画期間は、平成28(2016)・29(2017)年度の2カ年であるが、総合計画における基本計画の計画期間である今後の概ね10年間を見据えた取り組みとした。

また、取り組み構成は、

- ・多様な主体との協働・連携を旨とする「取組1「共に支える」」
- ・市役所におけるさまざまな仕組みや市民サービス等

の再構築を旨とする「取組2「再構築する」」
・働きやすい、働きがいのある環境づくりとともに、常にチャレンジする職員の育成等を旨とする「取組3「育て、チャレンジする」」の3本柱である。

以上が、プログラムの概略である。詳細は是非、計画本体をご覧ください。

(<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000075901.html>)

ところで、今回の計画策定において一番力を入れたのが、各局等の改革の取り組みを集約した「各局等改革プログラム」である。前述の「取組」の1~3ごとに、計176の取り組みを掲載している。

個々の取り組みについては、「現状」「取組の方向性」「具体的な取組内容」のほか、定量的な効果測定が可能なものについては、目標となる「指標」を示している。

従来の計画では、個々の取り組みについて、おおよそ、その方向性のみが示されていたが、今回、特に「具体的な取組内容」、「指標」を掲載したのは、後述する取り組みの評価をしやすいするための工夫である。

また、こうした取り組みの洗い出し、あるいは、プログラムの策定全般に当たっては、今後の概ね10年間を見据えた計画ということもあり、市民、職員等を問わず、多くの意見を取り入れることにも注力した。

市民からの意見聴取については、計画策定の各過程で実施したパブリックコメント手続きや、平成27(2015)年8月に総合計画と併せて実施した「市民車座集会」もその一つであるが、ここで特筆したいのは、行財政改革の取り組みについて市民と一緒に考える、カフェ形式での気軽な意見交換の場として実施した「かわさき改革カフェ」である。なお、これについては、計画策定に当たり「市民からの意見を聴取した」とい



改革カフェの様子1

うより、「意見交換を通じ市民に参加していただいた」という方が正確であるが、こうした取り組みは、行財政改革の計画策定においては本市初の試みとなった。

改革カフェは、平成27(2015)年9月から10月までにわたり、市内3カ所で実施したところであり、公募市民をはじめ、区民会議、町内会、市内企業等関係者、そこに職員を含め、16歳の高校生から88歳の年配の方まで、老若男女を問わず、139名の方が集まった。



改革カフェの様子2

テーマは、

- ・協働のまちづくりを進めるに当たって行政が担う役割とは？
- ・どんな区役所になったらもっと良くなる？
- ・まちづくりを進めるに当たって、どんな力を持った市民や職員が必要？

の3つであり、途中、席替えやテーマ替えも行いながら、多くのアイデアを出し合った。

ここでは、その内容は割愛するが、中でも社会人等に混ざり、高校生、大学生が自分の考えをしっかりと持ち、生き生きと議論に参加している姿が大変印象的であった。

公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたところでもあるが、選挙における投票率の低下や、町内会・自治会における加入率の低下、



改革カフェの様子3

役員の高齢化等の若者の行政に対する無関心を一因とする課題も多い中、行政の分野を問わず、こうした意見交換の場をより多く提供していくことは、各事業等の推進における多様な意見の反映はもとより、さまざまな課題の解決にも寄与していくであろうことを改めて実感した場ともなった。

話は変わり、庁内における課題集約の手法として新たに実施したのは「改革提案」である。

従来、計画に掲載している取り組みは、各所属が、所管する事務・事業について自ら課題を提起し、改革を行うとしたものを基本的に集約したものである。

しかしながら、課題の中には自らでは見つけづらく、他から指摘されて初めて気付くものもある。そこで、今回実施した改革提案とは、他の所属が所管する事務・事業についての課題を提起し、その改革・改善を、具体的手法とあわせ対象所属に提案するといったものである。提案内容を対象所属に示すに当たっては提案元の所属は明記しない、としているが、要は、他人に苦言を呈す、といった作業であり、持ちつ持たれつの関係も頭をよぎり、実際書いてみるのは、思いのほか勇気のいる作業である。そうした中、取り組みとしては採用されたものの、計画への掲載にまでは至らなかったものもあるが、忌憚のない、多くの提案が挙がったところである。

3 計画の策定を終えて

こうした試行錯誤を行いながら、プログラムの策定が終わった。結果、150ページの大作となった。いや、私個人とすると、なってしまった。計画策定と一緒に携わった担当間では、「分厚いと手に取るだけで嫌気が差すからコンパクトなものにしよう!」とか、「総合計画を着実に進めるための手段ということであるなら、他都市にも事例があるように、総合計画と合冊した方が、むしろ分かりやすいのではないか?」といった話も出ていたが、その実現は今後の方々に託すことになってしまった。もちろん、賛同してくれればの話だが…。

計画の策定を終えたからといって、自席でふんぞり返っていて良いはずもない。分厚い計画になってしまった分、その庁内への周知は念入りに行わなければならない。

そこで、実施しているのが、時を同じくして策定した「川崎市人材育成基本方針」や「区役所改革の基

本方針」などの説明と併せた出前講座である。

ところで、本稿をここまで読んでいただいた方も同様のことを感じているかもしれないが、往々にして理念的な話は、眠りへと誘う呪文のようなものである。そうした理由もあり、出前講座の際は、理念的な話より、これまでの本市における創意工夫による改革の取り組み事例の紹介に多くの時間を割いている。

その内容は、

- ・ 地域産業の活性化を目指し、大企業・研究機関が保有する開発特許等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の製品開発や技術力の高度化、高付加価値化を支援する事業で、全国から「川崎モデル」として注目を集めるに至った「知的財産マッチング支援」の取り組み
- ・ 待機児童対策といった共通の課題を有する首都圏の2大都市が施設共有等の連携を果たし、国の地方制度調査会でも紹介されるとともに、「行革甲子園2016」への出場にも至った、本市と横浜市との「待機児童対策に関する連携協定」に基づく取り組み
- ・ 本市港湾局による埋立作業の粉塵対策に利用する散水用水について、協定締結に基づき企業から無償提供を受けた処理済工業用水（不排水）を活用することにより、CO2排出量削減による地球環境保全とともに本市の財政支出削減にも寄与し、平成28（2016）年3月に開催された「第10回全国都市改善改革実践事例発表会」への出場にも至った取り組みなど、本市が誇る、きらびやかな成功事例である。

こうした事例紹介を行っている（本当の）主旨は、これに倣い、全国に誇れるような改革を、創意工夫により一つでも多く発案し、推進してもらいたい、ということであるが、成功に至る取り組みは、当然、氷山の一角であり、見えないところには無数の失敗事例があることを忘れてはならない。

言い古された言葉ではあるが、「失敗を恐れずチャレンジしてみる」ことこそ重要である。

なお、出前講座は、平成28（2016）年7月から開始し、同年12月現在で実施回数は44回、延べ受講者数は1,073人にのぼるが、行財政改革の取り組みを庁内に浸透させ、職員の意識向上を図っていくためには、今後も継続して実施する必要がある。

また、計画の進行管理・評価も計画策定後に必須となる取り組みの一つである。

プログラムの取り組み評価は、「計画(Plan)」、「実

施結果(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」の、いわゆるPDCAサイクルによるものであり、まず、取り組み目標である「計画(Plan)」のもと、「実施結果(Do)」では活動指標も踏まえ活動実績(どれだけがんばったか?)を評価する。「評価(Check)」においては、行財政改革の取り組みは総合計画に掲げる施策等を着実に推進するためのものであることから、プログラム掲載のもののみならず、総合計画第1期実施計画における成果指標も活用しながら、取り組みの効果(がんばった結果、どれだけ効果が得られたか?)を評価する。「改善(Action)」においては、以上の評価による反省点も踏まえ、今後の取り組み目標を設定する、といった仕組みである。なお、これまでも行財政改革の取り組み評価においては、一部の取り組みにおいて、活動実績のみならず、効果の評価を行っていたが、全ての取り組みの効果を網羅的に、さらに、実施計画と連携し評価を行うのは、今回が初めての試みである。また、今回の評価からは、外部委員で構成される「川崎市行財政改革推進委員会」による外部評価を行うが、これも行財政改革の取り組みとしては本市初である。

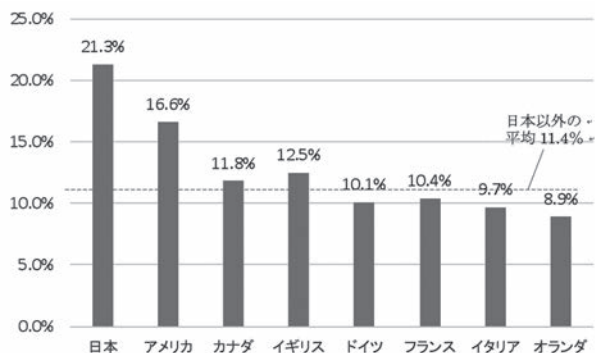
初めて尽くしであり、何はともあれやってみなければわからない部分もある。また、PDCAサイクルは、聞こえは良いが、実は完成しながらにして錆びた歯車のようなものである。それぞれの取り組みに所管課、ないしは、その「都合」がぶら下がっており、これを回すのはかなり大変な作業である。行財政改革推進委員会の委員から「指標が事業課等の自己都合によらないものであることが重要」といった旨の御意見もあったが、各取り組みの適正な評価により課題が明確化され、質の高い市民サービスの提供と、持続可能な行財政基盤の構築に一層資するものになるよう、成果・評価指標、あるいは、評価手法そのものも、適宜見直しを進めていく必要がある。

4 新たな取り組みの始動

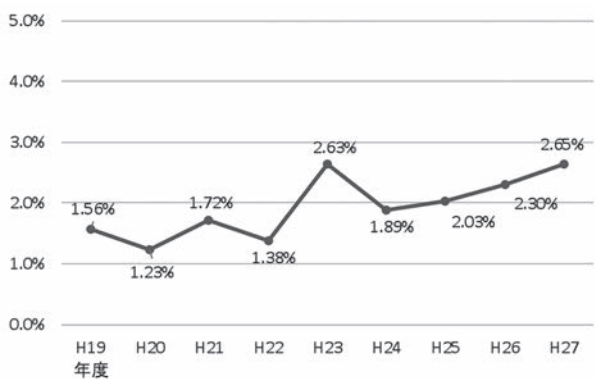
こうした取り組みを推進しているうち、プログラム策定から早1年が経過する。平成29(2017)年度は次期計画の策定年度となる。プログラムは、概ね10年間を見据えたものではあるが、当然のことながら、取り巻く環境の変化には的確に対応していかなければならない。

この間に発足した第3次改造安倍内閣は、自らを「未来チャレンジ内閣」と位置付け、中でも「働き方改革」を最大のチャレンジとしている。また、内閣総理大臣の私的諮問機関として設置された「働き方改革実現会議」では、当面のテーマとして、同一労働同一賃金、労働生産性の向上、長時間労働の是正、女性・若者が活躍しやすい環境整備等の9つを挙げている。

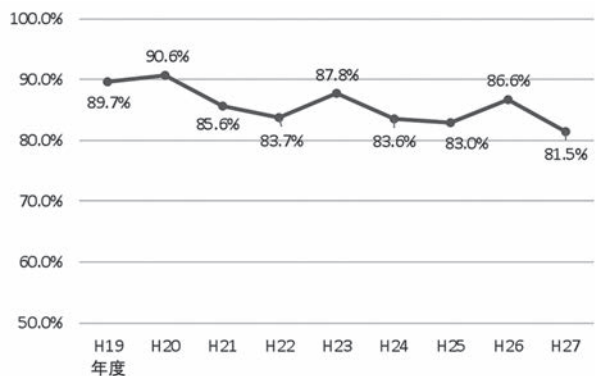
我が国における「働き方」の現状を見てみると、長時間労働者(週49時間以上働いている人)の割合は、約21%となっており、欧米諸国の約2倍と、突出して高い(図表1)。



図表1 長時間労働者の割合(国際比較)
【出典 データブック国際労働比較(労働政策研究・研修機構)】



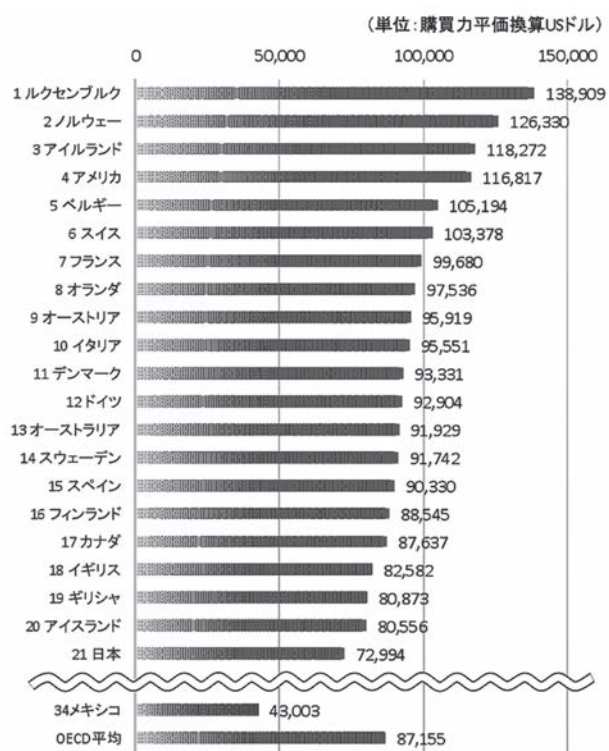
図表2 育児休業取得率の推移(男性)
【出典 平成27年度雇用均等基本調査(厚生労働省)】



図表3 育児休業取得率の推移(女性)
【出典 平成27年度雇用均等基本調査(厚生労働省)】

男性の育児休業取得率は、2.65%であり、過去最高の水準ではあるものの、女性の81.5%と比較すると大きな開きがある（図表2・3）。

また、労働生産性とは、労働者1人当たり（1時間当たり）で生み出す成果を指標化したものであるが、GDP/就業者数（または就業者数×労働時間）により算出した平成26(2014)年の日本の労働生産性は、OECD加盟34か国平均の87,155ドル(917万円)より低い72,994ドル(768万円)となっており、同加盟国中第21位の値である（図表4）。このことは、日本は相対的に「仕事に費やしている時間の割には成果が上がっていない。」という現れであり、これを解決するためには、もっと頑張る、のではなく、どのようにして頑張るか、どのようにして賢く働か、といったことを真剣に考えなくてはならない。



図表4 OECD加盟諸国の労働生産性（2014年/34か国比較）
【出典 日本の生産性の動向2015年版概要（公益財団法人日本生産性本部）】

本市の取り組みとしては、平成28(2016)年10月に開催した第70回九都県市首脳会議において、各都県市の職員の働き方の現状を踏まえた、多様で柔軟な働き方が可能となる働き方改革の実現に向けた取り組みについて、九都県市共同による研究を提案し、首都圏連合協議会に新たに設置する検討会のもと、情報共有を行いながら、ICTの活用、民間の取り組みなど、好事例・先進事例の調査や課題解決に向けた検討を進めるとの結果に至った。

また、同年11月には、市長、副市長以下市幹部職員35名が、職員のワークライフバランスを確保できる職場づくりと、充実した生活を送ることができる働き方改革の実現のため、「川崎市イクボス宣言」を行ったところでもある。

いずれにせよ、働き方改革の具体的な手法は今後の検討課題となるわけだが、これまで慣れ親しんできた働き方の見直し、あるいは、世界に冠たる日本人の勤勉さや昭和的精神論、場合によっては出世欲、金銭欲、体良くことを済ませたいといった人間の性（さが）にも起因するその非効率性を是正することは決して容易なことではない。

これは、あくまで世間一般的な話ではあるが、特に若い職員は残業を好んで行う、といった話も耳にする。若いうちに、残業を前提とせず、時間管理や仕事を効率的にこなすコツを身につけなければ、当然管理職になっても残業なしにはこなすことのできない業務の指示しか行えなくなる。人間は機械ではないので、稼働時間が増えれば増えるほど、当然、生産力は逡減する。

また、特に行政の場合は、民間とは異なり「利益をいくら上げた」といったような仕事の成果の定量的な評価が難しいこともあり、例えば、作成した資料の枚数、その見栄え、開催した会議の回数等の成果を上げるための手段、言い換えれば「費やした労力」を誇ることに傾倒し、勤務時間数が増加しているようにも思える。

さらに、パワハラは行政、民間を問わず問題になっているところだが、極度に厳しい態度をとる上司を持つ部下は、仕事が楽しくなくなり、生産性が向上しないのは言うまでもない。また、上司への意見もしづらくなり、事務・事業の推進において、「ワンマン化」を招くことにもなる。

問いかけてみたい。

- ・あなたは、自分の業務、あるいは部下の業務が勤務時間内に終わるよう、心がけていることはありますか？
- ・あなたは、職員が働きやすい職場環境に向け、何か工夫していることはありますか？
- ・あなたが作成したその資料、伝えるべき情報がコンパクトにまとまっていますか？
- ・幹部に見せるとはいえ、庁内会議で一度きりしか使われないような付加価値の低い資料作成に、過度な時間を費やしていませんか？

- ・あなたが開催しているその会議、開催すること自体が目的になっていませんか？
- ・あなたは、大勢に影響のない寡少なことにこだわるマイクロマネジメントを行っていませんか？
- ・あなたは、無駄に怒鳴ったりして、部下を、周りの職員を委縮させていませんか？
- ・あなたの職場では、パワハラが放置されていませんか？

以上は、長時間労働是正と労働生産性の向上といった限られた視点からの思いつく範囲での問いかけであるが、いずれにせよ働き方改革の実現に本気で向き合うのであれば、建前を抜きにした「本音」ベースの、忌憚のない議論を進めていくしかない。

特集2

「成長」と「成熟」の調和による持続可能な「最幸のまち かわさき」をめざして

かわさきパラムーブメント

—2020年、そしてその先へ!—

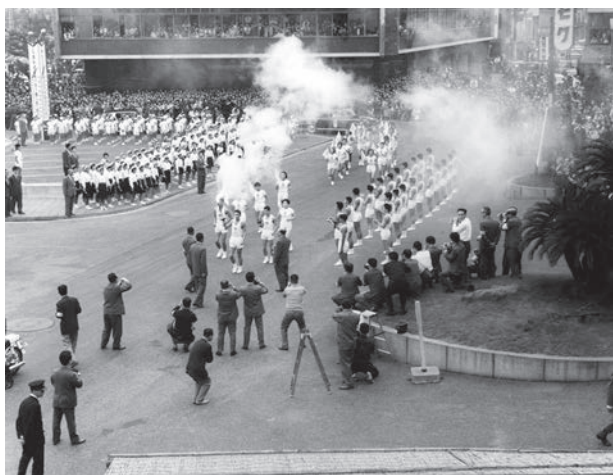


市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 **木田 哲也**

1 はじめに

「平成25(2013)年9月8日、2020年夏季オリンピックの開催都市が東京に決定——。」

早朝のニュースを聞いて多くの人々が興奮したことと思う。世界最大のスポーツと文化の祭典が東京に再びやってくる。テレビの中でしか観たことがない、あの感動的な場面を直接観ることができる。自らも歓喜したが、日本中が同じ反応だったのではないか。昭和39(1964)年以来の2回目の夏季大会開催。これはアジアでは初めてのことである。



1964年 東京オリンピック聖火リレー (川崎市役所前)
川崎市立図書館所蔵・倉形泰造さん撮影

そして3年以上の月日が流れ、まだ先だと思っていた2020年まであと3年。川崎市ではこの大会を契機としてどのような取り組みを進めていくのか、「かわさきパラムーブメント」について説明をさせていただく。

2 かわさきパラムーブメント

(1) かわさきパラムーブメントについて

今、日本は少子高齢・人口減少社会に入っているが、これは川崎市も例外ではない。将来人口推計では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）が開催される年には、川崎市の高齢化率は21%を超え、平成42(2030)年の人口152.2万人をピークにその後は減少へと転じていく見込みである。

高齢化の進行だけではなく、心身に障害を持つ人や介護が必要な人が増えることも想定されている。こうした中、一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくりを進めていくことが持続可能なまちづくりにつながっていくのである。

パラリンピックは大会を重ねるごとに参加国と選手数が増えている。川崎市では、パラリンピックを未来につながるダイバーシティ（多様性）とインクルーショ

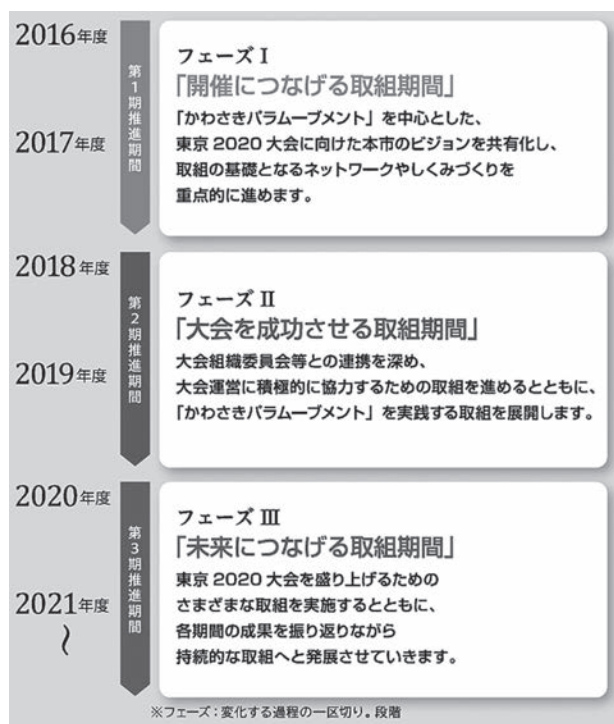
ン（さまざまな人が自分らしく社会の中に混ざり合えること）の象徴と捉え、そして、障害のある人などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かっていく運動、ムーブメントを「かわさきパラムーブメント」と位置付け、これを合言葉に2020年、さらにはその先へとつながる新しい社会を市民と共に創るため、さまざまな取り組みを進めている。



パラリンピックの種目であるブラインドサッカー©JBFA

(2) かわさきパラムーブメント推進ビジョン

川崎市では平成28(2016)年3月に「かわさきパラムーブメント推進ビジョン（以下「推進ビジョン」という。）」を策定した。これは、東京2020大会を契機とした、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、東京大会に向けた川崎市の方向性や目指すべきレ



かわさきパラムーブメント推進ビジョンの取組

ガシー（遺産）を明らかにし、取り組みを計画的に推進していくためだ。

推進ビジョンは、平成28(2016)年度から東京2020大会終了後の平成33(2021)年度までの6年間を取組期間としている。この期間は、東京2020大会終了後に取り組みの成果を検証し、そのレガシーを平成36(2024)年の市制100周年やその後のまちづくりにつなげていくことを意図したものである。

また、東京2020大会に向けた機運の高まりや、国内外の情勢等を踏まえ、各分野の取り組みを段階的に拡充し、さらには加速度的に進化させていくため、取組期間を3つのフェーズに設定し、推進ビジョンの見直しを行うこととしている。

(3) かわさきパラムーブメント推進フォーラム

市民、団体、企業等のさまざまな主体の連携・協働の場として、福田市長とパラリンピアン成田真由美氏を共同委員長とする「かわさきパラムーブメント推進フォーラム」を平成27(2015)年10月に設置した。「かわさきパラムーブメント」は行政としての取り組みだけでなく、市民と一緒に実践することで、より良い社会に向けた変化を生み出すムーブメントに発展していくものである。

(4) かわさきパラムーブメント5つの方向性

オリンピック・パラリンピック競技大会は世界最大のスポーツと文化の祭典である。推進ビジョンでは、その特徴や川崎市の強みを踏まえ、政策領域を幅広く捉える5つの方向性を設定し、これまでの取り組みのさらなる推進を目指すこととしている。今回はこの5つの方向性について、第1期推進期間の取り組みを中心に紹介する。

①ひとづくり

東京2020大会に向けたボランティア人材の育成や心のバリアフリー、国際交流を推進することで、心がつながり通い合う「ひとづくり」のための取り組みを進める。オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界中から多くの選手や観客などが集まると同時に、大勢のボランティアが「おもてなし」や大会運営を支えることとなる。障害の有無や国籍の違いなど、立場を越えて感動を分かち合う。この経験や活動は、市民一人ひとりが輝けるまちづくりに向けた大きなかけがえのない財産となるものだと考えている。



川崎国際多摩川マラソンで活躍するボランティア

②スポーツ振興・健康づくり

東京2020大会を契機として、スポーツや健康づくりへの関心を高め、「する・見る・支える」の視点からスポーツの推進を図っていく。誰もが健康的で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに向けて、スポーツや運動に親しめる環境づくりを進めながら、障害者スポーツの推進、競技スポーツの振興に取り組むとともに、世界の舞台で活躍する川崎育ちのアスリートを育成するための取り組みを進めていくものである。



富士通スタジアム川崎で開催された日本アンパティサッカー選手権大会©JAFA

③まちづくり

東京2020大会の開催期間中には国内外から多くの人が川崎市を訪れる。そのため、交通環境の向上をはじめとした駅周辺や公共的施設のバリアフリー化、多



市バス車内表示器による多言語案内

言語化に配慮した案内表示の充実など、ユニバーサルデザインの推進を図ることにより、やさしい未来につながる「まちづくり」の取り組みを進める。

④都市の魅力向上

歴史、文化、産業…。多彩な地域資源がある川崎市。東京2020大会はそれらの魅力を国内外に発信する絶好のチャンスである。国や他都市などと連携しながら、市内の集客・回遊性の向上や、外国人観光客などへの「おもてなし」としての取り組みを進め、国内外に向けて川崎の魅力を発信する。また、文化芸術活動の面からも「かわさきパラムーブメント」につながる取り組みを行い、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりを進めるとともに、文化芸術の振興により川崎市のブランド力を高めていく。



かわさきジャズ2016

⑤先進的な課題解決モデルの発信

超高齢社会の到来やエネルギー政策の転換、地球環境問題などのさまざまな課題の解決に向けた取り組みを行うことで国際社会に貢献するとともに、持続的な経済成長に寄与する取り組みを「先進的な課題解決モデル」として展開し、国内外に広く発信していく。これは、川崎市がこれまでに培ってきたものづくり技術や高度先端技術を活かして、成長が期待されるライフサイエンス、環境、福祉などの産業分野を発展させていくものである。



ナノ医療イノベーションセンター (iCONM)

3 かわさきパラムーブメントプロジェクト

2(3)で紹介した、かわさきパラムーブメント推進フォーラムでは、「かわさきパラムーブメント」の5つの方向性に基づいて、実践につながるさまざまなアイデアや取り組みが提案されている。平成28(2016)年度は、提案された内容をベースにプロジェクト化し、事業として実施・展開している。

① パラスポーツやってみるキャラバン

小学校の授業や「地域の寺子屋」の場を活用して、普段は観戦・体験する機会の少ない障害者スポーツ(パラスポーツ)の魅力子ども達に体感してもらうことを目的に、児童を対象とした参加型の障害者スポーツ体験講座を実施。障害への理解や、学校や地域の障害者スポーツへの関心を高める機会を創出している。

平成28(2016)年度は、小学校13校、地域の寺子屋4カ所で実施した。体験種目も、アンプティサッカー、車椅子バスケットボール、フライングディスク、ブラインドサッカーなど、多岐に渡っており、パラリンピアンや現役の日本代表選手などにも講師としてご協力をいただいている。



ブラインドサッカーの講師 葭原滋男選手(中央)はシドニー大会の自転車競技での金メダリストでもある

体験講座に参加した子ども達からは、「競技用車椅子が楽しかった」「選手のプレーが格好良かった」「障害者と一緒に楽しめるスポーツがあることが分かった」などの感想が数多く寄せられている。これは非常に貴重な経験だと思う。私が子どもの頃には障害者スポーツを体験することはなかった。より多くの子ども達が障害者スポーツの楽しさや魅力を感じ、障害について理解を深めることができるように次年度以降も継続し、東京2020大会までに市内全小学校での実施を目指している。



車椅子バスケットボールの体験会

② インクルーシブなカワサキハロウィン

毎年秋に開催されている「カワサキハロウィン」は日本最大級のハロウィンイベントとして、国内だけでなく海外にまで広く知られるようになった。20回目を迎えた「カワサキハロウィン2016」において、大人も子どもも、健常者も障害者も、あらゆる人が個性を大切にしながら楽しめるイベントとなるよう、今回初めて車椅子利用者のパレード参加をモデル的に実施した。

一般の参加者と同じようにホームページで募集を行い、平成28(2016)年10月30日のハロウィン・パレードには車椅子利用者5名と介助者が初参加。沿道からの声援が大変多く、参加者からは「手を振られたり、握手されたりするなどして、とても楽しかった」「観客の反応もあたたかかった」などの感想をいただいた。参加者からの意見等を踏まえて今回の結果を検証し、次年度以降も継続して実施する予定である。



パレードに参加する車椅子利用者

③ かわさきパラムーブメントの理念の浸透に向けた取り組み

「かわさきパラムーブメント」の考え方を多くの市民や事業者の方々と共有し、全市的な取り組みとして進

めていくことが大変重要である。そのため、シンポジウムや講演会等の場を活用した取り組みにも力を入れている。

平成28(2016)年12月には「かわさきパラムーブメントシンポジウム～パラアスリートたちが、社会を進化させる～」と題し、川崎市産業振興会館にてシンポジウムを開催。第1部は、日本パラリンピック委員会事務局長中森邦夫氏の基調講演、第2部では、リオデジャネイロパラリンピック競技大会で活躍された成田真由美選手（水泳）および山口貴久選手（ウィルチェアラグビー）への川崎市市民特別賞・川崎市スポーツ特別賞の贈呈式とパネルディスカッションを実施した。市民だけでなく、スポーツ団体の関係者など、約220名が参加。参加者からは感嘆の声も上がり、「かわさきパラムーブメント」について、多くの気付きやヒントを得ることができたシンポジウムとなった。



福田市長も参加したパネルディスカッション

また、平成28(2016)年11月には川崎商工会議所との共催で、市職員と市内企業の方々向けに「ユニバーサルマナー講演会」を実施。第1部は伊藤弘副市長から「かわさきパラムーブメント」の基調講演、第2部では「バリアバリューから未来を創る」と題して、日



ユニバーサルマナー講演会

本ユニバーサルマナー協会の薄葉幸恵講師からユニバーサルマナーをテーマにご講演いただいた。障害者差別解消法、心のバリアフリー、講師の体験談、そして明日から実践ができる対応策など、非常に有意義な内容であった。

ここで紹介したのは平成28(2016)年度に実施したプロジェクトの一部である。今後も2020年やその先に向けて、既存プロジェクトの拡充や新規プロジェクトの実施など、「かわさきパラムーブメント」のさらなる展開を図りたいと考えている。

4 英国代表チームの事前キャンプ受入れ

(1) ホストタウン構想の取り組み

ホストタウン構想とは、全国の自治体とオリンピック・パラリンピックの参加国や地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等の観点から政府が推進しているものである。現在、第3次まで登録されており、ホストタウンとして登録されている自治体は138件となっている。(※複数の国との交流計画を提出している場合や、複数の自治体が連携して登録している場合も1件とカウントされている。)川崎市は、平成28(2016)年1月の第1次登録にて英国を相手国とするホストタウンに登録された。2020年に向けてスポーツ、文化・教育、産業など、さまざまな交流事業を進めていく計画である。

(2) 事前キャンプ受入れに向けた取り組み状況

川崎市は英国オリンピック委員会（以下「BOA」という。）と、東京2020大会に向けて等々力陸上競技場を英国オリンピック代表チームの事前キャンプ地とする覚書を日本オリンピック委員会(JOC)、横浜市、



味の素ナショナルトレーニングセンターで行われた覚書の締結式

慶應義塾大学とともに、平成28(2016)年2月8日に締結した。

覚書締結に先立ち、BOAが提案した事前キャンプ計画では、陸上競技は等々力陸上競技場を中心に、競泳等は横浜国際プール、慶應義塾大学日吉キャンパスでは体育館競技の実施が基本となっている。事前キャンプの実施時期や競技種目等の具体的な内容については、引き続きBOAと協定締結に向けた調整・協議を進めているが、英国オリンピック代表チームに対しての「おもてなし」は行政だけでなく、市民の力を借りながら進めていくことで、事前キャンプの受入れに向けた機運も高まっていくのだと考えている。

また、英国パラリンピック委員会（以下「BPA」という。）も本市施設（等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、富士通スタジアム川崎等）を視察しており、現在はBOAとの調整だけでなく、BPAとの覚書締結に向けた協議も並行して進めている。

(3) 事前キャンプ受入れに向けた英国視察

平成28(2016)年10月にBOA・BPAとの協議の進展および、2012年のロンドン大会（以下「ロンドン2012大会」という。）で大きなレガシーを残したロンドン並びに周辺都市における取り組みの実態や、その手法についての知見を得ることを目的として英国視察を行った。



英国でのBPAとの意見交換の様子

まずは、ロンドン2012大会において、ブラジル、アメリカ、カナダなどの事前キャンプを受入れたシェフィールド市を訪問した。事前キャンプ受入れ時の課題だけでなく、川崎市同様に大会開催都市以外である都市としてのレガシー形成など、さまざまな情報を得ることができた。BOA・BPAとの意見交換では、

BOAとの協定締結に向けた個々の競技種目に関する条件や施設利用についての協議を行うとともに、BPAが目指すビジョンと「かわさきパラムーブメント」の相互認識を図った。今後はBOA・BPAとのパートナーシップを強化し、事前キャンプの成功につなげていきたいと考えている。

さらに、先進的なスポーツ施設を有するラフバラ大学等も視察。アクセシビリティの配慮は当然として、オリンピック・パラリンピックのアスリートと一緒にトレーニングする環境は参考になった。スポーツだけではなく文化・芸術をはじめとするさまざまな場面において「多様性の尊重」を中心に据えた取り組みを行い、それをきっかけに人々の意識をシフトさせたこともロンドン2012大会の大きなレガシーである。英国のレガシー、それはすなわち「かわさきパラムーブメント」の理念と共通するものであり、今後の川崎市のレガシー形成に向けて大変参考となるものであった。



事前キャンプが行われる予定の等々力陸上競技場

5 おわりに

リオ大会が終了し、東京2020大会に向けた取り組みは助走段階からスピードアップする段階に入ってきた。他の自治体や企業においても2020年に向けてはさまざまな取り組みが進められているが、誰にでも取り組むことができる小さなことを少しずつ積み上げて大きなムーブメントとして展開する。それが「かわさきパラムーブメント」の推進である。

川崎の持つ多様性は可能性であり、最大のポテンシャルでもある。その一つひとつを輝かせることが私達の幸せにつながっていくのだと思う。東京2020大会で終わりではない。平成36(2024)年の市制100周年、さらにはその先の未来に向けて、川崎をこれからも住みやすい、そして活気と魅力があふれる「ふるさとかわさき」にするための取り組みとして、全市を挙げて「かわさきパラムーブメント」を推進していきたい。

臨海部の持続的発展に向けて



臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 担当係長 上原 彩

1 はじめに

現在、川崎臨海部は、何年度かの転換期に差し掛かっている。これまでも、企業のグローバル化や工場分散に伴う企業再編や生産拠点の移転などが進むという転換期があり、それによって低未利用地が発生するリスクを抱えてきた。そして、その都度どのように臨海部を活性化させるかを検討してきた。

今回、これまでの転換期と大きく違う点は、国際的な環境配慮に関する要請があり、さらには国内人口が減少する中で転換期を迎えている、という点である。これまで、石油化学や鉄鋼といった基幹産業を中心に、需要が減ることなく、事業として成長し続けることを前提に活性化策を考えてきた。しかし、これからは社会全体が成熟を迎える中で、国際的な要請を見据えつつ、川崎臨海部はどのような役割を果たし、どのような特色を持つ地域になっていくべきなのか、という「目指す姿」を考えていくことが必要となっている。

臨海部国際戦略本部では、今年度と来年度の2カ年で、この「目指す姿」とそれを実現するための戦略や取り組みの方向性を「(仮称)臨海部ビジョン(以下「ビジョン」という。)」として策定しようとしている。

2 ビジョン策定の背景

(1) 川崎臨海部の概要

川崎臨海部とは、川崎区の概ね産業道路以南を指し、その面積は約2,800haである(図表1)。事業所数は約2,300、従業員数は約59,000人の、9割以上が民間所有地からなる地域である。首都圏に立地しているため、地方のコンビナートと比べて地価が高く、拡張性が小さいという特徴を持つ。

図表1の①～③および⑨を第1層、④、⑤、⑦、⑧、⑩を第2層、⑥、⑪を第3層と呼び、地区ごとや層ごとに異なる特色を持つ。

第1層は、早い時期から工場の進出が進んだ地域であり、石油化学や鉄鋼系の企業のほか、さまざまな業種の企業が立地している。また、住宅地と隣接している地域でもある。キングスカイフロントや塩浜、南渡田など拠点整備を行っている地区はここに含まれる。

第2層は、主に石油化学、エネルギー系の企業が集積している埋立地である。昭和40年代を中心に作られた工場が多く、施設老朽化の問題を抱えている企業も多い。

第3層は、昭和40年～50年代に埋立てられた地区で、

東扇島には物流倉庫が集積している。東扇島の東側には、やはり施設老朽化の問題がある。扇島には鉄鋼、エネルギー系の企業が立地している。



図表1 川崎臨海部の概要

(2) 川崎臨海部の成り立ち

川崎臨海部は、大正2(1913)年、実業家の浅野総一郎氏が、大型船が泊まれる港の整備及び川崎・横浜にまたがる臨海部の埋め立てに着手したことから開発が始まった。この頃から重化学工業企業が設立され始め、昭和30年代には、埋め立て事業及び企業誘致が進展し、臨海部のコンビナートが形成されていった。

昭和40年～50年代には、公害問題が顕著となり、市民運動が高まった。公害防止条例等の制定や工場の排煙設備や環境対策技術の向上等により、工場等を発生源とする公害は徐々に改善していった。これ以降は、産業と環境の調和が課題となる。

平成元年～10年代は、産業構造転換への対応や国際競争力維持のため、企業のグローバル化や工場分

散化（工場の市外移転）が進められ、川崎臨海部においても経営統合や高度化・高効率化の影響が生じ、冒頭にも述べた低未利用地が発生した。

(3) 本市の基幹産業とその動向

図表2は工業統計調査を基にした資料である。政令指定都市の中では、製造品出荷額が1位となっている。その中でも、川崎臨海部に多く集積する石油・石炭製品、化学、鉄鋼分野に占める割合が大きく、これらが本市の基幹産業であるといえる。

これらの基幹産業の動向は次のとおりであり、今のままでは、低未利用地が発生するリスクがあると考えられる。ビジョン策定の背景には、こうした問題も存在する。

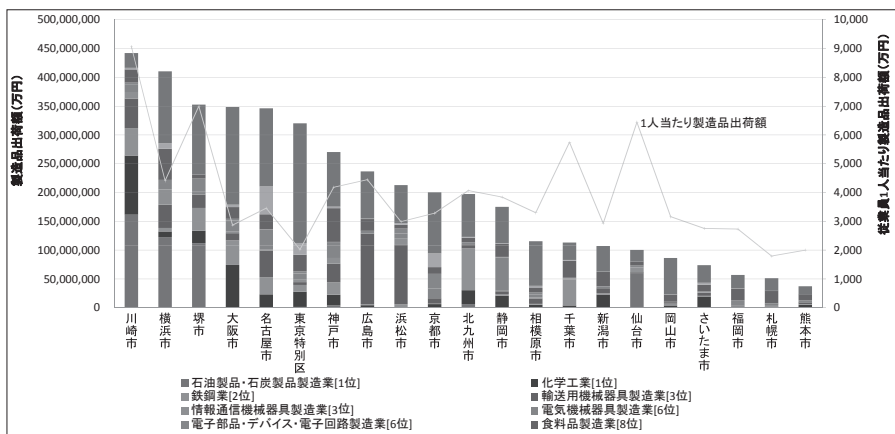
①石油精製、石油化学業界の動向

石油精製、石油化学産業では、近年、シェール革命や、産油国やアジアにおける大規模プラント新設等により、世界の需給構造に変化が起きつつある。我が国の国際競争力を強化するため、国は産業競争力強化法第50条に基づく調査を行い、今後の方向性として生産効率の向上や生産体制の最適化を行う方向性を示した。今年度、大企業の統合が発表されたが、本市の2つある石油コンビナートの川上（原油から石油化学製品へと精製する過程を川の流れに例えたときの、上流部分）には、その2社がある。これから数年間は統合利益を出すための動きがでてくると考えられる。

また、石油からはガソリン、軽油、灯油などの燃料となる製品やナフサといった石油化学製品の原料となる製品が精製される。ナフサについては、その後プラスチックの原料となるエチレンが精製できることから、今後も需要が見込められると思われ、本市には、前述

の2社がエチレンを精製する設備を1基ずつ持っている。国内他都市では重複設備の統合による高効率化を目指すコンビナートもあることから、今後本市においても同様の流れになる可能性がある。

一方、ガソリン、軽油等の燃料は、地球規模の温暖化対策から見直しを求められている状況にある。平成27(2015)年12月に採択されたパリ協定

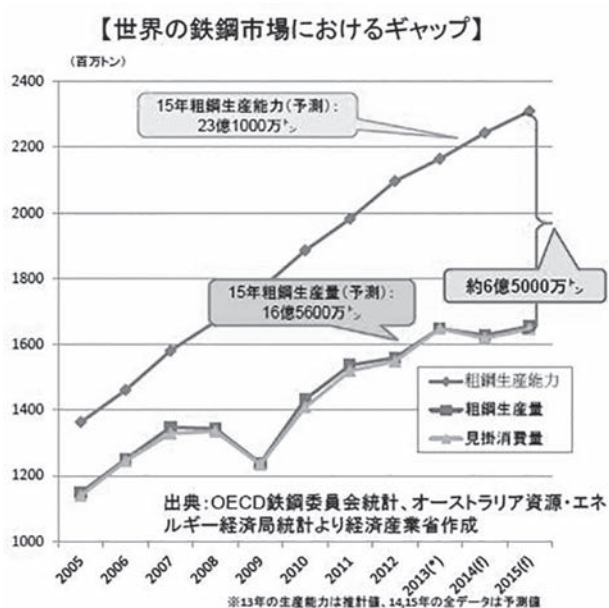


図表2 政令指定都市および特別区の製造品出荷額
【平成25年工業統計調査より作成】

に参加するに当たり、我が国は2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの排出を26%削減するという目標を掲げている。温室効果ガスの9割近くをCO₂が占めているため、目標達成のためにはCO₂の削減を目指していくことになるが、本市に水素を燃料とするFCV車MIRAIが導入されたように、今後、ガソリン車からEV車やFCV車への移行が進むことにより、需要が減少する可能性がある。

②鉄鋼業界の動向

現在は中国や韓国企業の生産能力の向上により、供給過多となっている（生産抑制の動きも見られてきているが）。



図表3 世界の鉄鋼市場における生産量と消費量
【平成27年経済産業省作成「鉄鋼業の現状と課題」より抜粋】

3 臨海部に関するこれまでの取り組み

(1) 川崎臨海部整備基本計画

高度経済成長期終了以後、事業所の減少が続き、広大な遊休地や低未利用地が発生したことから、臨海部全体の活力の低下が懸念されることとなり、平成4(1992)年に「川崎臨海部整備基本計画」が策定された。

その後、平成8(1996)年に、基本計画の見直しを行い、地域活力の維持・発展と環境・防災面の取り組みの強化を基本とした「川崎臨海部再編整備の基本方針」が基本計画の取り組みの方針として策定された。遊休地の面積は、平成11(1999)年をピークに減少へと向かった。

(2) 川崎臨海部再生プログラム

平成13(2001)年6月に、新たな産業立地促進と新たなまちづくりを推進し、川崎臨海部の活性化に資することを目的に、地元産業界、行政関係者、学識経験者で構成する「川崎臨海部再生リエゾン研究会」が設置された。インフラや環境等に関する作業部会を設け、2年間の研究の結果、「川崎臨海部再生プログラム」を策定した。プログラムでは、川崎臨海部が日本を代表する産業集積や既存インフラの集積が進んだ地域として捉え、ここでの産業の再生と新産業の創出を行うことにより、都市再生を図ることを目標としている。行政が取り組むべき施策も提言され、平成26(2014)年度に行われた検証においては、1割強が引き続き検討が進められているものや検討が止まっているものであったが、9割弱は実施・一部実施・実施に向けて進捗中となっていた。

プログラムにおいて提言された施策として、プログラムを推進していく場であるリエゾン推進協議会やNPO法人産業・環境創造リエゾンセンターなどが設立され、今回のビジョン策定に向けてもそれらの活動や会議を、検討や周知の場の一つとして活かしている。

(3) 川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン

平成21(2009)年3月には、川崎臨海部の活性化や持続的な発展に資するため、戦略的なマネジメントを展開する上での指針として、「川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン」が策定された。このガイドラインは、川崎臨海部に立地する企業へのヒアリングや現地調査、また川崎臨海部に関する最近の動向を基に策定された。

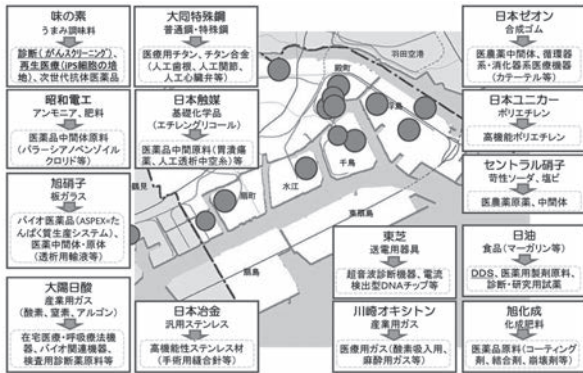
ガイドラインの取り組みの一環として、当本部では毎年川崎臨海部の「地区カルテ」や「アクションマップ」を作成している。

(4) キングスカイフロントの形成

ライフサイエンスや環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する「国際戦略拠点」として、殿町地区の拠点形成を行ってきた。当地区は、国際戦略総合特別区域、国家戦略特別区域、特定都市再生緊急整備地域に指定され、拠点整備が進められている。

もともと川崎臨海部に工場を持つ企業は、川崎の工場に研究所を併設しているところが多く、また、ライ

フサイエンスは、基幹産業である石油化学産業とも親和性が高いことから、実際にライフサイエンス分野への展開を始めている企業（図表4）や、大学と共同研究を行っている企業もある。今後、キングスカイフロントを基点として、大学と企業や、企業間のイノベーションが展開されるよう、検討が進められている。

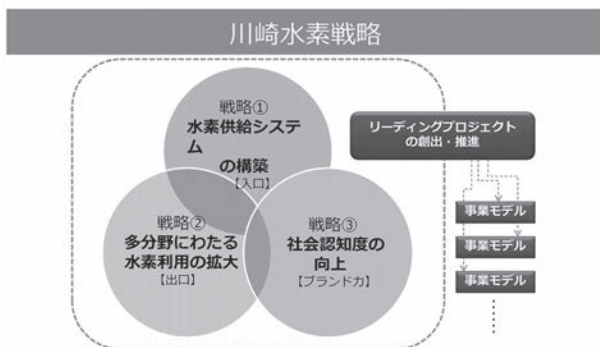


図表4 ライフサイエンス分野への展開状況

(5) 水素社会の実現に向けた取り組み

水素エネルギーの積極的な導入と利活用による「未来型環境・産業都市」の実現を目指し、平成27(2015)年3月に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を策定した。戦略では、5つの方向性のもと、「水素供給システムの構築」「多分野にわたる水素利用の拡大」「社会認知度の向上」の3つの基本戦略により取り組みを推進することとしている。

現在、市内における優れた環境技術の集積や、水素・燃料電池関連企業が多数立地する地域特性や特徴を活かし、多様な主体と連携したさまざまな水素のリーディングプロジェクトに取り組んでいる。



図表5 川崎水素戦略

4 ビジョン策定に向けた取り組み

(1) ビジョン策定の目的

本市や我が国の経済を牽引してきた川崎臨海部では、基幹産業である石油化学産業、鉄鋼業の再編や

次世代エネルギーの推進等、取り巻く環境が大きく変化している。今回のビジョン策定は、このような変化の激しい状況においても、長期的な視点からの課題解決やポテンシャルの発揮を通じて、本市の「力強い産業都市づくり」の中心として、持続的に発展し、産業と環境が高度に調和した地域として日本の成長を牽引できるよう、川崎臨海部の目指すべき将来像や、その実現に向けた戦略、取り組みの方向性を示すことを目的としている。

(2) 検討手法

現在直面している課題に対し、それぞれを解決するための施策を実施するのではなく、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像を十分に議論し、企業及び全庁的にその将来像を共有した上で、その実現策として直近10年間に取り組むべき方向性や、先導的・モデル的に実施するプロジェクトを検討するバックカスティング手法により策定することとしている。

バックカスティング手法とは、マクロな条件を基に起こりうる未来を想定し、その状況下で「あるべき姿」を定め、そこから現在を振り返る（バックキャスト）手法である。

今回は、マクロな条件を概ね30年後に予測されるグローバルな社会予測とし、「あるべき姿」を「目指す姿」として検討を進めている。

また、見据える先を30年後としているのは、10年程度であれば社会が大きく変わる可能性が小さいため将来像を描きにくく、100年後とすると将来予測をしにくくなるからである。私たちが社会に出てから定年までの期間が概ね30年であることから、社会がひとまわりする期間なのではないかと考えている。

今年度は、「目指す姿」の取りまとめを行い、来年度に戦略・取り組みの方向性や、代表的なプロジェクトを取りまとめていく予定である。

(3) 検討体制

検討体制の中心は、庁内会議（局長級、課長級）と外部の有識者による有識者懇談会の2つである。

また、策定されたビジョンを実現していくためには市民理解や立地企業の協力が欠かせないことから、策定段階から、企業や市民その他さまざまな関係者からの意見を広く集めることとしている。いただいた意見については、できる限り多様な意見を反映させていき

たいと考えている。

①有識者懇談会

エネルギー、都市計画、産業、環境の4分野の有識者を委員に迎え、市長、副市長などと有識者懇談会を開催している。30年後という不確定なことを前提に御意見をいただくことから、審議会形式（附議を行い答申を受ける形式）をとらず、各委員から自由闊達な意見をいただき、事務局側で検討を深めるという形を選択した。これまで10月、12月に開催し、多くの意見や宿題をいただき、検討を進めている。



第2回有識者懇談会の様子（平成28年12月26日）

②臨海部の活性化に向けた研究会

NPO法人産業・環境創造リエゾンセンターとその会員企業約20社と共に、臨海部の将来像や戦略・取り組みの方向性について議論を行い、それを取りまとめて有識者懇談会へ報告している。これまでに、過去の取り組みの振り返りや川崎臨海部のSWOT(*1)の洗い出し、有識者を招いての講義受講などを行ってきた。先日は若手社員との意見交換を行い、様々な意見を出してもらったが、同じ地域に立地する企業の若手同士のよい交流の機会ともなったようである。今後も、研究会をビジョン策定に向けた企業の意見をもらう場



研究会の様子（平成29年1月29日）

の一つとして、（また、企業間の交流の機会としても）活用していくこととしている。

(*1) 事業分析法の一つ。ある事業について、その強み・弱み・機会・脅威を判定し、課題を導き出すこと。

③その他のヒアリング・インタビュー

①の有識者懇談会の委員以外にも、川崎臨海部に関係する分野の有識者へのヒアリングやインタビューを行っている。これまで、エネルギー、コンビナート、防災、都市計画、観光などの分野の有識者から話を伺ってきた。今後も引き続き意見を集める予定である。

また、立地企業への個別ヒアリングも行っている。立場が変わると意見が異なってくることもあることから、川崎工場等の総務部門の担当者から本社の企画部門の担当者まで、さまざまな立場の人から意見を集めている。

5 おわりに

ビジョンは、私を含めて係長級職員3人がメインで担当している。本部内で検討を重ね、他部署の職員とも意見交換を行ってきた。現在は、これまで調べたことや有識者懇談会、ヒアリングなどでいただいた意見を基に、「目指す姿」の案を取りまとめているところである。「川崎らしさ」や大事にすべき「価値観」はどのようなことかを考え、どのような臨海部像を描いていくのか、話し合いながら作業を行っている。

さまざまな人から話を聞く中で、ビジョンに期待する声や面白い取り組みだといってくださいる声を聞いた。身が引き締まるとともに、とても励みになった。

30年後の川崎臨海部が魅力ある地域であり続けることを目指し、策定に向けた作業を進めていきたいと思う。



東京都側から川崎臨海部を望む

宮崎県と川崎市の連携による 国産木材利用に向けた取り組み

～『崎一崎モデル』の構築～



まちづくり局総務部企画課 課長補佐 佐藤 英樹

1 はじめに

日本は、豊富な森林資源を有しており、この資源を有効に活用することは、地球温暖化防止、循環型社会の形成、水源のかん養など、森林が持つ多面的な効果・機能の発揮に繋がるものである。一方で、近年、木材原産地の多くの国産木材が利用可能な伐採期を迎えているものの、低価格な外国産材の影響により需要が低迷し、零細化・高齢化による林業の衰退、将来的な森林の管理不全などが懸念されている。

また、国全体として人口減少、首都圏への人口流入が進行していることなどから、地方創生の重要性も高まっている。

2 川崎市の取り組み

こうした背景を踏まえ、平成22(2010)年には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されるなど、木材原産地だけでなく、消費地である都市部としての役割が求められており、川崎市では、平成26(2014)年度より、国産木材利用に関する具体的な取り組みを開始した。

(1) 公共建築物に関する取り組み

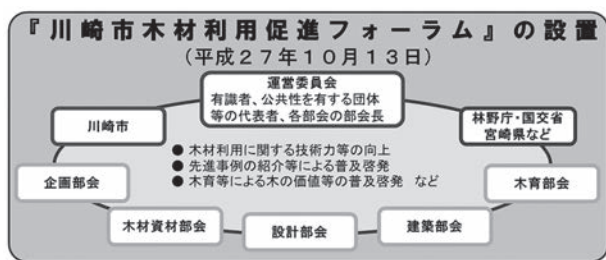
本市では、平成26(2014)年10月に「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定し、学校や庁舎、市営住宅などの建物用途に応じた木材使用量の目標値などを定め、公共建築物における国産木材の積極的な利用を進めている。

併せて、小規模な公共建築物の整備に際し、市内設計者を対象にプロポーザル方式により選定を行うことで、木材利用に関する技術力・ノウハウの向上等を図っている。(平成28(2016)年度は公立保育園1件を選定)

(2) 民間建築物に関する取り組み

国産木材の利用を一層促進するためには、民間建築物における木材利用の拡大が重要であることから、各分野の民間事業者、有識者、公益団体などの多様なステークホルダーで構成する「川崎市木材利用促進フォーラム(以下「フォーラム」という。)」を平成27(2015)年10月に設立した。

フォーラム内には、全会員による総会に加え、各分野の横断的な連携による取り組みの方向性の提示や取り組みの共有を図るための運営委員会、各分野が有する課題等について実務的な検討を行う5つの作業部会を設置している。



図表1 川崎市木材利用促進フォーラムの構成

平成27(2015)年度のフォーラムの成果として、作業部会での検討結果などを踏まえ、木材利用に関する基礎知識・事例紹介などを分かりやすくとりまとめた「川崎市木材利用の手引き」やパンフレットを作成し、事業者や一般利用者へ広くPRすることで、木材利用の普及を促進している。

また、平成28(2016)年度は、フォーラム会員が関わる民間建築物に対する材料・設計等の提案の募集を行うことで会員相互の技術力の向上等を図るとともに、木材の生産から施工までの行程ごとに、作業部会会員の取り組み、技術、製品情報などを冊子としてとりまとめてサプライチェーンを可視化することで更なるビジネスマッチングにつなげるなど、民間建築物に関する一層の木材利用に向けた取り組みを進めている。

3 宮崎県との連携した取り組み

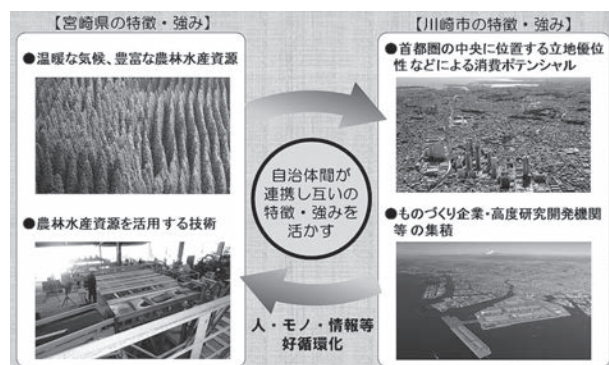
(1) 取り組みの経緯

本市が国産木材利用に関する検討を進める中で、スギの生産量が日本一で、木材の先進的な研究開発に取組む宮崎県への視察・意見交換を行ったことを契機とし、同県との連携・協力に向けた検討を開始した。

宮崎県は、温暖な気候から木材などの豊富な農林水産資源とともに、それらを活用する技術を有しており、都市部における国産木材の利用拡大に向けた取り組みを進めている。また、川崎市は、首都圏の中央に位置する立地優位性などから、多くの人や物流による高い消費ポテンシャルを有していることに加え、多くのものづくり企業等が集積しており、これらの企業が地方の企業と連携し、互いの技術等を活かすフィールドを有している。その一方で、法規制による不燃化対応等によるコスト増などの理由から、十分な木材利用が進んでいない状況である。

こうしたことから、互いの持つ特性・強みを活かし、両自治体における多様な主体が連携・協力することで、

国産木材利用を一層促進するという考えが一致し、平成26(2014)年11月に基本協定を締結した。



図表2 両都市の特性、強みを活かした連携

(2) 「崎-崎モデル」の構築

この協定により、都市から地方へ、地方から都市への人・モノ・情報等の好循環化を進め、互いの地域の活性化および持続的成長につなげるため、宮崎の「崎」と川崎の「崎」を用いた『崎-崎モデル』とネーミングし、新しい価値の創造モデルの構築に向けた取り組みを進めている。具体的には、民間事業者間のビジネスマッチング創出や新たなサプライチェーンの構築、技術力・ノウハウの向上、雇用創出等を展開し、国産木材の利用促進につなげるものである。



基本協定締結式

(3) 主な取り組みとその効果

①国産木材利用技術の向上、普及促進

宮崎県と連携した講演等や視察の開催（計3回実施、計約175人が参加）などの取り組みを進めることで、木材利用技術等の向上、木材利用に関する普及啓発、木育等を通じた木の価値・効果への理解を深めるとともに、民間事業者間の交流にも繋がるなどの効果が図られた。

ア 『都市の森林フォーラム』

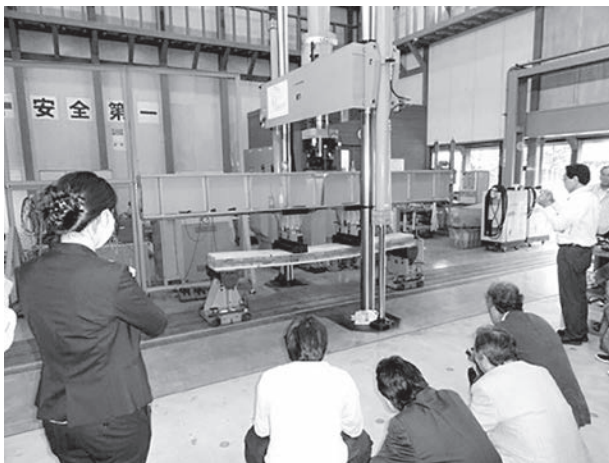
平成27(2015)年2月開催

- 目的：木材利用に関する普及啓発、多様な企業等の交流など
- 内容：基調講演（東京大学名誉教授有馬孝禮氏ほか）、交流会（宮崎県産食材のPR、企業等交流）
- 参加者：市内関連企業など 約120人

イ 『宮崎県木材利用施設ツアー』

平成27(2015)年6月開催

- 目的：宮崎県が有する木材加工技術や木材利用施設の視察、新たなビジネスマッチングの場の提供など
- 視察先：宮崎県木材利用技術センター、木の花ドーム等
- 参加者：設計事務所・建設業など 約30人



宮崎県木材利用技術センター視察の様子

ウ 『宮崎県木育施設ツアー』

平成28(2016)年1月開催

- 目的：「木育」をテーマに、園舎の視察や人事交流を通じ、木の価値や効果について理解を図る。
- 視察先：吾田幼稚園、ソレイユ保育園など
- 参加者：保育事業者など 約25人

木材利用施設ツアーや木育施設ツアーの参加者からは、「木材利用施設を見たことで、木造建築に取り組むための刺激を受けた」「参加することで、木への感受性を取り戻す良い機会となった」といった好評な意見が得られるなど、参加者に対する国産木材利用に向けた意識の醸成、技術・ノウハウの向上等が図られた。

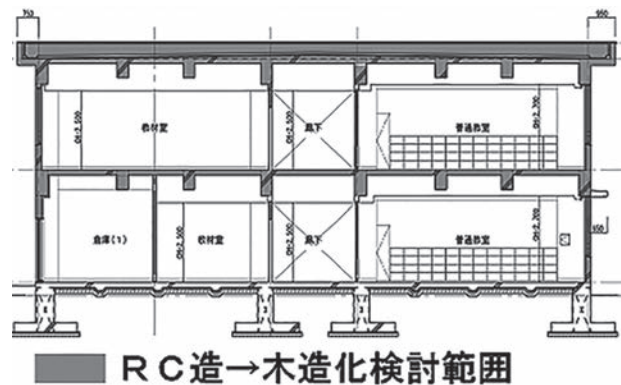
②民間事業者と連携した取り組み

宮崎県では、都市部における木造・木質化の検討・

提案を目的とした「スギ活用検討委員会」を平成27(2015)年8月に設置し、民間事業者と連携し、都市部における木材利用の促進に向けた検討を進めている。

その取り組みの一つとして、フォーラムと連携し、川崎市内の小学校増築校舎（RC造 平成25(2013)年度完成）を木造として設計した場合のコスト比較を行ったところ、建物の荷重軽減に伴う基礎、杭、地盤改良の費用低減等の理由から、小規模建築物においては、構造費の一定のコスト削減が図られるとの結果が得られた。

こうした宮崎県と連携した取り組みの成果を踏まえ、川崎市では、今後、公立保育園などの小規模施設について、木造による整備を進めていくものである。



図表3 RC造校舎を木造化した場合のコスト比較

③宮崎県との広域連携事業

平成28(2016)年度の取り組みとして、宮崎県との広域連携事業として地方創生加速化交付金（内閣府）を活用した「ティンバーリノベーション事業」を進めている。

本事業では、川崎市において、木を活かしたリノベーションのモデル事業を展開し、まちの新たな魅力・活力の創出を図るとともに、木育イベント等を通じ、木の価値の向上等による国産木材の一層の利用を図る。

また、宮崎県においてはコスト等の課題解決に向け、内装・家具における材料・設計・施工等の企業が連携したサプライチェーンの構築に取り組むとともに、リノベーション事業者と連携することで、サプライチェーンの一層の展開を図るものである。

具体の取り組みとして、川崎市では、市内民間建築物におけるリノベーション事業を公募し、補助対象事業として2件を選定。内装・家具等において効果的に木を使うことで、国産木材の利用促進に加え、木の価値等を活かしたリノベーションにより、まちの魅力・

活力の創出、ブランド力の向上、ビジネスマッチングによる雇用の創出、市内関連企業の新たな受注機会、若手デザイナーなどの人材育成などにつなげる。

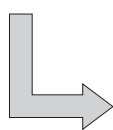
また、市内の保育園や商業施設、公園において木育イベントを開催し、子どもから大人まで、幅広いユーザー、事業者を対象に、木の良さ・価値や国産木材利用の意義などの普及・理解および地域の交流・活性化を図っている。

4 崎一崎モデルの具体的事例

(1) 住宅のリノベーション

宮崎県と川崎市の連携による具体的な事例として、視察ツアーに参加した川崎市の不動産業者と宮崎県の木材販売業者とのビジネスマッチングにより、宮崎県産木材を利用した住宅のリノベーションが平成27(2015)年に行われた。

市内の空き家物件について、内装の一部に木材を利用することで、木の質感や香りなどの付加価値を高めた仕様となり、類似物件との差別化が図られ、即日で入居者が決まるなど、木材利用に対するニーズが非常に高いことが確認された。



内装木質化リノベーション前後

(2) セレサモス宮前店

セレサモス宮前店においては、宮崎県との基本協定を契機に、壁の一部や陳列台に宮崎県産材の杉が使われるなど、着実に国産木材の利用事例が増えている。



セレサモス宮前店

5 おわりに

この取り組みは、単に都市部が地方の木材を使うというのではなく、互いの強みを活かした連携を通じて、公共・民間建築物における国産木材の積極的な利用を図ることで、木材利用の機運を高めるとともに、この新しい価値の創造モデルとなる取り組みを全国に発信することで、地方と都市の連携による持続可能な都市の発展に貢献するものである。

また、宮崎県との連携によるものは、フォーラムなどのプラットフォームを通じた、木材利用における技術や人の連携を基本とする取り組みであることから、国内他地域への横展開も可能であると考えている。

今年度においては、宮崎県に加え静岡県浜松市や秋田県など、他の木材原産地との連携を視野に入れながら、現場視察や民間事業者間の交流・連携等の機会提供などを行っており、国産木材の利用促進に向けさらなる展開を進めている。

今後の木材利用の一層の促進に向け、公共・民間建築物において、宮崎県やフォーラム会員が有する木造・木質化に関する技術・ノウハウを活用した効果的な国産木材の利用事例の整備を図るとともに、効果的な整備を継続的に行う仕組みを構築し、それらを広く発信することで、国産木材等を活用した豊かなまちづくりにつなげていきたい。

戦略的新駅・小田栄駅の 整備について

～JR東日本との包括連携協定の取り組み～



まちづくり局交通政策室 広域交通対策担当課長 藏内 政之

1 はじめに

JR東日本株式会社（以下「JR」という。）とは、これまでもさまざまな分野において連携をしており、平成22(2010)年に開業した横須賀線武蔵小杉駅や、現在進めている川崎駅北口の整備など、川崎の顔となるさまざまな取り組みを協働して進めてきた。

そんな中、地域と鉄道の持続的な発展に向けて、平成26(2014)年3月に本市とJRが勉強会を開始し、さまざまな課題認識などを共有して、両者の関係を一層強固・緊密にするため、平成27(2015)年1月に同社が自治体と締結する初の包括連携協定を本市と締結した。

本稿では、小田栄駅整備の事業実施内容及びJRとの協働の取り組みについて説明したい。



平野・JR東日本横浜支社長（当時）と福田市長

2 協定に基づく取り組み

協定に基づき取り組みを進める主な内容は以下の4つである。

1つ目は、「鉄道と沿線のブランド向上」で、鉄道各線のイメージとその沿線エリアのイメージは密接に結びついているため、その両方を引き上げるもの。

具体的には、利用者や市民の皆様にとって利用しやすい駅・鉄道に向けた取り組みを進めることで、路線イメージの向上を図り、併せて、その沿線地域全体のイメージも向上させ、「住んでみたい」、そして、「住み続けたい」と思う魅力のある、沿線・まちとして広く認識されることを目指すものである。南武線は、多くの路線と接続しているため、どこに行くにも便利な、もともとポテンシャルの高い路線であり、ブラッシュアップを図ることで、ブランドイメージを向上させ、人気のある路線として定着するよう取り組むもの。

平成26(2014)年の川崎市10大ニュースでも、南武線新型車両導入が2位になるなど、南武線は市民の皆様にとっても大変関心が高い路線であるため、ブランドイメージの向上を図っていくものである。

2つ目は、「地域の暮らしの安全・安心の向上」で、近年、暮らしの安全・安心の確保についての関心が高

まっており、都市側と鉄道側が協調してこれらの課題に取り組み、暮らしの不安を解消し、日々の市民生活の質を高めていくことを目指すものである。

特に、現在重点的に取り組んでいる、子育て対策や超高齢社会の到来を踏まえた、高齢者が一層安心して暮らせる環境づくりなどの取り組みを通じて、「最幸のまち かわさき」を目指すものである。

3つ目は、「スマート化・低炭素化」で、環境負荷をさらに低減させ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めるもので、来るべき水素社会に向け、そのトッランナーとなるべく、水素の利活用について検討していくものである。

具体的には、平成29(2017)年春を目途に、武蔵溝ノ口駅において自立型水素エネルギー供給システムを導入し、発電を行い、平常時においては、駅舎の電源の一部として活用し、災害時には、一時滞在場所等への電源供給が可能となるもので、水素エネルギーの利活用を推進するものである。

4つ目は、「公共交通の利用促進」で、人にも地球にも優しく、誰もが利用できる公共交通機関の利用を促進し、特に自動車利用から鉄道利用への転換を目指すものである。

当該協定は、これらの内容を協働により取り組むことで、両者でWin-Winの関係を築き、質の高い魅力あるまちづくりを進めていき、両者が持続的に成長・発展することを目指すことである。

この包括連携協定の「鉄道と沿線のブランド向上」の取り組みの一つとして、南武支線の川崎新町駅と浜川崎駅間に新駅を開業することを同社と合意した。

3 小田栄駅整備計画

(1) 新駅周辺の状況

小田栄地区は、以前は大規模工場や県立川崎南高校が立地していたが、新たなまちづくりが進み、工場跡地については、商業施設や特別養護老人ホームなどの福祉施設、1,500戸を超える共同住宅が完成するなど人口が大幅に増加している。また、学校跡地については、平成26(2014)年9月にホームセンターを核店舗とする大型ショッピングセンターが開業し、平成27(2015)年には、残りの区域にサービス付き高齢者住宅や保育園、14階建ての分譲マンションが竣工した。これにより、跡地全体のまちづくりが完了した。

線路を挟んで南西側に位置する小田地区は、戦前からの京浜工業地帯に立地する工場労働者などの住宅として、古くからまちが形成されていたため、木造住宅が密集し、居住環境の改善が必要であり、燃えにくい建物に建て替えを促進するなど、地区の実情に応じた防災まちづくりを推進している。

JR南武支線沿線の住民は、路線バスや自転車などで川崎駅東口へアクセスする方が多い。一方、川崎駅東口は、臨海部に通勤される方々が多数利用されるため、バス等が集中しており、駅周辺の交通混雑が課題になっている。このため、南武支線の利用を促進し、川崎駅の負担を軽減することを検討した。

(2) 新駅整備のコンセプト

このような地域の状況から、新駅を整備することにより、バスや自転車利用からの転換が期待できることなど、鉄道利用へのポテンシャルについて、同社の理解が得られた。整備方針としては、既存ストックである、南武支線を活かし、両者で協力しながら、低コスト化・短工期化というコンセプトで新駅整備を進める、戦略的新駅として両者で位置付けることとした。費用負担については、同社と本市で折半することとし、平成27(2015)年度末の開業を目標とした。

(3) JRとの事務分担

新駅整備の方針が決定したものの、事業費の費用負担協議、駅の敷地となる用地確保、駅施設の詳細設計、国土交通省関東運輸局との事業基本計画変更手続きなど、やるべきことが山積みで、包括連携協定締結から、ほぼ1年間で開業が本当にできるのか、私は不安を感じていた。

事業費負担協議は両者で進めるとして、駅用地となる東京電力(株)の所有地は、駐車場等として貸していたため、同社に了解を得て、借地人との交渉については本市が、同社との取得契約に関しては、本市とJRが一緒に当たることとした。

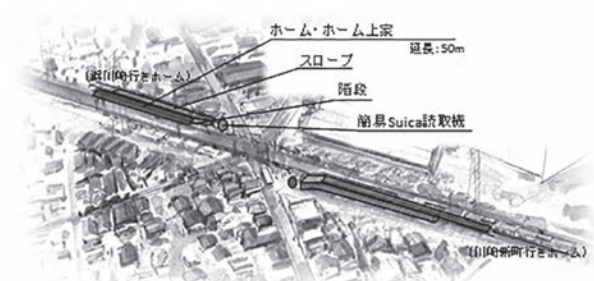
鉄道事業者として行う、駅施設の詳細設計や国交省との手続きに関しては、JRが担当した。

(4) 新駅の位置等

新駅の低コスト化・短工期化のコンセプトのもと、鉄道施設の移設が伴う箇所などを除外した結果、浜川崎方面のホームは、小田踏切の西側に設置することと

し、尻手方面のホームは、小田踏切の東側に設置することとした。駅位置としては、踏切を挟んではす向かいとなった。

尻手駅を除く、南武支線の各駅は無人駅であることから、新駅も同じく無人駅とし、階段、スロープを設置し、簡易Suica読取機を設置した。



小田栄新駅鳥瞰図

(5) 踏切周辺の安全対策

新駅の中心に位置する小田踏切は、道路が斜めにクロスする構造となっていて、一部が一方通行となっているため、複雑で、危険な踏切となっていた。

今回、新駅の整備に併せて、踏切内及び周辺道路に対して、路肩のカラー化を行うことで、歩道部分と車道部分とを視覚的に分離した。また、尻手方面のホーム側には、一部歩道を設置し、歩行者の車道との分離を行った。他にも小田踏切バス停のかさ上げや、駐輪場の設置、隣接道路の拡幅、車の進行方向を示す車道のカラー化など、実施可能な対策は積極的に行った。

4 小田栄駅整備に向けた市の取り組み

(1) 事業用地の取得

浜川崎方面ホームの整備に関しては、JR用地内で整備ができるため、用地取得は伴わないが、尻手方面ホームは、東京電力の用地を取得する必要がある。前述したとおり、東電用地は貸し出しているため、4人の借地人の方々に立ち退き等をお願いすることになる。平成27(2015)年3月に東京電力に協力依頼をし、借地人の方々への説明は4月からとなった。借地人の方々は、新駅整備事業に対する理解はしていただいたものの、自分たちの駐車場等をどこに移転すれば良いのかと困惑している状況であった。移転先については、周辺のJR用地や東電用地、市有地など移転先として可能性がある箇所を探したものの、4人の借地人とも現在の箇所の近傍地を希望したため、東電用地の中で、駅用地として使用しない東側の残地を4人で分割して、使

用することで関係地権者の了解が得られた。

この内容が固まったのは、10月上旬である。4月から交渉を開始して、借地人の4人と所有者の東京電力とも調整し、この内容をまとめたのは、離れ業に近い仕事ぶりであった。交渉にあたった係長、担当職員の労をねぎらいたい。

10月中には、借地人が実施する移転工事が終了し、更地になったことから、11月初めにJRと東京電力との土地売買契約を締結できた。

このことにより、年度内の駅整備への最大の課題をクリアすることができた。

(2) 事業費圧縮のための取り組み

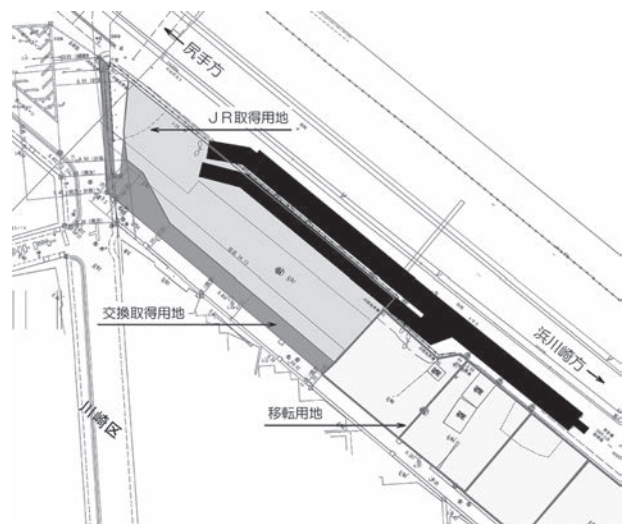
JRが駅施設の詳細設計を同時並行的に進める中で、当初の想定より工事費が増額することが6月くらいに判明した。JRと協議したが、工事費をある程度、圧縮することはできたものの、当初予算額を超えることは明らかになった。

そんな矢先、建設緑政局で実施している、道水路現況調査にて、東京電力渡田変電所地内に市の水路敷地が含まれているとの情報提供が建設緑政局からなされた。

すぐに、市の水路敷地と小田栄新駅南側で、道路拡幅予定地部分にかかる東京電力所有地との土地交換ができないか、庁内調整が始まった。

最終的には、水路敷地部分は払い下げ可能な土地となり、土地交換が可能な状況になった。それから、不動産鑑定を行い、東京電力とJR・本市で土地価格について再三協議し、土地交換が成立した。

この土地交換により、東京電力からの土地取得面積



尻手方面ホームの用地図

を減らすことができたため、土地買収費、工事費を含めた事業費を当初予算内に収めることができた。

5 小田栄駅整備に向けたJRとの協働

(1) 駅名投票

駅名を決定するのは、本来、JRが行うことであるが、今回は、新駅に対して、地元の皆様に親しみをもって利用していただけるように、駅名投票を実施した。市として、JRが駅名にできる候補名称について協議し、最終的には、地元の方々に3つの候補の中から選んでもらう形とした。

(2) 高校生がデザインしたヘッドマークを作成・運行

小田栄新駅の開業を記念して、沿線の県立川崎高校と市立川崎総合科学高校の生徒がデザインしたヘッドマークをつけた電車1編成を運行した。

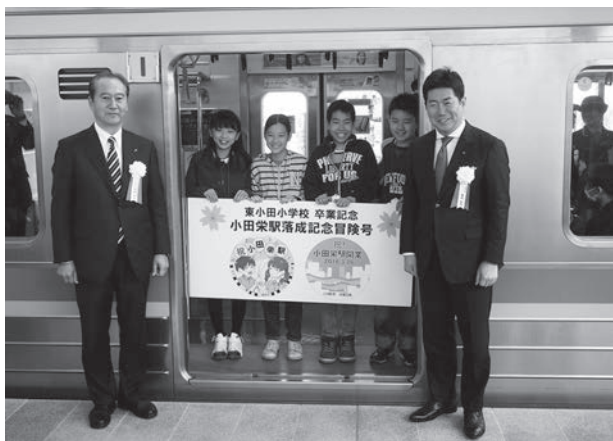
高校への作成依頼は市が行い、作成・取り付けはJRが担当した。



県立川崎高校美術部のみなさんとヘッドマーク

(3) 地元小学生を乗せた団体記念列車を運行

小田栄駅落成記念式典の中で、地元の東小田小学



平野支社長（当時）と小学生と福田市長

校の6年生を乗せた団体記念列車を運行した。小学校との調整は市が行い、列車運行はJRが担当した。

(4) 踏切安全啓発活動

本市職員とJR横浜支社職員が合同で、小田踏切の周辺において、踏切事故ゼロ運動のクリアファイルやティッシュと小田踏切バス停のマウンドアップ化に伴う、道路交通の変更規制図を車の運転手や、自転車利用者、歩行者に対して配布しながら、踏切安全啓発活動を実施した。



尻手駅長も参加しての踏切安全啓発活動

(5) 川崎駅東西自由通路への広報

小田栄新駅の開業の広報として、川崎駅東西自由通路にある、白い鋼板に広告を掲出することにより、小田栄新駅の開業を周知することで本市とJRが合意し、市は庁内調整を担当し、JRは広告の作成、掲示を担当した。この広告は、開業後3カ月間掲示し、川崎駅東西自由通路を利用する人々に周知した。



川崎駅東西自由通路に掲示した開業広告

6 市民意見を反映した改善事項

事業説明会及び工事説明会の計4回の説明会を通じて、市民の方から御意見があり、改善した事項をここに示す。

(1) 防犯カメラ

防犯カメラの設置は当初設計では考えていなかったが、市内で凶悪な事件が起きていることなど、御意見をいただき、市とJRで協議して、設置となった。

(2) トイレ及びSuicaチャージ対応

小田栄駅は、最小限の施設での駅整備となったため、トイレとSuicaチャージ対応の券売機等は設置しておらず、JRから駅直近のコンビニエンスストアに協力依頼をして、駅利用者のトイレ利用とSuicaチャージ対応が可能となった。

7 おわりに

市職員の中で駅新設の仕事に携われることはまれであり、貴重な経験をさせてもらった。多くの一喜一憂の事象が発生し、物理的に新駅の開業が無理ではないかというところまで追い詰められたが、JRも含め、関係者全員が誰一人諦めることなく、どうすれば目の前の課題を解決できるかという視点で、仕事に向き合ったことが1年で駅を開業できた要因ではないかと振り返って思う。

今回のプロジェクトに携わった関係者全員にこの場を借りて、改めて敬意と謝意を表したい。

開業日の平成28(2016)年3月26日(土)の朝5時に小田栄駅に行ったが、多くの鉄道ファンや地元の方々が車道にあふれ、1番電車を待っていた。この時だけでなく、今後もこの様な多くの方々に利用される駅にするためにも、デイトタイムや深夜帯の増便についてJRへ要望し、さらに利用しやすい駅になるよう期待したい。

【本市の政策展開から】女性の輝く社会の実現に向けて

川崎市の保育所待機児童対策の取り組み



こども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当 担当係長 新村 祐

1 待機児童対策の必要性と本市の現況

(1) なぜ待機児童対策が必要なのか？

我が国では仕事と家庭との両立が困難等の理由から第一子出産を機に多くの女性が離職する、いわゆる「女性の労働力率のM字カーブ」の問題が長きにわたって存在している。将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、女性がその個性と能力を発揮できる環境づくりが急務であり、産休・育休を終えた女性がスムーズに職場に復帰できるよう基礎自治体が責任を持って待機児童対策に取り組む必要がある。

(2) 本市における待機児童対策の現況

本市の待機児童数は、平成22(2010)年時点で全国ワースト2位の1,076人であったが、受入枠の大幅な拡大や、区役所における相談対応の充実等を強力に推進してきた結果、平成27(2015)年4月に待機児童解消を果たした。(平成28(2016)年4月は6人)

市内では武蔵小杉駅や川崎駅周辺など、交通結節点となっている主要駅近辺の地域において、現在も活発に大規模集合住宅の開発が進み、人口の流入が続いているため、保育需要は今後も引き続き増加が見込まれている。

2 待機児童の解消に向けた主な取り組み

待機児童対策に特効薬は無く、次の取り組みを粘り強く継続していくことが重要である。

(1) 多様な手法を用いた保育受入枠の拡大

保育需要の高い地域に認可保育所等の整備を着実に進めるとともに、本市の特徴として認可外保育施設の中で、保育室の面積や職員配置等の基準が認可施設並みの高いレベルにある施設を「川崎認定保育園」として認定し、月額最大2万円の保護者への保育料補助等により、施設を利用しやすい環境作りを進めてきた結果、利用者の大幅な増加に繋がっている。

(2) 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保護者の多様な保育ニーズと、それに見合う施設・サービスとのマッチングを適切に進めるため、区窓口への専任職員の配置等により利用者支援を充実させている。保育ニーズは一人ひとり異なるため、窓口ではできる限り丁寧に聞き取りを行い、適切な保育施設・サービスへと橋渡ししている。

また、平日夜間・土曜日の相談窓口開設や地域子育て拠点等における相談会の開催など、市民視点に立っ

たきめ細やかな対応を行っており、こうした取り組みは国のモデル事例としても取り上げられている。

(3) 保育の質の担保・向上

保育施設が近年急速に増えて、保育に従事する職員の数も年々大幅に増加する中で、保育の質を担保・向上することが喫緊の課題となっている。

全国的に保育士が不足し、ベテランが育ちにくい環境の中、地域の公立保育所が人材育成の拠点となり、公立と民間の保育関係者が交流し学び合う場を作り、保育の質の担保・向上に努めている。

(4) 横浜市との待機児童対策に関する連携

平成26(2014)年10月に、川崎市側からの働きかけにより、横浜市との間で、政令市間では全国初となる待機児童対策に関する連携協定を締結した。主に市境における保育所の共同整備や両市の保育施設（川崎認定保育園と横浜保育室）の相互利用、保育士確保対策などの取り組みにおいて相互に連携・協力を進めている。本取り組みにより、保護者にとっては子どもの預け先の選択肢が広がり、両市の職員にとっても、市民感覚をより強く意識するきっかけになっている。また、既存施設の共用により行政運営の効率化を図ることで、中長期的には効率的で持続性のある行政サービスの提供が可能となる。

3 今後の待機児童対策の方向性

待機児童対策の課題は、都市部への人口集中や、企業における働き方、長時間労働など国レベルの構造的な問題とも密接にリンクしている。そのため、市単独の取り組みだけでは根本的な課題解決は困難であるが、子育て中の保護者が安心して子どもを産み・育てられる環境を作り、女性が輝く社会を実現していくために、引き続き、効果的かつ効率的に待機児童対策を推進していくことが何より重要である。



保育所における子どもたち

【本市の政策展開から】女性の輝く社会の実現に向けて

川崎市立中学校完全給食の実施

～みんなで創る健康給食～



教育委員会事務局中学校給食推進室 葛山 久志

1 はじめに

現在、本市では、全ての市立中学校（52校）における完全給食（主食・おかず・牛乳による給食）の導入を目指して、市内3カ所の学校給食センターの建設や各学校における配膳室整備等のハード面の整備と献立内容や食育の推進等のソフト面の検討を進めている。

2 中学校完全給食実施に向けた本市の取り組み

平成29(2017)年1月からは東橋中学校、犬蔵中学校、中野島中学校およびはるひ野中学校において完全給食が実施され、同年9月には22校（川崎市南部学校給食センター配送校）において、同年12月には残りの26校（川崎市中部学校給食センター配送校および川崎市北部学校給食センター配送校）において完全給食が実施される予定であり、平成29(2017)年中に全ての市立中学校で完全給食が実施される。

平成25(2013)年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」(※1)を決定し、中学校完全給食の実施に向けた取り組みに着手してから、約4年間で、全52校で

の完全給食の実施が実現することになる。

この事業スケジュールのスピード感是他都市でも例のないものであり、全市的、全庁的な協力体制のもと、取り組みを進めてきた成果といえる。

※1 川崎市立中学校給食の基本方針

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

3 健康給食

中学校給食の目指す方向性としては「みんなで創る『健康給食』」をスローガンに、以下のようなコンセプト(※2)で給食の実現を図ることとした。

※2 『健康給食』のコンセプト

- 1 とにかく「美味しい」中学校給食
- 2 自然と「健康」になる中学校給食
- 3 みんなが「大好きな」中学校給食

このような『健康給食』というスローガンのもと、生涯にわたって健康的な生活を営む基礎を育み、望ましい食習慣や自分で食を選択する力を育成するため、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進していく。



犬蔵中学校給食実施初日の献立

ごはん、とり肉の揚げあえ、三色ナムル、かわさきそだちの野菜スープ（スープの野菜は全て市内産）、いちご、牛乳

4 中学校給食実施によりもたらされるもの

中学校給食の実施は、健康増進や食育などの教育的効果を上げることが第一義的な目的であるが、子育て支援という面においても大いに寄与する。

特に、お弁当づくりから解放されることは、我が家も夫婦共働きで、二人の子どもの育児に忙殺されていることから、家事の軽減という点でとても助かると感じている。また、朝の家事が軽減されることで、家族で朝食を食べる時間が生まれるかもしれない。そのような家庭では、朝食の家族団欒の時間が「その日一日頑張ろう」という活力につながるものと考えられる。

また、家庭とも連携した食育の推進や、学校で学んだことを生徒が家庭にフィードバックして、家族みんなが食に関する正しい知識を習得し、健康になれるような取り組みも重要である。家庭における食育については、行政から家庭に向けた啓発をさらに充実していく必要がある。このような状況の中で、健康に対する市民の関心が高まっていることもあり、中学校給食を契機として、生涯にわたって市民が健康に暮らせる社会の実現に向けた取り組みを連携・協力し、推進していくため、平成29(2017)年1月に株式会社タニタと包括協定を締結したところである。

連携・協力の主な取り組みとして、タニタ食堂等で提供されている献立を本市の中学校給食にアレンジし

た「健康給食@川崎 プロデュース by TANITA」を四半期に一度、平成30(2018)年度から中学校で提供していくことや、教材の開発、教職員への食育についての研修、中学生と保護者向けの健康プログラムの実施などを検討している。

このような取り組みのほかにも、学校給食における市内農産物の供給という観点からJAセレサ川崎と連携を進めるなど、食育について、多様な主体と連携しながら、様々な取り組みを展開していく予定である。

5 おわりに

給食が始まって良かったことを中学校の教職員に聞いたところ、「みんなで同じ給食を食べることにより、食事中の会話が増えた。」という感想が返ってきた。

みんなで協力して配膳等の準備作業を行い、同じものを食べ、会話が弾み、その場が和む。笑顔で給食を食べる子どもたちを見て、これこそが、「食」の力なのだと感じたものである。

平成29(2017)年中には全中学校で完全給食が実施される。その後は、中学校で給食が提供されることが当然のことになり、安全・安心で温かくて美味しい給食を当たり前のように提供し続けることが市の責務となる。

今後、中学校給食を実施していくなかでさまざまな課題がでてくるかと思うが、子どもたちが生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基礎を培うことができるように、付加価値の高い中学校給食の実現に向けて取り組みを進めていきたい。

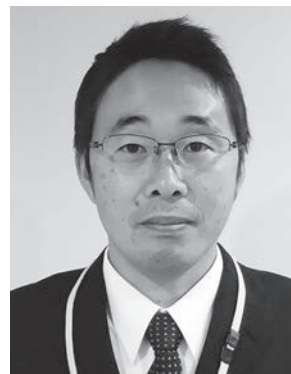
また、このような取り組みを通じて子育て世代に選ばれるまちづくりに貢献していきたい。



給食時間の様子

【本市の政策展開から】女性の輝く社会の実現に向けて

小児医療費助成制度の 拡充の取り組み



こども未来局こども家庭課 医療費助成係長 平山 雪生

1 本制度の概要

本制度は、医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであり、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、小学校6年生までの拡大を目指して取り組みを進めてきた。

2 制度拡充の取り組み

(1) 小学校3年生までの段階的な拡充

本制度は、神奈川県からの補助金を受け実施しているが、通院助成に係る補助の対象年齢は小学校就学前までであり、小学校1年生からの年齢拡大に当たっては、財源の確保が課題となっていた。

拡充に向けた検討では、小児の受療率や家計に占める医療費の負担感の高い小学校3年生までを優先することとし、平成27(2015)年4月に小学校2年生まで、平成28(2016)年4月に小学校3年生まで段階的に年齢の拡大を行った。

(2) 小学校6年生までの拡充

小学校6年生までの年齢拡大については、平成28

(2016)年3月策定の「川崎市総合計画」の第1期実施計画において、平成29(2017)年4月に拡大することを位置付けるとともに、「行財政改革プログラム」において、「受診者に一定の負担を求める仕組み等について検討」することを示した。

(3) 一定の負担を求める仕組みの検討

小学校6年生までの年齢拡大に当たっては、恒久的な支出の増加を伴うことから、本制度を安定的かつ継続的に実施するため、「受診者に一定の負担を求める仕組み」の検討を行った。

検討にあたっては、保険医療における自己負担の割合が、小学校未就学時の2割から就学後に3割に引き上がることから、受診1回あたりの1割相当額である500円を上限とすることとした。上限額を設定したのは、医療費の負担の高い家庭をより支援するため、総医療費の1割では、窓口での負担額が不明であり、医療費の支払いの不安や負担が重くならないよう配慮した。

また、当初の検討では、対象を小学校1年生以上とすることも検討していたが、審議会や市民等の意見を伺いながら検討を進める中で、小学校3年生までは対象とせず、小学校4年生以上を対象とし、4年生以

	《診 療》		《調 剤》	
【拡充前】:	保険診療自己負担(3割) 全額保護者負担	健康保険組合負担(7割)	保険診療自己負担(3割) 全額保護者負担	健康保険組合負担(7割)
	保護者負担軽減		保護者負担なし	
【拡充後】:	500円	500円を超えた 金額を助成	全額を助成	健康保険組合負担(7割)

制度拡充後の小学校4～6年生の負担軽減イメージ

- 1 診療等は、自己負担(3割)全額負担から1回あたり500円までの負担に軽減されます。
- 2 院外処方調剤は、自己負担(3割)全額負担から、保護者負担がなくなります。
- 3 入院医療費助成(現行中学校卒業まで)は、引き続き、保護者負担はありません。

上であっても、低所得者層への配慮として、保護者が市民税所得割非課税の場合は、500円の負担の適用除外とすることとした。

結果として、拡充前の年齢では、新たな負担を生じることなく、平成29(2017)年4月から新たに助成対象となる小学校4年生から6年生までについては、通院1回あたり500円までを自己負担とし、500円を超えた額を助成することにより、負担の軽減を図ることとした。

3 今後の取り組み

本制度は、医療費を助成し負担を軽減することによる子どもの健やかな成長が目的である。医療費助成を受けるに当たって、日頃から子どもの健康管理に注意し上手に受診をしてもらうために、子どもの病気のサインに早く気づき受診することや、かかりつけ医を持つことなどの周知にも力を入れていかなければならないと考える。今後も、子どもが健康で、女性が安心して働くことのできる環境づくりに努めていきたい。

【本市の政策展開から】女性の輝く社会の実現に向けて

女性の活躍推進で目指す社会



市民文化局人権・男女共同参画室 担当係長 小沢由香子

1 はじめに

平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。

この法律で、地方公共団体は当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定し、地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進することなどが求められている。

川崎市では、平成27(2015)年度から平成28(2016)年度にかけて推進計画策定に向けた検討を進めてきたところである。本稿では、その過程も含め、川崎市における働く女性を取り巻く現状や課題、今後の方向性についてまとめてみたい。

2 女性活躍とは何を目指しているのか

平成26(2014)年6月に発表された国の成長戦略に「女性の更なる活躍促進」が掲げられ、また、前述のとおり翌年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、地方公共団体においても取り組みの推進が求められている。

こうした状況を受け、手探りで具体的な検討を始めることとなった。最初に「女性の活躍できる社会とは

何だろう。女性の輝く社会とは男女共同参画社会と違いがあるのだろうか。」という疑問が浮かび、目指すべき社会のイメージは具体的ではなかった。

そこで、一人の働く者として、どのような社会になって欲しいのかを考えてみた。個人的には「しっかり働いて、家のこともやって家庭も大事にしたい」と思っている（できていないことが多いが）。女性だからというわけではなく、男性であろうが、女性であろうが同じ思いの人は多いのではないだろうか。このような希望がかなえられる職業生活を送ることができる社会を目指すことではないか、漠然とではあるがそう考えた。

では、実際に市民はどのような希望を持っているのだろうか、また、川崎市の働く女性を取り巻く状況はどうなのだろうか、課題は何であろうか。

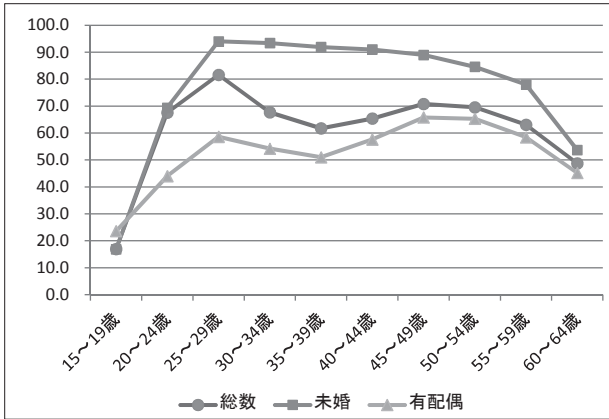
3 川崎市の現状と課題

川崎市における働く女性を取り巻く現状等を把握するに当たり、市長の附属機関である「川崎市男女平等推進審議会」に部会が設置された。部会での現状把握・分析により、次の(1)～(3)の課題が浮かび上がった。

(1) 職業生活と育児・介護など家庭生活の両立

①結婚、出産・育児を機に離職する女性が多く、育児中の女性の有業率が低い

川崎市女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚、出産期に当たる年代で低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」を描いている。また、未婚女性の労働力率はM字になっていない一方で、有配偶女性の労働力率は全体的に低くM字の底の数値も低くなっている。



川崎市女性年齢階級別労働力率 (平成22年)
【出典 平成22年国勢調査】

育児をしている女性の有業率は全国52.3%に対し、川崎市は36.9%と低く、大都市（20政令指定都市および東京都特別区部）比較で最も低い（平成24年就業構造基本調査結果）。

②生活優先度の希望と現実のギャップ

男女とも「仕事と家庭生活をともに優先」する生活を希望するが、現実には、女性では「家庭生活優先」、男性では「仕事優先」になっている割合が高い。

生活優先度の希望と現実 (20～59歳)	女性		男性	
	希望	現実	希望	現実
「仕事」を優先	2.7	18.0	9.2	48.7
「家庭生活」を優先	29.0	38.2	18.8	11.8
「地域・個人の生活」を優先	3.6	1.6	5.2	3.0
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	29.4	21.1	36.9	22.9
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	3.6	4.3	4.8	4.1
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	13.7	7.6	4.4	1.5
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	16.6	6.3	17.0	4.4
わからない	1.3	2.9	3.3	3.3
無回答	0.0	0.0	0.4	0.4

平成26年かわさきの男女共同参画に関するアンケート結果

(2) 職業生活における女性の力の十分な発揮

①働きたい女性が多い

25～54歳女性無業者の6割以上が就業を希望しており、大都市比較では2番目に高い。

②自分で事業を起こしたいとする女性が多い

女性有業者に占める女性起業家割合は2.8%、

起業家に占める女性割合は14.7%であるが、女性求職者のうち、「自分で事業を起こしたい」とする人の割合が、大都市比較において25～34歳、35～44歳で高い。

※①②とも平成24年就業構造基本調査結果

(3) 企業における自主的な取り組みの推進

①市内事業所の99%以上が従業員300人未満の事業所（平成26年経済センサス結果）

②ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを行っている中小企業は6割未満

	単位：%		
	H25年度	H26年度	H27年度
大企業	94.4	94.7	93.0
中小企業	57.0	55.8	58.8

ワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況
【各年度川崎市労働状況実態調査結果】

4 今後の方向性

審議会に設置された部会から各課題を踏まえ施策の今後の方向性が示された。

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり
- (2) 働く女性・働きたい女性への支援
- (3) 企業の自主的な取り組みの促進に向けた働きかけ・支援

特に、市は方向性の(3)に基づき、中小企業等の取り組みを促進するため、意識啓発や理解促進、事業主行動計画策定に向けたノウハウ支援などの充実が求められている。

結婚や育児、また、少子高齢化が進み、働きながら介護などを担う人が増えていくことも想定され、多くの人の職業生活において、仕事だけに集中できる時期があったとしても一時期だけのことではないだろうか。

こうした状況下において、職業生活で女性が活躍していくためには、家事や育児、介護等を女性だけが担うのではなく、男女ともに担っていかなければならない。アンケート結果からも仕事と家庭生活をともに優先することを希望している市民が多い。

しかしながら、男性が当然のように長時間労働をし、また、一手に家計を支えなくてはならない状況にあっては、男性は家事等を担いたくとも担うのは難しい。

こうした状況を変えるためには、働き方改革や男女ともに誰もがワーク・ライフ・バランスの実現ができ

る職場環境の整備が必要であるが、それには働く場の提供主体である事業主による取り組みが不可欠となってくるからである。

5 おわりに

最初の疑問「女性活躍とは何を目指しているのか」であるが、女性が活躍できる社会は、男性も活躍できる社会であり、それは、男女が共に男女平等に関わる人権の侵害を受けることなく共に働き、学び、生活することができる「男女共同参画社会」と同じであると理解している。

男女共同参画社会の実現に向け、女性の活躍に関するさまざまな取り組みを行ってくとともに、その理解促進に取り組んでいきたいと考えている。

庁内における女性活躍推進の 取り組み



総務企画局人事部人事課 荒井 諒

1 川崎市女性活躍推進特定事業主 行動計画の策定

(1) 法制定の経緯

我が国における女性の就業率は、着実に上昇してきているが、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性は約300万人に上る。さらに、第一子出産を機に約6割の女性が離職するなど出産・育児を理由に離職する女性は依然として多い状況がある。また、日本の管理職における女性の割合は11.3%（平成26(2014)年）となっており、欧米諸国のみならずアジア諸国と比較しても低い状況にある。

一方、我が国は急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されている。また、国民のニーズの多様化等に対応するためには自治体・企業等における人材の多様性を確保することが不可欠であり、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるためにも、女性の活躍の推進が重要と考えられている。

このような経緯から、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が成立し、事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ事業主行動計画の策定が義

務付けられた。本市においても、平成28(2016)年3月に「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画(以下「計画」という。)」を策定し、女性職員の活躍推進に向けて取り組んでいるところである。計画期間は平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの3カ年。

(2) 計画策定に向けた調査等

①女性職員向けアンケート調査

女性の活躍推進に当たり本市における課題等を把握するため、平成27(2015)年9月から10月にかけて、市長事務部局に所属する一般職員の女性職員約2,600人に対してアンケート調査を実施。1,692人から回答を得た。(回答率65.1%)

アンケートでは、約8割の職員が今の働き方に概ね満足しているとの結果となったが、一方で、約6割の職員が自身のキャリアプランを「持っていない」「考えていない」と回答しており、また、約7割の職員は「家事、育児、介護等との両立が困難」「自分の能力に自信がない」「責任のある職に魅力を感じない」などの理由から昇任に対して消極的であることが分かった。また、約9割の職員が「時間外に対応せざるを得ない業務がある」「業務量が多く、家事や育児、介護等に支障が生

じている」などの理由から仕事と生活の両立に不安を感じていることも分かった。

②女性職員の活躍に関する状況把握・分析

女性活躍推進法および内閣府令では、女性の活躍に関する状況を把握し、活躍を推進するために改善すべき事情の分析を行った上で計画を策定することとされている。本市では把握・分析が必須とされている7項目について、全任命に所属する職員の状況把握・分析を行った。その結果、月平均の時間外勤務については各任命とも男性職員が女性職員を上回っていること、全体の職員に占める女性割合が34.6%であるのに対して管理職に占める女性職員の割合は15.0%(平成27(2015)年4月1日時点)にとどまること、育児休業取得率は女性職員が100%であるのに対して男性職員は約3%であること等の課題が判明した。

(3) 数値目標の設定

女性活躍推進法では、状況把握・分析の結果、判明した課題の解決に向けた数値目標を設定し、計画に盛り込む必要があると定められている。

本市においても、前述(2)に記載した課題を踏まえ、次の4つの数値目標を設定した。

- ①平成30(2018)年度までに、管理職(課長級)に占める女性比率25%をめざす
- ②職員向けアンケート調査において「満足している」等の回答率80%の確保
- ③毎年度、年間の総時間外勤務数の前年度比5%減をめざす
- ④平成30(2018)年度までに男性職員の育児休業等の取得率10%をめざす

(4) 目標達成に向けた取り組み

各目標の達成に向け、職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進など、さまざまな取り組みを行っている。

①女性登用の推進

- ア 意識啓発を目的とした管理職向け研修の実施
- イ メンター制度の構築に向けた検討
- ウ 管理職等の女性先輩職員と若手職員との意見交換会の実施

- エ 女性活躍に関する研修の実施
- ②意欲・満足感の向上
 - ア 職員向けアンケートの実施および検証
 - イ 女性職員向けオフサイトミーティングの実施
- ③働き方の改革
 - ア 時間外勤務の状況の把握
 - イ 時差出勤等の柔軟な勤務制度等の検討
 - ウ 年次休暇取得の促進
- ④男性職員の育児参加の促進
 - ア 配偶者出産特別休暇等の積極的な取得の促進
 - イ 男性職員が積極的に育児休業等を取得できる職場風土を醸成するための各種研修による意識啓発の促進

2 その他の取り組み

(1) 「川崎市イクボス宣言」の実施

次世代育成支援や女性活躍推進が求められている中で、本市においては平均時間外勤務数や長時間労働者の割合が増加傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境整備と意識改革が必要である。

このような背景から、職員のワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりと、充実した生活を送ることができる働き方改革実現のため、平成28(2016)年11月15日に市長、副市長、各事業管理者、教育長および各局本部室区長が「川崎市イクボス宣言」を行った。同宣言書には、女性の活躍推進・組織の質的改革に取り組み、限られた人材の能力を最大限活用し、業務効率を上げることで更なる市民サービスを向上させることが明記されており、今後、幹部職員のリーダーシップにより女性職員の活躍に向けた取り組みが一層推進されていくことが期待される。



「川崎市イクボス宣言」実施の様子

(2) 「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部」の設置

前述の「川崎市イクボス宣言」を受け、職員の心身の健康保持や仕事と生活の調和、長時間労働の是正に向けた取り組みの推進等を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、平成28(2016)年12月6日に「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部」を設置。これまでの発想や制度を大きく転換し、業務プロセスの見直しやワークスタイル変革などの「制度・環境の整備」と、多様な働き方への理解や管理職のマネジメント力向上などの「意識改革・人材育成」の両輪により、女性活躍推進を含めた、さまざまな取り組みを推進していく。

3 おわりに

社会全体が働き方改革への機運の高まりを見せる中で、女性職員の活躍を推進していくためには、男女双方が家事、育児、介護等に携わりながら、自らがキャリアアップを目指していくような職場環境を構築していくことが不可欠である。

また、女性職員の活躍推進を含めた働き方・仕事の進め方改革は、組織の持続可能性に関わる重要な施策であり、各職場の管理職が職員のライフステージを理解し、的確な業務分担を行うなど、職場の環境づくりを実践することが必要であるとともに、管理職のみならず職員一人ひとりが固定観念を捨て、これまでの働き方を見直していくための意識改革を行う必要がある。

【本市の政策展開から】まちの安全安心に向けて

誰もが安心して歩ける 明るいまちを目指して

～防犯灯LED化ESCO事業の実施～



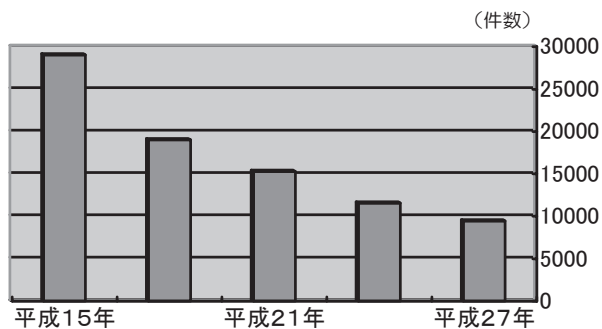
市民文化局地域安全推進課 地域安全係長 石床 高志

1 地域の安全安心を取り巻く現状

大きな事件が起きると、しばしば「昔に比べて、物騒な世の中になってきた…」 「最近の事件は凶悪化してきている」 などといった声があがる。

では、実際に地域の治安は悪化しているのだろうか。

図表1は川崎市内における刑法犯認知件数の推移である。

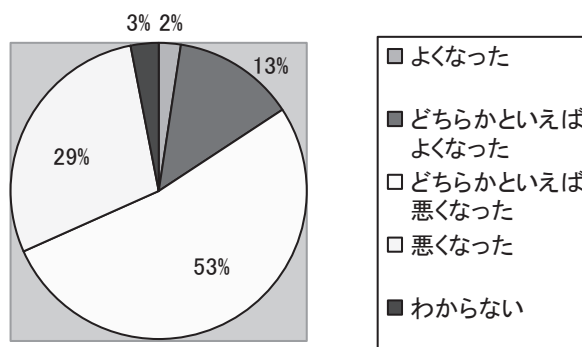


図表1 川崎市内における刑法犯認知件数の推移

ここからわかるとおり、市内の刑法犯認知件数は減り続けており、平成27(2015)年には1万件を割り、ピーク時の3分の1程度まで低下している。

では、こうした治安の向上は市民生活において実感されているのだろうか。次に示したのは、「最近の治安に関する認識」について、内閣府が平成24(2012)年

に行った調査の結果である（図表2）。



図表2 最近の治安に関する認識

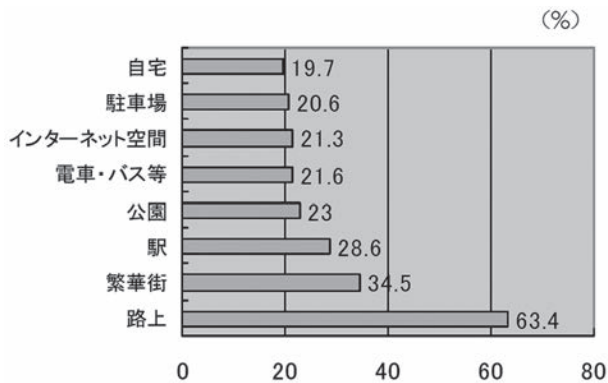
【出典 内閣府 治安に関する特別世論調査（平成24年調査）】

犯罪発生件数が大きく減少しているにもかかわらず、その内容を実感するには至っていないどころか、体感上では、昔より治安が悪化したと感じている人が多くを占めている。これは、インターネットなどの発達で犯罪情報に触れる機会が増えたことなどが「不安感」を高める要因として考えられる。実際に、同様の調査を「あなたが住んでいる地域の治安」に限定して行くと、「悪化した」という回答は大きく減少する。

いずれにしても、快適な生活を送るうえで、「不安なく」生活できる環境は、非常に大きな要素を占めるものである。また、そうした不安を取り除くためには、生活するうえで、どのような場所に不安を感じ、行政

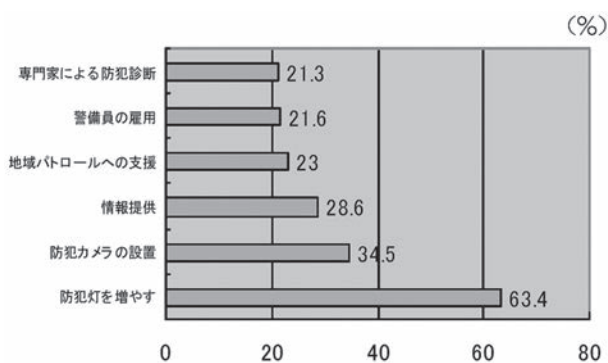
に何を求めているのかを分析することが大切になってくる。

図表3は「犯罪に対する不安が生じる場所」、図表4は「犯罪の被害にあわないための行政への要望」について、公益財団法人日工組社会安全研究財団が実施した調査の結果である。



図表3 犯罪に対する不安が生じる場所

【出典 (公財)日工組社会安全研究財団 犯罪に対する不安感等に関する調査研究 (平成27年調査)】



図表4 犯罪の被害にあわないための行政への要望

【出典 (公財)日工組社会安全研究財団 犯罪に対する不安感等に関する調査研究 (平成24年調査)】

図表3、4の結果からも、地域住民が最も求めていることは、安心して歩くことができるまちであることがわかる。そうしたまちづくりに、欠かせない要素が「防犯灯」である。

2 防犯灯管理を取り巻く現状

現在、市内の道路には、当たり前のように防犯灯が設置されており、日常生活において特に注意を向けることは少ないかもしれないが、ここ数年、防犯灯に大きな技術革新がもたらされている。

LED灯の登場である。

これにより、従来の蛍光灯などに比べ、電気料やCO2排出量、耐用年数などが大きく向上した。

	蛍光灯	LED灯
電気料		約2分の1
CO2排出量		約2分の1
耐用年数	約2年	約10年

LED灯と蛍光灯の性能比較

※数値は概算であり、使用機器や使用状況により前後する。

では、市内における防犯灯の管理状況やLED灯の普及状況はどうなっているのだろうか？

●川崎市内の防犯灯の灯数

約7万7千灯

うち、LED灯の灯数

約1万8千灯

●防犯灯の管理主体

・町内会等：約7万6千灯

・川崎市：約1千灯

川崎市では、一部を除き、防犯灯は地域の実情をよく把握している町内会や自治会等が設置し、修繕や電気料の支払いなどについても町内会や自治会等に担っていただき、費用の一部を市が補助する形式で市内の防犯灯を維持してきた。これにより、地域の死角が減少し、防犯上も大きな効果を上げてきたところである。

一方で、管理者である町内会・自治会等の金銭面や労力面の負担が課題となっていた。また、防犯灯のLED化についても、初期投資の費用負担が重いため、一部を除き、なかなか市内全域に浸透しない状況にあった。

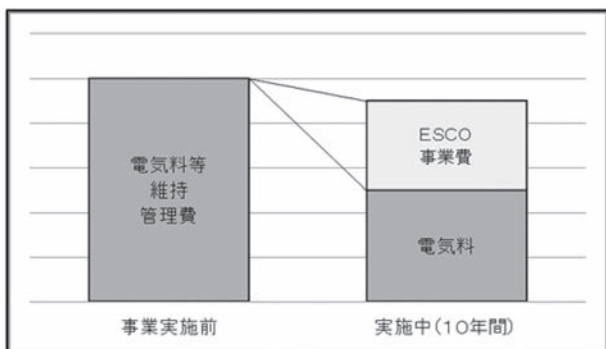
こうした、さまざまな課題を解消するため、川崎市では町内会・自治会等が維持管理している防犯灯を市に移管していただき、一括して防犯灯のLED化を行う「防犯灯LED化ESCO事業」を実施することとなった。

3 防犯灯LED化ESCO事業とは？

ESCOとは、「Energy Service Company」の略称で、市と契約したESCO事業者が、従来型防犯灯を一斉にLED防犯灯に交換する工事と、その後10年間にわたる維持管理業務を合わせて行うものである。

市は、町内会・自治会等から防犯灯を引き取ることとなるため、以降の電気料などの維持管理費やLED化の工事費など多額の費用が発生する。一方で、LED化工事を一気に進めることにより電気料が大幅に下がるため、この下がった費用の一部をESCO事業の費用

として、10年間分割してESCO事業者を支払う事業方式である。



ESCO事業導入前後の費用比較イメージ

4 事業の概要

事業は、平成28(2016)年度に行う事前のLED化工事と、平成29(2017)年4月に川崎市に防犯灯を移管した後の維持管理を含め、足掛け11年間に及ぶ事業である。

事業費や事業の概要を次に記す。

(1) 事業費の概要

●総事業費

約22億8千万円

(防犯灯LED化工事費、10年間の維持管理費、新規設置対応費等)

(2) 事業内容

① 事前工事 (平成28(2016)年度実施)

●市内防犯灯の状況調査

(設置場所、所有者、柱の強度調査)

調査灯数：約7万2千灯

(一部事業対象外となる防犯灯あり)

●町内会・自治会等および市が所有している防犯灯のLED化工事、管理プレート設置

工事対象灯数：約5万灯

●既にLED化されている防犯灯への管理プレートの設置

対象灯数：約1万8千灯

② 移管準備事業 (平成28(2016)年度実施)

●防犯灯管理システムの構築

(システム構築、データ生成)

●町内会・自治会等所有の防犯灯の川崎市への移管手続

対象灯数：約6万7千灯

●故障等対應用コールセンターの設置

③ 防犯灯維持・管理事業

(平成29(2017)年度から平成38(2026)年度まで)

●防犯灯の維持管理、故障対応

●防犯灯の新規設置事業

●効果測定

(費用削減効果およびCO2削減量についての検証)

●既にLED化されている防犯灯の灯具交換

対象灯数：約1万8千灯

(平成32(2020)年度以降、順次実施)

5 ESCO事業の実施によって、得られる効果

ここまで記したとおり、防犯灯LED化ESCO事業は、市内防犯灯の管理体制を根本から変える事業である。では、ESCO事業の導入により、どういった効果が生ずるのであろうか。次に導入に伴う主な効果をあげてみたい。

(1) 町内会・自治会等の負担軽減

従来、町内会・自治会等が維持管理してきた防犯灯であるが、大きいところでは1千を超える数の防犯灯を管理している団体もあり、地域の負担は非常に大きかった。

ア 維持管理

【従来の町内会・自治会等の負担】

- ・電気料についての負担
(電気料の9割相当額の補助制度あり)
- ・修繕について工事業者の手配や立会いなどの労力、修繕料の負担
(1灯あたり1,100円の補助制度あり)
- ・補助金申請等にかかる労力



【ESCO事業導入後】

- ・電気料や修繕料は全て市が負担
- ・故障発生時には、町内会・自治会等からのコールセンターへの連絡に基づき、業者の手配や修繕などを全て市が実施

イ 新規設置

【従来の町内会・自治会等の負担】

- ・ 設置費用についての負担（一部補助あり）
- ・ 設置工事業者の手配や立会い、東京電力などへの申請手続等の労力
- ・ 補助金申請等にかかる労力



【ESCO事業導入後】

町内会からの申請に基づき、市が直接設置

(2) 電気料・維持管理費用の軽減

ESCO事業導入に伴い、平成28(2016)年度に対象となる防犯灯のLED化工事を実施している。LED防犯灯は従来型の水銀灯や蛍光灯よりも低い消費電力で明るさを確保することが出来るため、契約区分の見直しなどにより電気料金が大幅に低減することが見込まれる。また、LED灯は従来型の灯具に比べて寿命が非常に長い（導入器具は、通常使用で60,000時間、10年以上の寿命(*1)）ため、事業期間中の球切れなどの対応がほぼ必要なくなることから、修繕費も大幅に低減することが見込まれる。

(*1) 点灯時間は、年間4,312時間として計算

電 気 料：約14億8千万円
 維持管理費（修繕等）：約16億7千万円
 導 入 効 果 額：約31億5千万円
 ※効果額は、現在実施しているLED化工事の最終的な灯数の増減等により多少の上下が想定される。

10年間の推定削減見込み額

(3) 環境負荷の軽減

LED灯具採用による省エネルギー化に伴い、CO2の排出量も大きく減少することが見込まれる。

	導入前	導入後	削減量
電気使用量 (kwh)	15,490,376	5,314,588	10,175,788
CO2排出量 (t)	7,823	2,684	5,139

年間の電気使用料、CO2排出量削減見込

(4) 市内防犯灯の一元管理の実現

従来は、各町内会・自治会等がそれぞれ、防犯灯の維持管理を行っていたため、市内全体の灯具の状況や正確な設置場所等を把握することが困難であった。そのため、市への移管に当たっては、全ての対象防犯灯に管理番号を付番するとともに、管理プレートを設置することとした。また、防犯灯管理システムを新たに構築し、地図データ上に情報を落とし込むことにより、市内の防犯灯を一元管理することが可能となった。これにより、故障等を発見した際はコールセンターに管理番号を伝えるだけで、故障灯具の位置や導入器具を確認することができるようになり、迅速な修繕対応等が可能となる。



各防犯灯に設置される管理プレート

(5) 夜間の通行の安全確保

今回のLED化に伴い、地域から最も懸念されていたことは、明るさの低下であった。省エネルギー化を図るため、従来の電気契約区分よりワット数を下げることが事業の基本であることから、地域の不安も当然であった。

しかし、事業実施により、LED化が進むと、地域からの「暗くなった」という声はほぼ無く、「夜道が明るくなった」という声がほとんどを占めることとなった。

実際の導入前後の写真が次のとおりであり、地域防犯上も非常に良好な効果が期待される。



LED化工事施工前

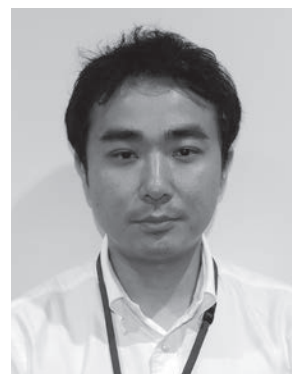


LED化工事施工後

6 まちの防犯力を高めるために

事業実施後に夜のまちを歩いてみると、以前は薄暗く夜間に歩くのも怖かった道が明るく照らされ、だいぶ歩きやすくなったように感じる。一方で、犯罪の発生場所は、路上に限ったものではなく、明るい場所で犯罪が発生する場合ももちろんある。犯罪を防ぐために重要なことは、地域全体で犯罪を起こさせない環境を作っていくことである。地域の防犯パトロールなどの自主防犯組織が増加しており、冒頭で示したとおり、犯罪発生件数は減少傾向にある。こうした、地域や個人の防犯に対する意識の向上が、犯罪を起こさせないまちにつながっていくものであり、今後も、地域と連携しながら安全で安心な川崎のまちづくりを進めていきたい。

川崎市における客引き行為等 防止対策



市民文化局地域安全推進課 担当係長 **中野 諭**

1 客引き行為等の防止に関する 条例制定の背景

(1) 客引き行為等による弊害

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」または「神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）」等の現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為、客待ち行為、勧誘行為および勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」という。）により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穩な通行または利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害されている。

(2) 現行法令による規制

客引き行為等の一部については、(1) のとおり風営法または県条例等の現行法令により規制されており、風俗営業による客引き行為やしつような方法による客引き行為等(*1)が規制の対象となっているが、居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等については、規制の対象とはならない。

(*1) 人の身体または衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路

に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法（県条例第9条第1項第7号参照）

	業種	風営法	県条例	条例
1	風俗・性風俗 （例）キャバクラ、ファッションヘルス	規制あり	規制あり	規制あり
2	深夜において専ら人の体に接触して行う役務等 （例）深夜営業のマッサージ、アカスリ	規制なし	規制あり	規制あり
3	1・2以外の業種	しつような方法によるもの	規制なし	規制あり
4	（例）居酒屋、カラオケ	しつような方法によらないもの	規制なし	規制あり

図表1 条例で規制する主な客引き行為

(3) 本市における客引き行為等の現状

①客引き行為等の実態調査

平成27(2015)年4月～6月の平日および休前日（金曜日）に、市内主要駅（川崎駅東口、川崎駅西口、武蔵小杉駅・新丸子駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅・向ヶ丘遊園駅、新百合ヶ丘駅）周辺の繁華街で客引き行為等の実態調査を行った。

- ・調査方法 4月から6月までの3カ月の間に、各駅平日1回、休前日1回それぞれ18時および20時の各時点での客引き行為等の人数を目視により調査した。
- ・調査場所 前述主要駅周辺の交差点等延べ130カ所以上

・調査結果 全市の調査結果について、次の図表2の一番右の欄を見ると、風営法または県条例の規制対象外となっている客引き行為（居酒屋、カラオケ店等）は平日で合計160件（規制対象を含めた件数全体の7割以上）あり、休前日も155件（規制対象を含めた件数全体の6割以上）あった。これらの結果から、規制の対象にならない客引き行為が非常に多いことが分かった。

(単位：人)

調査日	業種別	川崎駅東口周辺		川崎駅西口周辺		京葉小杉駅・新丸子駅周辺		武蔵溝ノ口駅周辺		豊戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺		新百合ヶ丘駅周辺		合計						
		18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時							
平日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	52	62	114	0	0	0	2	2	4	13	16	29	8	5	13	0	0	0	160
	客引き (風俗店等)	3	45	48	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	49
	スカウト	9	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11
	計	64	108	172	0	0	0	2	2	4	13	18	31	8	5	13	0	0	0	220
休前日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	49	47	96	0	0	0	3	8	11	21	23	44	4	0	4	0	0	0	155
	客引き (風俗店等)	4	79	83	0	0	0	0	0	0	4	1	5	2	0	2	0	0	0	90
	スカウト	5	0	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	10
	計	58	126	184	0	0	0	3	8	11	29	25	54	6	0	6	0	0	0	255

図表2 市内主要駅周辺の繁華街における客引き行為等の状況
※ 客引き（風俗店等）およびスカウトは、風営法または県条例の規制対象

②自粛要請

川崎市では、商店街等との連携により、川崎駅東口周辺で客引き行為等を行っている者に対し、市民等の迷惑となるような客引き行為等の自粛を求めたが、改善には至らず、新たな規制を設けるため条例を制定することとした。

※ 客引き行為者推移

要請前（平成27(2015)年4月17日(金)）184人
→要請後（平成27(2015)年5月29日(金)）213人

2 条例の概要

(1) 条例の目的

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、または利用することができる生活環境の確保を図り、もって安心して快適な地域社会の実現に資すること。

(2) 規制対象となる行為

実態調査の結果、客引き行為等の態様は3種類「居酒屋・カラオケ店等による客引き行為および客待ち行為」「風俗店等による客引き行為および客待ち行為」「勧誘行為・勧誘待ち行為」に大別することができるが、客引き行為および客待ち行為による害悪は、業種に関わらず生ずるものと考えられること、また、重点区域において行われる全ての客引き行為および客待ち行為について業種に関わらず規制の対象とすることで、平

等の原則に合致することから、次の①および③のとおり全ての客引き行為および客待ち行為を規制することとする。

なお、次の②の勧誘行為とは、風俗店等の役務に従事するよう勧誘する行為であることから、県条例を参考として次の②のとおり業種を特定するものである。

①客引き行為

公共の場所において通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行または利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

②勧誘行為

公共の場所において通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行または利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

③客待ち行為・勧誘待ち行為

公共の場所において客引き行為または勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

川崎市内の公共の場所等における
川崎市客引き行為等の防止に関する条例

平成28年4月1日施行

客引き・スカウト NO!!

対象区域 / 川崎市内全域

対象となる行為

客引き行為
居酒屋、カラオケ店、マッサージ店、キャバクラ、ガールズバーなどに客となるよう誘う行為



勧誘行為
キャバクラでの勧誘や、アダルトビデオへの出演などに従事するよう誘う行為（スカウト行為）



客待ち・勧誘待ち行為
上記の客引き行為や勧誘行為を目的として、相手方を待つ行為



川崎市
川崎市市民文化局地域安全推進課 電話/044-200-2354

リーフレット・ポスター等により違反行為を例示

(3) 規制する区域

①市内全域の公共の場所

「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を参考とし

て、重点区域（客引き行為等の適正化を図るため重点的に取り組む区域。以下「重点区域」という。）での違反について罰則の対象とし、重点区域外については、「規制行為を行わないよう努めるものとする」という努力義務を課すこととした。

条例は、客引き行為等を防止することにより安心して快適な地域社会を実現すること等を目的としており、これらの行為の規制に当たっては、比例原則(*2)に従い、規制範囲を必要最小限度にとどめることとした。

また、規制対象外区域を設けた場合、当該対象外区域においては市民等に不快感・不安感等を抱かせる悪質な客引き行為等を許容することとなり、本件条例の目的に反することとなることから、全市域の公共の場を規制の対象とし、少なくとも注意は行えることとした。

なお、客引き行為等そのものは、直ちに違法な商行為となるものではないが、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる迷惑行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すところである。

(*2) 行政が用いる手段はその目的との関係で均衡がとれていなければならないこと。本件の場合、特に客引き行為等の被害が大きい区域を重点的に規制することを指す。

条例名	全市域での規制	区域の指定	罰則の適用	備考
飲料容器等の散乱防止に関する条例	◎ 公共の場所で禁止	重点区域の指定	重点区域内での違反に対し適用 (値罰：過料2万円以下)	規則で告知および弁明の機会の付与を規定
路上喫煙の防止に関する条例	○ 努力義務	重点区域の指定	同上 (値罰：過料2万円以下)	同上
自転車等の放置防止に関する条例	○ 努力義務	放置禁止区域の指定	× (命令後、撤去・保管)	禁止区域以外自転車の撤去等についても規定

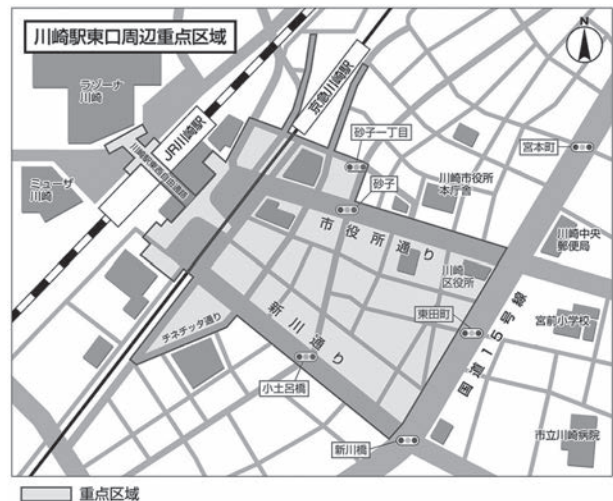
図表3 本市における他条例の状況

②重点区域の指定

市内主要駅周辺の繁華街において、客引き行為等について実態調査を行ったところ、川崎駅東口周辺が特に多かったため、当該区域を、客引き行為等の適正化を図るため、市内で初めて重点区域に指定することとした。

なお、重点区域の指定に当たっては、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴取することとなっており、当該区域内の商店街関係者や警察等から構成される川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会から意見をいただくとともに、実態調

査の結果および区域内の事業者等の意見を踏まえて行った。



(4) 条例の実効性の確保

①罰則

川崎駅東口周辺の客引きについては、これまで商店街内での自主的な呼びかけや市からの指導により、客引き行為の自粛を求めてきたところであるが、改善されないため、客引き行為等による害悪の解消のため、当該行為を規制する必要があることから、罰則を規定することにより実効性の確保を図るものである。

違反行為者に対して指導・勧告・命令を行い、これに従わない悪質な違反行為者には、罰則を適用し、50,000円以下の過料を科すとともに、氏名・住所等を公表することができることとしている。

②間接罰方式

行政刑罰には、義務違反に対して直接刑罰を科す「直罰方式」と、義務違反の改善等を求める命令に反したことに対して科す「間接罰方式」があり、直罰方式は、行政上の規制に違反すれば直ちに処罰されるため、前提となる法的義務には明確性が要求されるが、義務内容が明確でない場合は間接罰方式が採用されるとされている。

本件においては、現行法令において客引き行為等は直ちに違法な行為とされるものではなく、客引き行為等の禁止に係る法的義務が明確でないことから、段階的に対応する間接罰方式を採用することとした。

3 今後の取組

(1) 違反行為に対する巡回指導

平成28(2016)年9月1日から重点区域内での客引き

行為等は禁止となり、重点区域において客引き行為等をし、またはさせた者は、指導、勧告、命令の対象となり、命令に従わない者については、罰則が適用され、公表の対象となることから、重点区域を中心として、客引き行為等防止指導員の立哨・巡回により、客引き行為等の減少を図っているが、罰則の適用等について引き続き十分な周知・啓発を行う必要がある。

(2) 周知・啓発

条例施行後、市は、商店街や警察等他機関との連携により啓発キャンペーンやパトロールを実施するなどして客引き行為等防止対策を推進している。さらに、重点区域指定後も、その他の区域も含めて引き続き商店街や警察等他機関との連携により、広報活動等を行っており、今後も関係機関と連携し、事業者はもとより、来街者に対しても一層の周知・啓発を図っていききたい。



商店街、警察等との連携による歳末客引き行為等防止対策啓発キャンペーン（平成28年12月20日）



商店街、警察等との連携による客引き防止パレード（平成28年4月1日）

川崎市における空家等対策計画の策定

～総合的・計画的な空家等対策を目指し～



まちづくり局住宅整備推進課 担当係長 皆川 悟史

1 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定

(1) 背景

少子高齢化や社会情勢の変化等による空家等の増加により、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命・身体・財産の保護、地域の生活環境の保全や空家等の利活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が平成26(2014)年11月に制定され、平成27(2015)年5月に施行された。

(2) 法の概要

①空家等の定義とは

法による空家等の定義は、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。」とされており、建築物全体として使用されていないものが空家等となる。そのため、共同住宅においては、全戸が空家（空室）でなければ空家等と言えず、おのずと対策の対象は、戸建住宅が中心となる。

なお、「使用がなされていないことが常態である」とは、国の基本方針によると「概ね年間を通じて使用されていないもの」となっている。

②特定空家等とは

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にあると認められる空家等を特定空家等と定義し、市が特定空家等と認めた場合、所有者に対し、助言・指導、勧告、命令ができることとなった。また、命令に従わない場合は、行政代執行ができることとなった。

③所有者の責務及び市の責務

法第3条において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、所有者の一義的な責任を前提としながらも、法第4条において「市町村は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と市町村の責務が規定された。

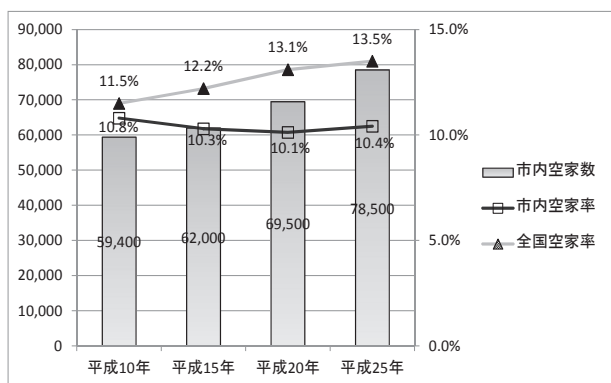
なお、市が行うことができる事務の概要は以下のとおりである。

- ・空家等対策計画の作成（法第6条）
- ・協議会の組織（法第7条）
- ・空家等の所在及び所有者等の調査等（法第9条、第10条）
- ・データベースの整備等（法第11条）
- ・所有者等に対する情報提供、助言（法第12条）
- ・空家等及びその跡地の活用等（法第13条）
- ・特定空家等に対する措置（法第14条）
- ・税制上の措置等（法第15条第2項）

2 空家の状況

平成25(2013)年「住宅・土地統計調査」(総務省)によると、全国の空家数は約820万戸であり、住宅総数に占める割合は13.5%となっている。一方、いまだ人口増加が続いている本市では、国の空家率が上昇傾向にある中、空家率は10.4%(平成25(2013)年)とほぼ横ばいとなっている。しかしながら、空家の数は年々増加傾向であり平成25(2013)年は78,500戸となっている(図表1)。

なお、「住宅・土地統計調査」は標本調査であるため、数値は推計値であり、法で定義する「空家等」と異なり、共同住宅の空室も含んだ数値である。

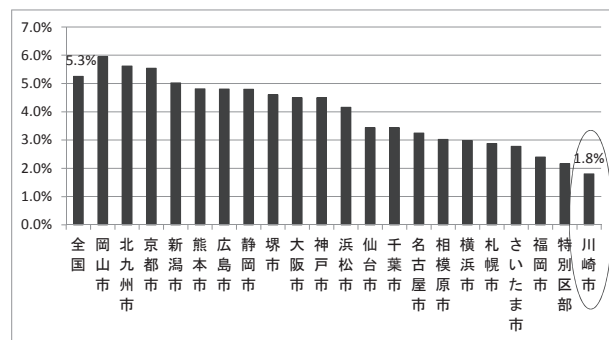


図表1 空家率と空家数の推移

住宅・土地統計調査では、空家を「二次的住宅(別荘やたまに寝泊まりしている人がいる住宅)」「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「その他の住宅(長期にわたって不在の住宅や建替えなどのために取り壊すことになっている住宅)」の4つに分類している。中でも、「その他の住宅」は、当面利用目的が無く、半ば放置されている場合もあるため、その存在が最も懸念される。

全国の「その他の住宅」に属する空家数は318万戸

で、住宅総数に占める割合は5.3%である。一方、本市では、「賃貸用の住宅」と「売却用の住宅」が空家の多くを占めているため、「その他の住宅」の数は13,600戸、住宅総数に占める割合は、20政令指定都市及び東京都区部と比較し、最も低い1.8%となっている(図表2)。



図表2 住宅総数に占めるその他の住宅の割合

以上のことから、いまだ人口増加が続いている本市では、比較的空家率は低く、かつ、大半の空家が賃貸・売却用として不動産業者等により一定程度管理されているものと考えられる。

3 空家等対策計画の策定

(1) 空家等対策協議会の設置

今まで見てきたように、全国的な傾向と比べ、統計上は恵まれた状況にあるともいえる本市であるが、平成42(2030)年をピークに人口減少社会が到来し、急速に高齢化が進むと推計されており、将来的な空家等の増加及び管理不全化が懸念される。そのため、総合的かつ計画的な空家等対策を推進するため、川崎市空家等対策計画を策定することとした。

計画策定にあたり、「川崎市空家等対策協議会」を平成28(2016)年3月に設置し、東京都市大学の室田昌子教授を会長として、学識経験者、弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、町会関係者、福祉関係者を構成員として、多角的な視点から計画策定の議論を進めていただいた。

(2) 協議会での意見

空家等対策を推進するにあたり、さまざまな議論がなされたが、中でも特に重要な論点が3つあった。

1つ目は、所有者の管理意識の醸成である。私有財産である空家等は、憲法第29条(財産権)及び民法第206条(所有権)において保障されており、基本的

には、所有者がどのように使おう（使わまい）と自由である。しかしながら、空家等は放置され管理不全に至ることにより、周辺に深刻な影響を及ぼす場合がある。そのため、空家等がもたらす問題について広く周知を図り、所有者による適切な維持管理を促す取り組みが必要との意見であった。

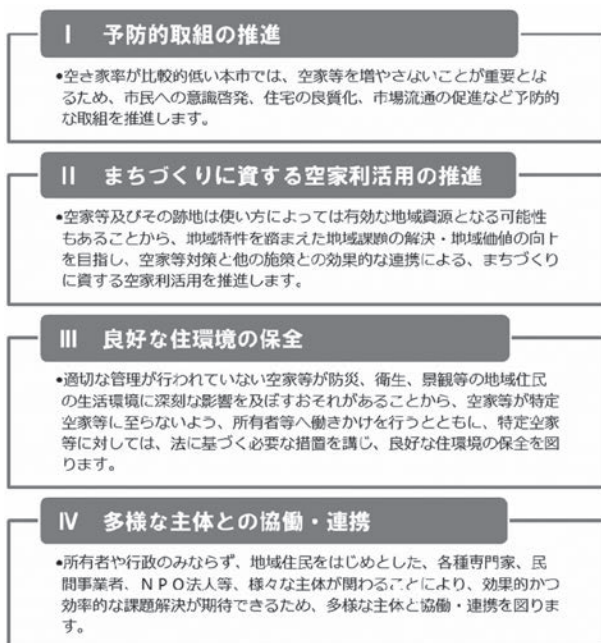
2つ目は、地域特性に応じた対策の実施である。南北に細長い本市は、南部の木造密集市街地で空家等が防災上の懸念となっている。また、北部の小田急線や東急田園都市線沿線の同時期に計画的な市街地形成が図られた住宅地においては、居住者の高齢化が進んでおり、今後空家等の増加が懸念される。そのため、地域特性に応じた効果的な対策を図ることが必要との意見であった。

3つ目は、市場流通の促進と管理不全の空家等の是正である。空家等の予防には、適切に管理された空家等を市場に流通させ、中古住宅市場の活性化を図ることも重要となる。市場に流通されず、適切な管理が行われていない空家等は、特定空家等に至るおそれがある。そのため、市場流通を促すとともに、適切な管理が行われていない空家等に対しては、影響が軽微なうちにその改善を図ることが必要との意見であった。

(3) 基本方針の策定

本市の状況や協議会での論点等を踏まえ、まずは、計画の基本方針をまとめていった。

前述したように全国的傾向と比べ統計上は恵まれ



図表3 空家等対策計画の基本方針

た状況にあるともいえる本市でも、将来的な人口減少社会の到来を見据え、空家等に至る以前からの予防的な取組が重要となる。

また、空家等の対策を個別課題の解決としてのみならず、地域のまちづくりや住宅市場の活性化の視点でとらえるとともに、行政だけでなく多様な主体が関わることで、より実効性のある総合的な対策が期待できることから、4つの基本方針を計画に位置付けた(図表3)。

(4) 基本方針を実現するための主な具体施策

①総合的な相談体制の構築（I 予防的取組の推進）

空家等の所有者は、相続、市場流通を含む利活用、維持管理など、さまざまな悩みを抱えている場合があるため、総合的な相談窓口を川崎市住宅供給公社に平成28(2016)年11月に設置した。窓口では、法律の専門家団体や不動産団体等とのネットワークにより、専門的な相談にも応じられるような体制を構築している。

また、将来的な空家等の発生が懸念される高齢者世帯に対し、住み替え先の相談や住み替え後の従前住居の流通・活用等に対する情報提供・相談対応も併せて実施している。

②地域主体の空家活用（II まちづくりに資する空家利活用の推進）

高度成長期に計画的に開発された戸建住宅地では、居住者の高齢化が進んでおり、空家等の増加と建物の老朽化が懸念される。そのような課題を抱える地域において、町内会・自治会をはじめとした地域住民とワークショップを開催するなどし、課題やニーズ等を把握した上で、NPO法人、不動産事業者等の多様な主体が連携し、空家を活用した地域主体の交流の場づくり等（モデル事業）を実施し、空家の管理に関する意識の醸成を図り、地域の住環境の維持・向上を図る取り組みを行っていく。

なお、モデル事業の効果・課題を踏まえ、地域特性に応じた空家活用の全市的な展開を目指すとともに、継続的かつ自立した地域主体の空家活用につながる支援の仕組みについても検討していく。



ワークショップの様子（平成28年9月）

③特定空家等への対応（Ⅲ良好な住環境の保全）

住民から消防局や区役所に寄せられた空家情報の集約及び現地調査を行い、その調査結果を基にデータベースを構築し、庁内情報共有を図ることとした。

また、国によって定められた特定空家等のガイドラインを参考に、特定空家等の判断基準を策定するとともに、関係局で構成される庁内会議を設置し、特定空家等の判定及び今後の対応方針を会議にて決定することとした。さらに、法に基づく命令を実施する前には、その妥当性に関し、空家等対策協議会の意見を伺うものとした。

(5) 実施体制の構築

空家等対策は、発生抑制、市場流通・利活用、管理不全の空家等への対応等、段階的かつ総合的な対策が必要となるため、さまざまな課題に対し、庁内においては、まちづくり局をはじめとした関係部署で連携した対応を図ることとした。

また、各種専門家団体や地域住民との協力体制についても、構築していくこととした。

4 おわりに

ここ数年、空家に関する記事をニュースや新聞紙面で耳目に触れる機会が多くなったと感じていた中で、担当者として本市の空家等対策計画の策定に携わったことは非常に有意義に感じている。本計画期間は平成29（2017）年度からの5年間としているが、今後の社会環境を見据えると、空家問題は恒久的な課題になることが予想され、この計画もその時々々の社会情勢を見据えながら改定していく必要が生じるであろう。

本市は、首都圏の中心部に位置し地理的な優位性を備えるとともに、市内には不動産事業者をはじめとした各種専門家が多く活躍しており、NPO法人や地域のボランティア団体の活動も活発に行われている。また、多くの大学が立地しており、先駆的な取り組みを行う企業もすでに存在している。

こうした優れたポテンシャルを存分に生かしながら、空家を負のイメージでなく、有効な地域資源として活かせるような取り組みにつなげていきたい。

「災害に強いまちづくり」の実現に向けた建築物の耐震化の推進

～「川崎市耐震改修促進計画」の改定および耐震化に向けた助成制度の見直し～



まちづくり局建築管理課耐震化支援担当 担当係長 村上 雪絵

1 はじめに

本市の耐震施策の基本となる「川崎市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）」は、平成17(2005)年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」の改正を受け、平成19(2007)年3月に策定したものである。当初は計画期間を平成27(2015)年度までとし、住宅(*1)・特定建築物(*2)の耐震化の目標値を90%として計画を推進してきた。

そして平成27(2015)年度末には、これまでの取り組みを総括するとともに、新たな計画期間を平成28(2016)～32(2020)年度までの5カ年とする促進計画の改定を行い、耐震化率の目標値を95%に引き上げ、さらなる耐震化に向けた取り組みを進めているところである。

本稿では、今回の改定経過や現状課題、課題解決に向けた取り組みについて記載するとともに、「災害に強いまちづくり」の実現に向けた今後のあり方について考察したい。

(*1) 旧耐震基準（建築基準法および建築基準法施行令が改正された昭和56(1981)年5月31日以前の設計基準）で建築された「戸建住宅（長屋住宅含む）」「共同住宅」をいう。促進計画で定義づけ。

(*2) 旧耐震基準で建築された「多数利用建築物（学校や病院、

百貨店等の多数の者が利用）」「危険物貯蔵場建築物（危険物を貯蔵・処理）」「通行障害建築物（地震により倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれあり）」等をいう。促進計画で定義づけ。

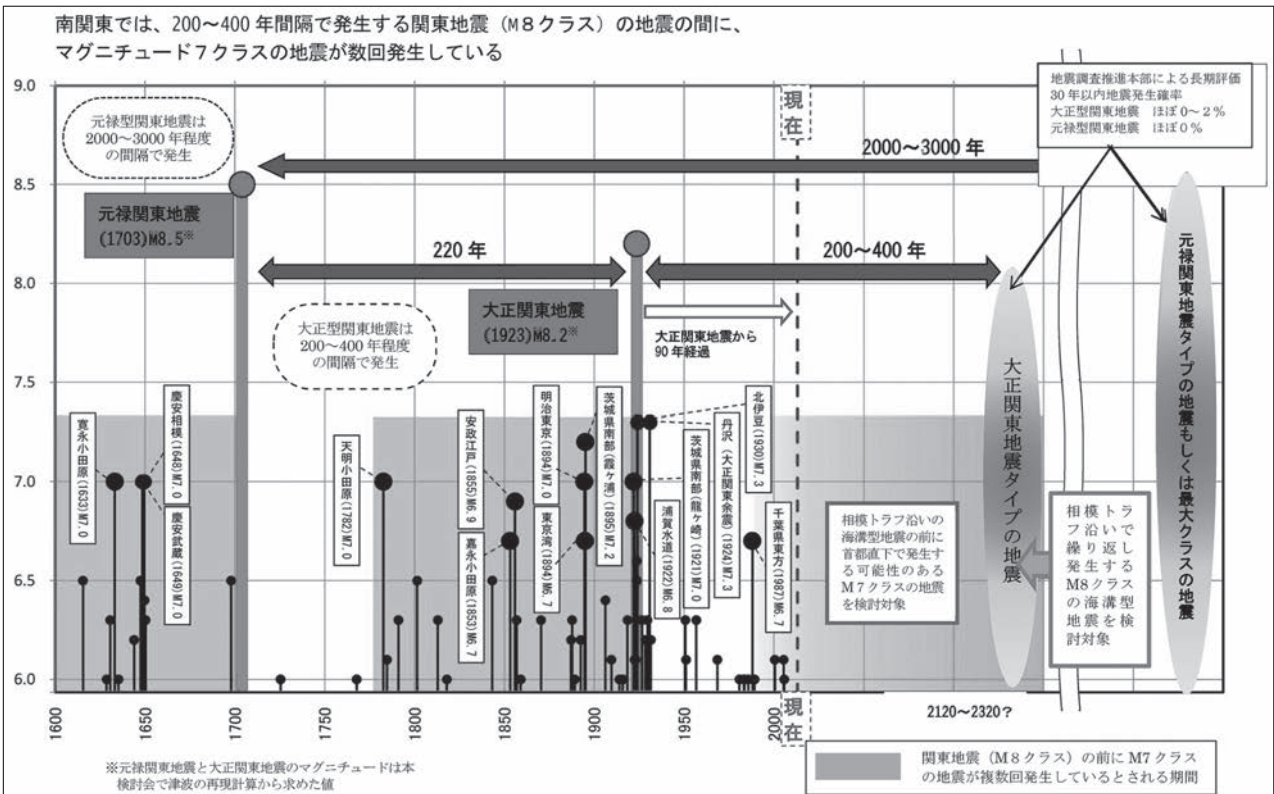
2 大規模地震への対策の切迫性

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を踏まえて設置された中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ」「首都直下」の各地震対策ワーキンググループでは、最大死者数約32万3千人といった大きな被害が想定されている（図表1）。

	最大死者数	最大建物全壊焼失棟数
南海トラフ巨大地震	約323,000人	約2,386,000棟
首都直下地震	約23,000人	約610,000棟

図表1 大規模地震における最大被害想定
【出典 内閣府 防災情報のページ】
(<http://www.bousai.go.jp/jishin/index.html>)

また「首都直下」地震では、これまで南関東で発生した地震の経過を踏まえ（図表2）、今後30年間に約70%の割合でマグニチュード7クラス地震が発生すると想定し、今後迫りくる大規模地震の被害を少しでも抑えられるよう、着実に建築物の耐震化に重点的に取り組むことが必要かつ重要であると指摘している。



図表2 南関東で発生した地震（1600年以降、M>6.0以上）
【出典 首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）】

建築物の種類	平成15年度		平成27年度	
	耐震性を満たす/全戸数	耐震化率	耐震性を満たす/全戸数	耐震化率
住宅 総数	442,200戸/536,500戸	82.4%	632,700戸/684,100戸	92.4%
内訳				
木造戸建住宅	80,300戸/131,100戸	61.2%	118,200戸/153,200戸	77.1%
共同住宅等	361,900戸/405,400戸	89.2%	514,500戸/530,900戸	96.9%

建築物の種類	平成17年度		平成27年度	
	耐震性を満たす/全戸数	耐震化率	耐震性を満たす/全戸数	耐震化率
特定建築物 総数	9,824棟/11,543棟	85.1%	11,552棟/12,501棟	92.4%
内訳				
多数利用建築物	4,331棟/4,978棟	87.0%	6,103棟/6,379棟	95.6%
危険物貯蔵場建築物	512棟/686棟	74.6%	210棟/283棟	74.2%
通行障害建築物	4,981棟/5,879棟	84.7%	5,239棟/5,839棟	89.7%

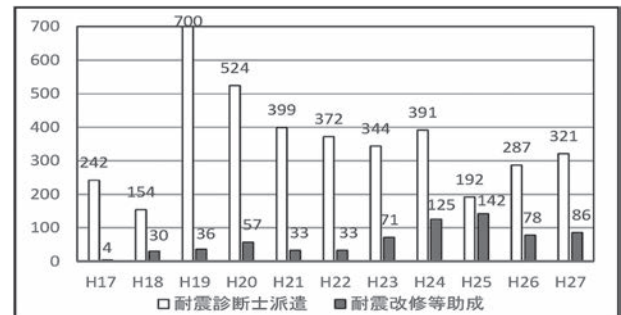
図表3 住宅・特定建築物の耐震化の達成状況
【出典 川崎市耐震改修促進計画】

建築物の種類	制度名	概要	補助内容
木造戸建て住宅	木造住宅診断士派遣制度 (H17.4創設)	診断士を無料派遣 (一般診断)	所有者負担無し (市の事業として実施)
	耐震改修助成制度 (H17.4創設)	精密診断・設計・改修費用の一部助成	補助率: 1/2 限度額: 75万円 ※H23~27までの時限措置として200万円まで引き上げ ※非課税世帯は別規定
特定建築物	特定建築物耐震改修等事業助成制度 (H20.4創設)		診断: 2/3、230万円 設計: 2/3、140万円 改修: 23%、1,500万円 (通行障害: 23%、4,000万円)

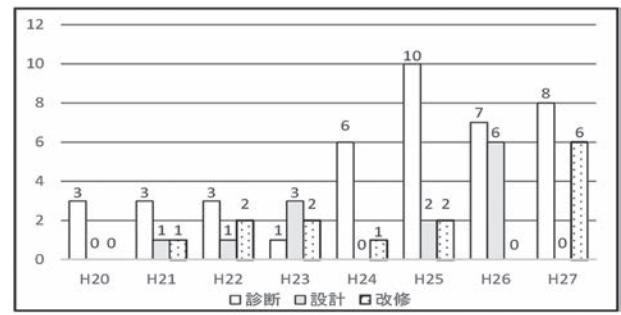
図表4 耐震改修等助成制度の一覧
※(注)いずれの制度も平成28年4月から制度改定されている。

3 耐震化の現状と今後の目標達成に向けて

ここでは、市内の住宅・特定建築物の耐震化の状況についてみていきたい。なお、市公共建築物および市営住宅については平成27(2015)年度末で耐震化率



図表5 木造住宅の耐震制度の申請状況



図表6 特定建築物の耐震制度の申請状況

100%を達成していることから、民間建築物について確認する。

(1) 耐震化の達成状況

住宅・特定建築物の耐震化の達成状況を見ると (図

表3)、各総数の平成27(2015)年度の耐震化率はいずれも目標値90%を上回る状況となっている。しかし、住宅では「木造戸建」、特定建築物では「危険物貯蔵場建築物」「通行障害建築物」が目標値を下回ることから、これらの耐震化対策を重点的に進める必要があると言えよう。

(2) 助成制度の活用状況

耐震改修等に係る各種助成制度(図表4)の申請状況について、はじめに、木造住宅のうち無料で行える耐震診断士派遣制度をみると(図表5)、初めて制度チラシの町内会回覧を行った平成19(2007)年が最大となり、以降は概ね約300件前後で推移していることがわかる。また、耐震改修等助成制度をみると、補助限度額を75万円から200万円に引き上げた平成23(2011)年度以降に申請が伸びているものの、その3年後の平成26(2014)年度には、前年と比較して約半数近くまで申請が落ち込んでいる。この補助限度額200万円は、当時、全国的に最も高いものであるにもかかわらず、3年間しか申請増を維持できなかったことが確認できる。

次に、特定建築物についてみると(図表6)、全体的に東日本大震災(平成23(2011)年3月)以降に申請が伸びていることがわかる(木造住宅と比較して申請件数の増加に1年のタイムラグがあるのは、特定建築物の所有者の多くが事業者であることから、耐震対策費用の確保のための社内調整等に時間を要しているものと考えられる。)

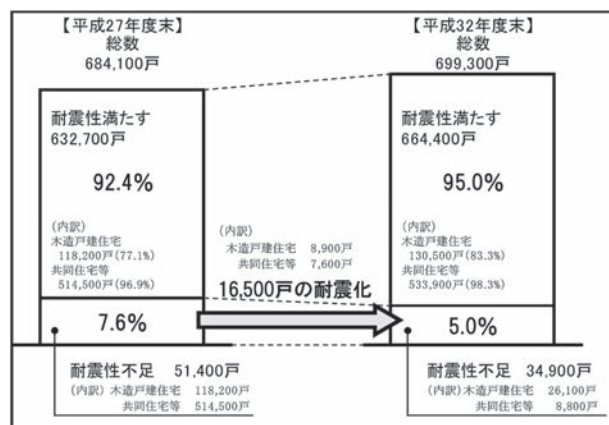
つまり、申請増加の要因は、国内で大地震が発生したこと、また、一時的な効果に過ぎないものの補助限度額の拡充により自己負担が軽減されたことが契機となったものと推測できる。

(3) 耐震化目標の達成に向けた必要数

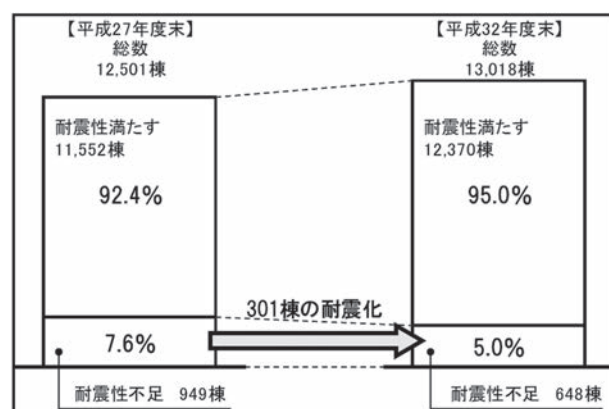
では実際に、どれだけ数の建築物を耐震化すればよいのか。平成32(2020)年度までに耐震化率95%の目標を達成するための必要数について、住宅のうち目標が未達成の木造住宅についてみると(図表7)、5年間で8,900戸(1,780戸/年)を耐震化する必要がある。また、特定建築物についてみると(図表8)、5年間で301棟(約60棟/年)の耐震化が必要となり、いずれもこれまでの助成制度の申請件数を大きく上回る数となっている。

以上、平成27(2015)年度に目標達成できた要因としては、建築物の自然増や助成制度によらない所有者の自助努力による影響が大きいことが明らかとなった。しかしながら、住宅・特定建築物のなかでも特に木造住宅については、経済的負担が大きいことを理由に建て替えを行うことが困難な方が多いことから(*3)、平成32(2020)年度の目標達成に向けて、一層の各種助成制度の推進に取り組む必要があると言えよう。

(*3) 診断士派遣制度を利用された方を対象に、平成21(2009)年度から所管課で実施しているアンケート調査による。



図表7 住宅の耐震化の目標



図表8 特定建築物の耐震化の目標

4 促進計画の改定概要と助成制度の見直し

より一層の耐震化の推進が必要となる中、今回の促進計画はいかに見直しを行ったのか、その概要についてみたい。

国の基本方針や神奈川県耐震改修促進計画等に基づき、住宅・特定建築物の耐震化率を90%から95%に引き上げ、これまで耐震化が進んでいない「木造戸建住宅」「通行障害建築物」について重点的に対策を進めるため、支援制度の拡充やさらなる普及啓発を図ることを重点に改定を行った(図表9、10)。

木造住宅については、まずは時限措置を止め、時限措置として拡充していた限度額を時限措置前の75万円から100万円に引き上げ、また、災害被害の軽減に資する新たな制度として、部分的な改修工事や耐震シェルターの設置などへの支援制度を創設した。

目的	制度	補助率	限度額
耐震対策	診断士派遣制度	無料	
	診断・設計・改修	2/3*	100万円*
災害被害の軽減	部分改修工事	2/3*	75万円*
	耐震シェルター	9/10	30万円
	防災ベッド		10万円

図表9 木造戸建て住宅に係る助成制度 改定：□、新設：□
 ※非課税世帯は補助率3/4、限度額150万円

建築物の種類		助成内容	補助率	限度額
多数利用建築物等		診断	2/3	230万円
		設計	2/3	140万円
		改修	23%	1,000万円*
耐震診断義務化 通行障害建築物	木造	診断士派遣制度	無料	
		診断・設計・改修	3/4	150万円
	非木造	診断	10/10	無
		設計	2/3	140万円
改修	4,000万円			
分譲マンション		診断	2/3	4万円/戸
		設計		5万円/戸
		改修	15.2%	30万円/戸

図表10 特定建築物に係る助成制度 改定：□、新設：□
 ※大規模建築物は限度額4,000万円

また特定建築物については、「通行障害建築物」のうち、災害時に特に通行等を確保すべき道路について耐震診断を義務化するとともに、その支援制度を創設した。

以上、建築物の中でも優先順位をつけて助成制度を見直すことで、広い意味での耐震対策について戦略的に取り組んだと言えよう。

5 「災害に強いまちづくり」の実現に向けて

やや堅苦しくはあるが、促進計画改定に至る経過や現状課題を踏まえた改正内容についてみてきたが、最後に、耐震化に向けたさらなる課題から「災害に強いまちづくり」の実現に向けて私たち行政はどうあるべきか、私見を含めて記述したい。

(1) 多様なニーズに対応した支援制度の創設

国や促進計画に定めた耐震化率95%の目標値を達成するためには、建築物の耐震化基準を満足させなければならない。他方で、耐震改修等の実施に踏み込め

ない方々の理由は、経済的負担が大きいことだけでなく、建物所有者の高齢化に伴うさまざまな事情があること、工事期間中の仮住まいに躊躇すること、また、そもそも家を改修しても自分以外に住み続ける人がいないことなど千差万別であることから、市民の生命および財産の確保を最優先するのであれば、耐震基準に縛られない柔軟な対応が今後必要になるだろう。さらに、空家活用やリフォーム支援など、他施策との連携を図りながら、所有者のニーズに適切なアドバイスを行うなど、市役所全体としてのきめ細やかな対応が求められるだろう。

(2) 耐震対策につながる効果的な普及啓発の実施

建築物の耐震対策の主体は、あくまで所有者にある。行政がいくら支援制度を創設しても、利用されなければ意味がない。では、いつ起こるか分からない大地震への備えとして住宅の耐震改修等に数百万円を投資していただくためには、行政としてどんな促進策が考えられるのだろうか。単に補助限度額を引き上げれば良いとの考え方もあろうが、3(2)でも記載したとおり、高額な補助限度額は一時的な申請増につながるものの、それを維持させるには別の対策が必要となる。それは、これまでの申請傾向を踏まえると、毎年行う制度チラシの町内会回覧を充実させること、また、今後起こるであろう大規模地震への対策の必要性や重要性を定期的に情報発信することなどが考えられる。目新しいことだけでなく、こうした地道な活動が耐震改修への第一歩につながると考える。

(3) 科学的な根拠に基づく計画立案のためのデータ収集・分析の実施

耐震対策を巡る課題について、先進的な自治体では、地域の情勢を細かく捉えて対応策を講じていることが多いように感じる。社会情勢が目まぐるしく変化する中で、それに併せて市民ニーズや工事費用等が変化し続けることから、それらに係る調査や事業効果等の分析を行い、科学的な根拠に基づき支援制度等の計画を立案することが、行政として重要であると考えられる。

「市のロゴマークが変わった！」 だけじゃないんです…

～ブランドメッセージの策定と、
プロモーションのお仕事～



総務企画局シティプロモーション推進室 ブランド戦略担当 担当係長 広岡 真生

1 2016年7月15日、お披露目

扉の向うでイメージ動画が流れ始めた。「Colors, Future! いろいろって、未来。川崎市!!」。幼い子どもたちによる元気一杯のナレーションが響き渡り、福田市長による記者会見が始まる。会見場にはこの日に合わせて用意されたブランドメッセージのポスター6種類が飾られ、障害者や外国人、高齢者、子育て中のお母さんなど、多彩なバックボーンをお持ちの市民の皆さんが市長と一緒に登壇している。

準備に1年半かけた政策が、いよいよ日の目を見る。マスコミの反応はどうか、市民は、世間はどんな風にブランドメッセージを受け止めてくれるのか。大切に育ててきた子どもが、巣立っていくさまを見せられているようで、誇らしくもあり、不安もあり、なんともいえない気持ちになる。まあでも、明日からは少し楽になるかな…。

2 都市をブランディングせよ!

「シティプロモーション推進室ブランド戦略担当」おおよそ公務員の肩書きとは思えない、気取った横文字が並ぶ現在の部署だが、スタートは平成27(2015)年4

月の秘書部において切られた。

プロモーションの意味を辞書で引くと、「消費者の購買意欲を喚起するための活動で、販売を促進するために行うもの」とあり、いわゆるマーケティング用語なんだそうだ。だからシティプロモーションの仕事を噛み砕いていうと「話題づくりと、川崎市に世間の注目を集めること」くらいになるのだろう。

そもそもマーケティング用語なのだから、ピンと来

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎市のブランドメッセージ

ないのも当然ともいえる。「ブランド物のバックでも作ってるの？」なんて質問は半分冗談としても、近年、市の施策を市民に知ってもらう努力が足りないというご批判が増えていることを考えると、シティプロモーションは、行政運営上欠かせない仕事になりつつあるのかもしれない。

そしてその「シティプロモーション（川崎市の売り込み・話題づくり）」を実行するために、「都市のブランディング（他都市との差別化、魅力の明確化）」という命題が浮上、「ブランドメッセージ」の策定へとつながっていったのである。

3 「多様性」というコンセプト

ブランドメッセージの検討に当たっては、広告代理店やPR会社などによる企画コンペ形式で制作事業者を選定、市民アンケートや街頭でのロゴマーク認知度調査などを経て、候補を絞り込んでいった。臨海部や多摩川などの地域資源や、「音楽のまち」などのまちづくり施策、人口動態や消費動向などの統計情報、近隣他都市との比較・分析から、地理的特徴、はては市の歴史まで。とにかくさまざまな角度から「川崎」を評価し直し、まもなく150万人に達しようとするこの活力にあふれた都市の姿を再定義しようと試みたのである。

結局、有識者の会議などにおいて最終候補として残った2案、4パターンを、市民アンケートにかけた上で決まったのが、「Colors, Future!いろいろって、未来。」というブランドメッセージであった。

このブランドメッセージには、多くの方々が市外から移り住んできた川崎の歴史や、外国人市民・障害を持つ市民と共に形成されてきた共生社会のありようが示されている。また、さまざまな分野における異なるもの同士の交じり合いや、その結果生まれる多様性が、豊かさそして未来の可能性につながっていくというメッセージも込められている。

4 ブランドメッセージの反響

冒頭の市長記者会見でお披露目を済ませたブランドメッセージであるが、翌日から、市役所内部のロゴマークの切り替えや、ポスターの掲出、動画の上映、ホームページのアップ、市内イベントへの出展や各種

団体への説明など、業務は多忙を極めた（冒頭の「明日からは少し楽に…」なんて全然ならなかった）。

そんな中で、市役所内外からさまざまなお問い合わせやご提案をいただいた。ブランドメッセージに関する評価は、好き嫌いも含めて賛否さまざまであったものの、デザイン性の高さについては多くの声をいただき、とりわけアゼリアビジョンに流した動画については反響が大きかった。

8月の終わり頃だったと思う。都内にある建物の内装を手がけるデザイン会社から電話が入った。なんでも新川崎に新たに数千人規模のオフィスが進出するのだが、その施設のエントランスや会議室の内装を、ブランドメッセージをベースにデザインしたいとのこと。川崎にゆかりのある企業なので、なんとか地域色を出したいと考えていたのだが、アゼリアビジョンに流れていた動画を見て、「これだ!」とひらめいたのだという。

川崎の多様性を表したさまざまな色のバリエーションが、新規オープンするそのオフィスのコンセプトにぴったりなんだそうだ。ちなみに新施設の名前は「富士通新川崎テクノロジースクエア」。富士通の最先端事業における研究開発機能が集約され、多くの技術者が集い新たなイノベーションを目指す研究開発施設である。



アゼリアビジョンで流れるブランドメッセージ

5 「デザイン」のチカラ

市役所に勤めてまもなく20年になるが、ここ数年「デザイン」について考える機会が増えた。そもそも職員1万人を超える市役所組織の中で、デザインを専門に

担う部署は存在しない。当然、「デザイナー」なる肩書きの職員もいない。多くの市民の生活に深く入り込み、たくさんの人々が集うまちを支える仕事であるにもかかわらず、考えてみればおかしなことだ。

世の中には「アートデザイン」「プロダクツデザイン」「工業デザイン」はては「コミュニティデザイン」など、「デザイン」と名の付く仕事がたくさん存在する。少し大きな会社であれば、そして消費者に届ける商品やサービスを扱っている会社であれば、社内にデザイナーを抱えているものである。

優れたデザインに出会うと、人は心地良さを感じ、心理的な親近感を覚える。とても手に馴染むボールペンや、なんとなく落ち着く公園のベンチなど、何気ない場面を陰で支えて



ロゴマークをあしらった付箋

くれるのが、考え抜かれたデザインである。さて、ブランドメッセージを浸透させる取り組みでは、ロゴマークをあしらった付箋を配布している。シンプルなデザインのカバーをめくると、ロゴで使用した3原色の付箋があり、「多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。…」というメッセージが目飛び込んでくる。アゼリアビジョンの動画や駅頭の巨大広告物に加え、こんな小さなステーションナリーにも「デザインのチカラ」が発揮されている。

6 「川崎が好き！」と出会う楽しさ

ブランドメッセージのプロモーションの一環として、市内のさまざまなイベントに出店し、ロゴマークをデザインした缶バッジの製作ワークショップを展開している。参加者に好きな色を塗ってもらい、それを機械にかけて缶バッジを作成、その場でプレゼントするという企画で、主に子どもと親御さん向けのプロモーションである。子どもたちがぬり絵をしている合間を縫って、お父さんお母さんにブランドメッセージの宣伝をさせてもらう。気分が乗れば別に用意した寄せ書きにも、「川崎のよいところ」「100周年まであと8年」などのテーマでコメントをいただいている。

東扇島東公園のオールナイトロックフェス「BAY CAMP」への出店では、この缶バッジが20~30代の若い世代にも受け入れられた。寄せ書きには、「かわさき最高!」「川崎の『人』が好き。気取らない下町っぽいところがいい」「川崎で子どもができた。このまちで成長を見守っていきたい」などのコメントが記されている。

一方、昨年11月に宮前区の小学校で行われた総合の時間では、ブランドメッセージの動画やポスター、新聞記事などを題材に、「郷土への愛着、誇り」をテーマにした授業が展開された。まず先生が、市のさまざまな地域資源や魅力施設を説明した上で、川崎の良さを子どもたちに想起させ、このまちの未来を「色」と「言葉」で表現させる組み立てであった。5年生は5年生なり、6年生は6年生なりの工夫を凝らし、自分たちが大人になる近い将来と、まちの発展を重ね合わせた発表をしてくれた。この授業の様子は、tvkの「LOVEかわさき新春特番」でもオンエアされている。



ロゴマークをデザインした缶バッジ

7 シティプロモーションというお仕事

武蔵小杉は近年、住みたいまちランキングで常に上位にランクインし、その小杉を破壊した映画「シン・ゴジラ」が毎日映画コンクール大賞を受賞、惜しくもリーグ優勝を逃したフロンターレの後援会は3万人を突破した。いま川崎は、「まち」に関する明るい話題にあふれている。

携帯電話ドコモのテレビCMに起用された女子3人組のバンドSHISHAMOは、川崎市立川崎総合科学高等学校の出身でライブでは「川崎から来ました」と言うのだそうだ。10代、20代女子の間で圧倒的な人気を誇り、aikoの再来とまで言われる今注目のバンドである。

人は自分が生まれ、育った土地に少なからず愛着を持つ。でもその気持ちは、いつもいつも口に出して表現できるわけではない。ときに近隣他都市との比較において、ときに世の中の評価を気にして、なんとなく「○

○出身です」と言えないことがある。

ブランドメッセージの策定は、そんな多くの人々が大切にしているこのまちの良さやポテンシャルを形にする取り組みであった。洗練されたコピーにより抽象化し、デザインや映像の力を借りて人々の気持ちに直接働きかける。その全てが上手くいったとは言えないが、それでもいくつかは人々の心に届いたのではないかと思う。

シティプロモーションとは、まちの素晴らしさをてらわずに、ストレートに表現する仕事だと思う。そうした表現を受け止めてくれた人々の間に、「川崎が好き」というメッセージが残り、そしてそれがつながっていってくれれば嬉しい。

まだまだよちよち歩きのブランドメッセージだけれど、市制100周年に向けて、「多彩なまち」「多様性を支えるまち」というコンセプトを150万市民にしっかり届けていきたいと思っている。

特集

【インタビュー】

地域で支えるまちづくり ～地域包括ケアシステム構築に向けた重要な視点～

日本女子大学人間社会学部准教授 黒岩 亮子

【地域内の多様な主体による取り組みの紹介】

認知症の人が暮らし続けられる地域づくりを目指して

特定非営利活動法人 楽 理事長 柴田 範子

制度や年齢、障害種別等で縦割らない地域包括ケアシステムづくりの実践 ～川崎区での取り組み～

社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長 中澤 伸

【職員による関連施策等の紹介】

川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けたビジョンづくり

～一住み続けたい最幸のまち・川崎市を目指して～

健康福祉局地域包括ケア推進室 担当係長 菅野 智宏

かわさき健幸福寿プロジェクト(要介護度の維持・改善)の取り組み

～最幸のまち「かわさき」を目指して～

健康福祉局高齢者事業推進課 担当課長 武田 克巳

医療と介護の連携による在宅医療の推進 ～地域包括ケアシステムの構築を目指して～

健康福祉局医療政策推進室 担当係長 久保 真人

【本市の政策展開から】

- 「プロボノ」を活用した新しい地域の仕組みづくり
- 知的財産を活用した川崎モデルによる中小企業支援
- 川崎の魅力を発信するスタジアム ～等々力陸上競技場メインスタンド整備～

【現場の目】

- 「ひと・どうぶつ MIRAI(みらい)プロジェクト」
～多様な主体との協働・連携による施策推進への取り組み～
- 新型ノロウイルスの発見 ～健康安全研究所から～
- 魅力ある地域資源の発掘・発信へ向けて ～なかはらメディアネットワークの取り組み～
- 多摩区3大学連携協議会における取り組み ～協定締結10周年を迎えて～

【研修の窓】

- ダイバーシティ(多様性)のまちづくりを目指して ～ピープルデザイン・ゼミの取り組み～
- 行政の役割

【かわさき市政カレンダー】

- 平成26(2014)年4月～平成27(2015)年12月

第33号

(平成27(2015)年12月発行)

特集

【インタビュー】

ICTを活用した自治体施策 ～かわさきにおける情報化の未来～

国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)准教授 庄司 昌彦

【職員による関連施策等の紹介】

多様な主体と連携した情報施策

総務局ICT推進課 課長補佐 新井 信宏

コンビニエンスストアにおける証明書の交付の開始に向けた取り組み

市民・子ども局戸籍住民サービス課 戸田 義明

子育て支援アプリ「あさお子育てポータル」実証実験の取り組み

～子育て支援の情報を探しやすい～

麻生区役所子ども支援室 担当課長 佐野 純子

第32号

(平成27(2015)年3月発行)

特集

市民の声を“聴く”

～「対話」と「現場主義」のまちづくりを目指して～

第31号

(平成26(2014)年10月発行)

特集

市民の「心のふるさと」多摩川とともに歩む

～多摩川を活かしたまちづくりの考察～

第30号

(平成26(2014)年3月発行)

特集

かわさきの地域力

～多様な力を紡ぐ取り組み～

第29号

(平成25(2013)年9月発行)

特集

市政運営の三本柱に基づくかわさきのまちづくり

第28号

(平成25(2013)年3月発行)

特集

指定都市川崎における区のあり方

～これまでの歩みとこれからの行方を探る～

第27号

(平成24(2012)年3月発行)

特集1

新たな「地域の魅力」を活かす

特集2

3.11後の川崎

成熟社会を迎え、戦後社会を形成してきた「成長型」の社会システムの転換が求められています。こうした時代において、自治体現場でも、さまざまな政策・制度の開発・研究の取り組みが、あらゆる職種を通して、職員一人ひとりの課題となってきました。

そのためには、職員個人の自由な発想による創造的意見・提案が何よりも重要になってきます。本誌の刊行の狙いもそこにありますが、多様な意見の発表・交流の“ひろば”として、本誌に発表された職員の論稿は、原則として職員個人の意見・提案であることをご理解ください。(編集部)



販売のご案内

「政策情報かわさき」は、次の場所では有償頒布（定価＝本体600円＋税）を行っています。なお、お取り寄せの場合は別途送料が必要です。

※お取り寄せは、かわさき情報プラザのみのお取り扱いとなります。

※川崎市ホームページ（「政策情報かわさき」バックナンバー情報）

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/38-1-7-1-0-0-0-0-0-0.html>

販売場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎）、中部道水路台帳閲覧窓口（高津区役所1階）および北部道水路台帳閲覧窓口（麻生区役所2階）

お問い合わせ先

かわさき情報プラザ
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎2階
電話044-200-2121

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

政策情報かわさき 第35号

2017年3月発行

【編集・発行】川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL. 044-200-2159 / Fax 044-200-3919

定価=本体600円+税